

守谷市災害時行動マニュアル

平成 31 年 月
守 谷 市

守谷市災害時行動マニュアル改訂（改定・修正）履歴

守谷市災害時行動マニュアル

番号	改定・修正区分	改定・修正完了年月日	改定・修正概要
1	策定完了	平成 30 年 4 月 7 日	地域防災計画全面改定に伴う策定
2	修正	平成 30 年 4 月 27 日	副市長不在による修正
3	修正	平成 30 年 7 月 1 日	新副市長主任による修正
4	改定・修正	平成 31 年 3 月 29 日	風水害編全面改定に伴う改定（項目追加） 災害タイムライン（項目追加）
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			

目 次

項 目		頁
本マニュアルの構成・活用法		1
第4章	災害応急対策計画	—
第1節	初動対応	—
	第1 職員の配備と動員	2
	第2 災害対策本部等の設置等	3
第2節	災害情報の収集・伝達・分析・報告	—
	第1 情報の収集・伝達・報告	4, 5
	第2 被害情報等の収集・集約・分析	6
	第3 通信・情報手段の確保	7
	第4 広報活動	8
第3節	派遣・応援要請及び円滑な受援	—
	第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保	9
	第2 応援要請・受入体制の確保	10
	第3 防災関係機関等との連携	11
第4節	被害軽減対策	—
	第1 緊急輸送手段の確保	12
	第2 物流拠点の確保・運用	13
	第3 消火, 救急・救助活動	—
	1 消火活動	14
	2 救急・救助活動	15
	第4 医療救護活動	16, 17
	第5 対応能力向上活動	—
	1 職員活用計画	18
	2 職員補充計画	19
	3 24時間勤務体制移行計画	20
	4 職員の健康管理及び安全管理	21
	第6 財政措置	22
	第7 燃料確保計画	23
	第8 二次災害の防止策	24, 25
第5節	避難対策	—
	第1 避難・誘導	26, 27
	第2 施設利用者の安全対策	28
	第3 避難所運営	29, 30
	第4 避難生活における健康の確保	—
	1 保健師活動	31, 32
	2 防疫対策	33
	3 食品衛生の確保	34
	4 精神保健対策	35, 36

項		目	頁
第6節		被災者生活支援	—
	第1	被災者への広報活動	37
	第2	生活物資の供給	—
	1	食糧等の供給	38
	2	飲料水の供給	39
	3	生活必需品の供給	40, 41
	第3	要配慮者支援対策	—
	1	要配慮者支援対策	42, 43
	2	要配慮者支援対策（外国人）	44, 45
	第4	応急教育・保育等対策	—
	1	応急教育対策	46, 47
	2	応急保育等対策	48
	第5	災害ボランティア活動支援	49
	第6	帰宅困難者対策	50
	第7	ペット保護対策	51
第7節		災害救助法の適用	52
第8節		応急・復旧・事後処理	—
	第1	住宅応急対応策	53, 54
	第2	ライフライン施設の応急復旧	55, 56, 57
	第3	清掃処理	—
	1	廃棄物処理	58
	2	汚水処理	59
	第4	交通の確保・障害物の除去	—
	1	道路交通の確保	60
	2	鉄道交通の状況把握等	61
	3	路上障害物の除去	62
	第5	行方不明者捜索	63
第6	遺体処理, 火葬, 埋葬	64	
第9節		農地・農業計画	65, 66
第10節		地区の孤立対策	67, 68
第5章		災害復旧・復興計画	—
第1節		被災者生活の安定	—
	第1	り災証明書の発行	69
	第2	住宅等被害認定調査	70
	第3	災害義援金品の配布	71, 72
	第4	被災者支援対応	73, 74
	第5	生活資金の支給・融資	75, 76
	第6	被災者生活再建支援制度の適用	77
	第7	中小企業等の再建支援	78
第2節		公共施設の災害復旧	79, 80

	第3節	激甚災害の指定	81
	第4節	復興事業の推進	82, 83

項		目	
別紙		災害タイムライン	
	第1	災害対策本部事務局災害タイムライン	
	第2	総合対応部災害タイムライン	
	第3	福祉・救護・避難支援部災害タイムライン	
	第4	生活基盤対応部災害タイムライン	
	第5	上下水道部，教育部，消防部，災害対策本部（風水害編第3章第9節・第10節）災害タイムライン	

《本マニュアルの構成》

本マニュアルは、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）の第4章災害応急対策計画、第5章災害復旧・復興計画及び守谷市地域防災計画（風水害対策編）の第3章災害応急対策計画、第4章災害復旧・復興計画までの実施業務について、具体的な実施手順を示すものである。

各ページは、守谷市地域防災計画本文の項目ごとに構成している。

《本マニュアルの活用法》

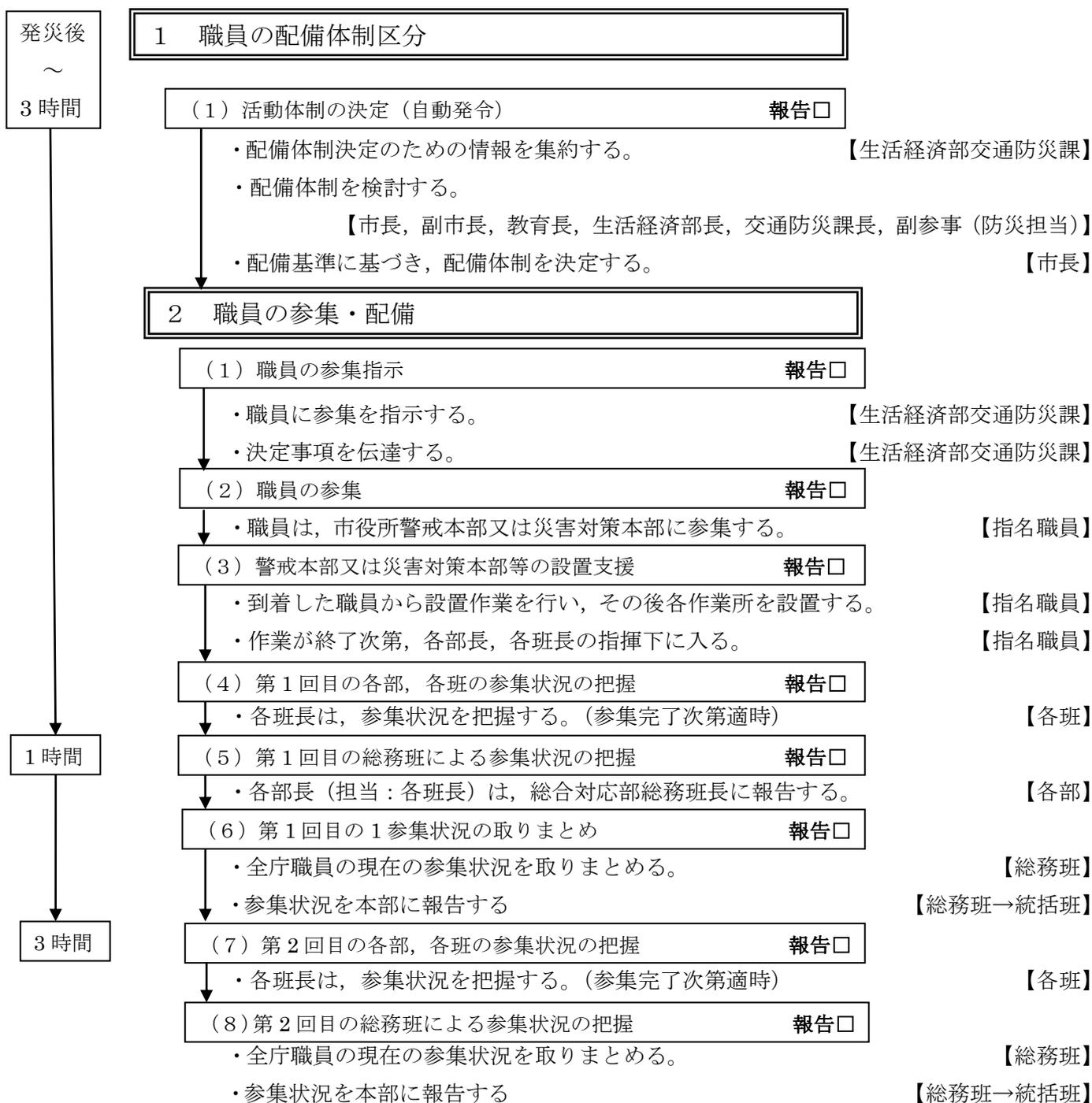
1 本マニュアルのページ上

- ・【担当班等】欄：表記業務を主担任する災害時の各部，各班，災害対策本部設置前及び解散後の各部，各課名を表記する。
- ・【関連班等】欄：「担当班等」の担当部，班等が業務上関連する災害時の各部，各班，災害対策本部設置前及び解散後の各部，各課名を表記する。
- ・【関連機関等】欄：「担当班等」の担当部，班等が業務上関連する機関，事業所等を表記する。
- ・【業務関連マニュアル】欄：実施する業務に関連するマニュアル等を表記する。
- ・【関係根拠等】欄：根拠となる規則，計画等を表記する。

2 災害時の各部，各班，災害対策本部設置前及び解散後の各部，各課の担当者は，担当業務（二重囲み線の業務）の手順を確認し，他の班等や連携すべき班（文後方【～班】表示）との関係を確認した上で業務を実施する。

3 作業完了後，災害対策本部事務局等の必要な災害時の作業担当部，災害対策本部設置前及び解散後の作業担当各部，各課へ報告し，単線囲み線内の「報告□」欄に「チェック✓」を入れる。

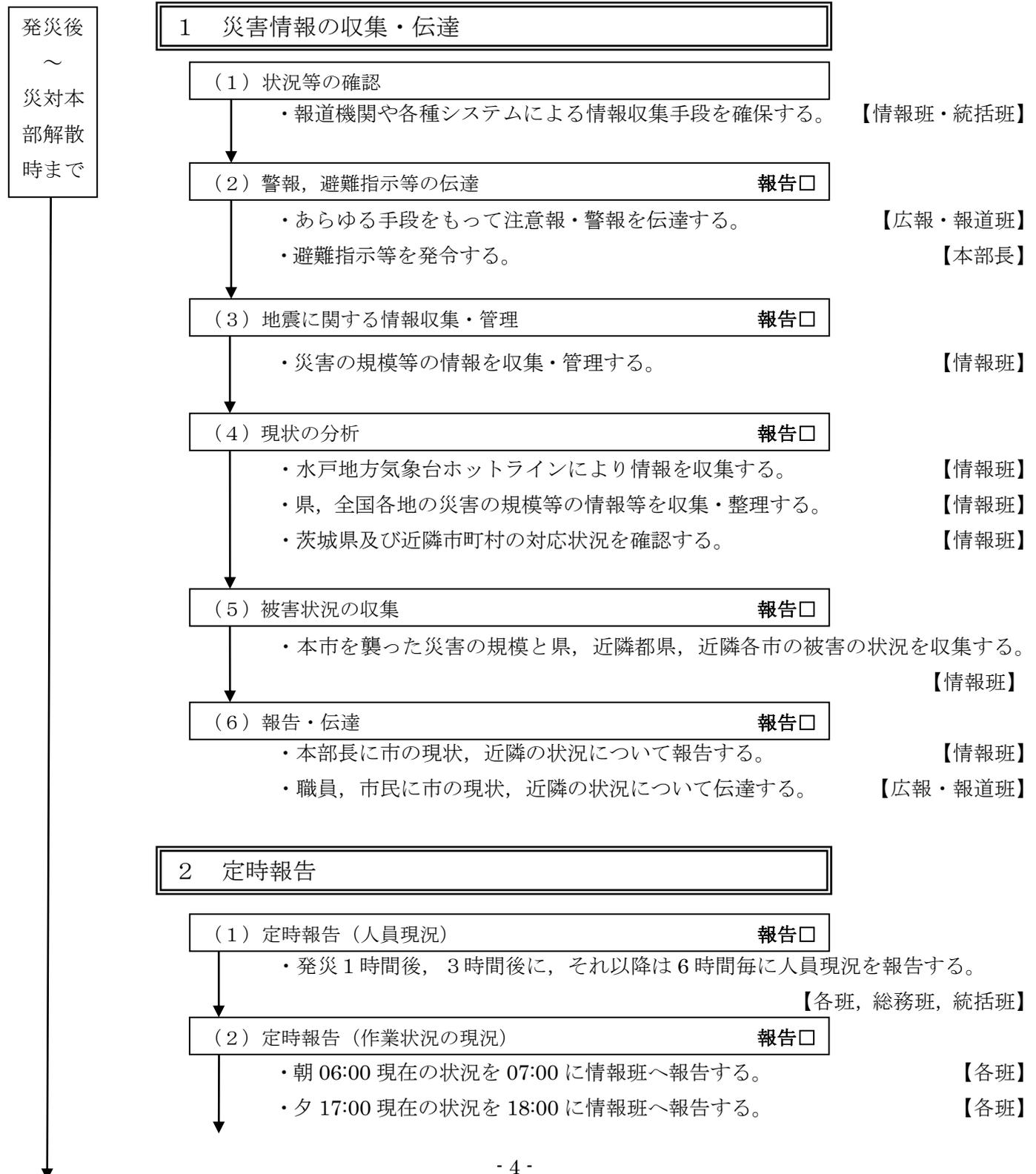
職員の配備と動員 (第4章 第1節 第1)		【担当班等】 災害対策本部事務局統括班, 総合対応部総務班
【関連班等】 市長, 副市長, 教育長, 生活経済部長, 交通防災課長, 副参事(防災担当), 交通防災課, 指名職員, 各班	【関連機関等】	
【業務関連マニュアル】 守谷市職員災害時初動対応マニュアル	【関係根拠等】	
着眼	迅速, 的確に情報を判断して意見具申を実施し, 決定を促す。職員は, マニュアルどおり速やかに参集し, 災害対策本部, 作業所等を開設し, 各部長, 各班長の指揮下に入る。	

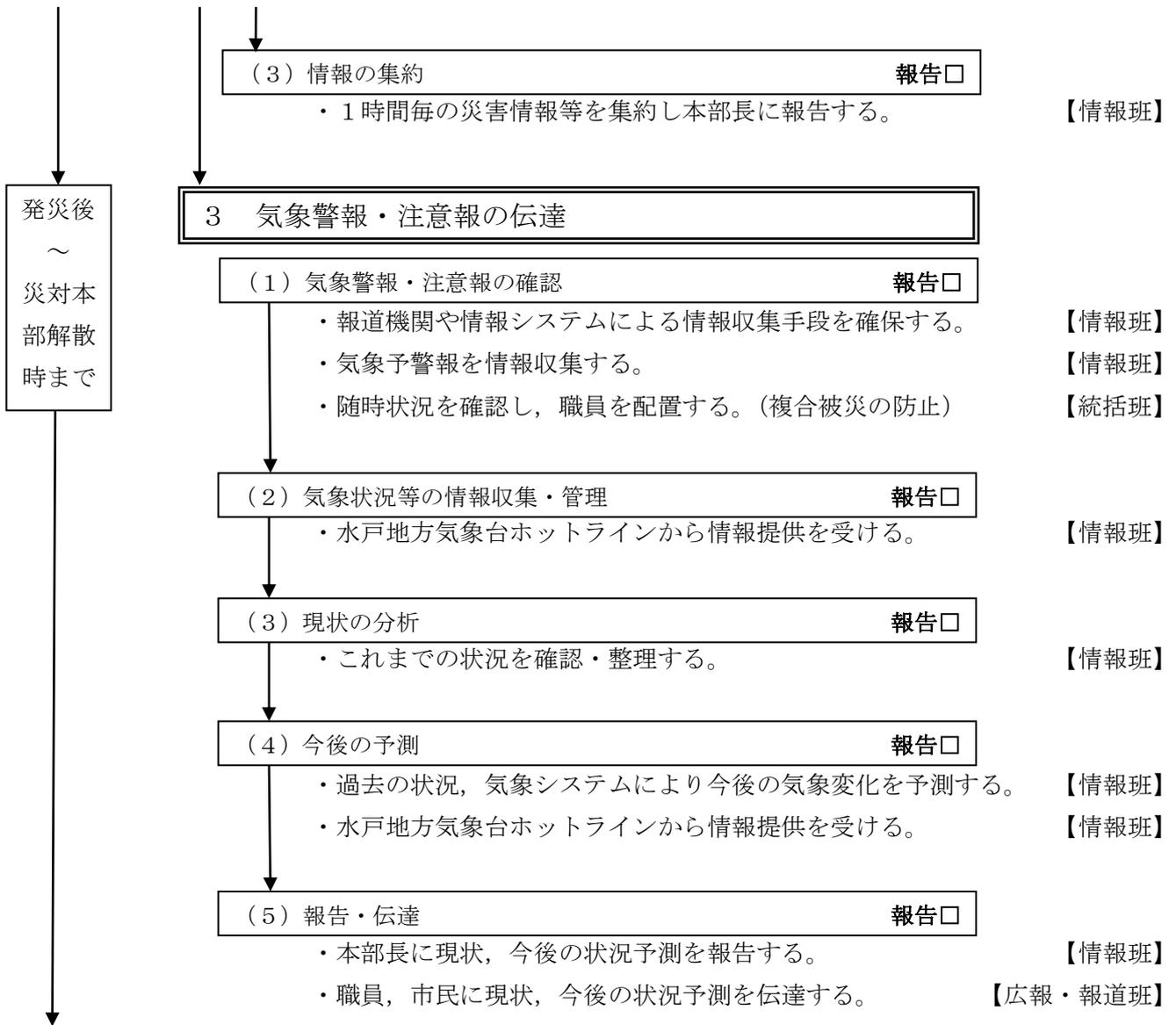


災害対策本部等の設置等 (第4章 第1節 第2)		【担当班等】 災害対策本部事務局統括班
【関連班等】 本部長，副本部長，災害対策本部事務局長，財政班， 情報班，各部，各部長，各班，指名職員	【関連機関等】 茨城県（茨城県災害対策本部） 国（非常（緊急）災害現地対策本部）	
【業務関連マニュアル】 守谷市災害時初動対応マニュアル	【関係根拠等】	
着眼	警戒本部又は災害対策本部等の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。	

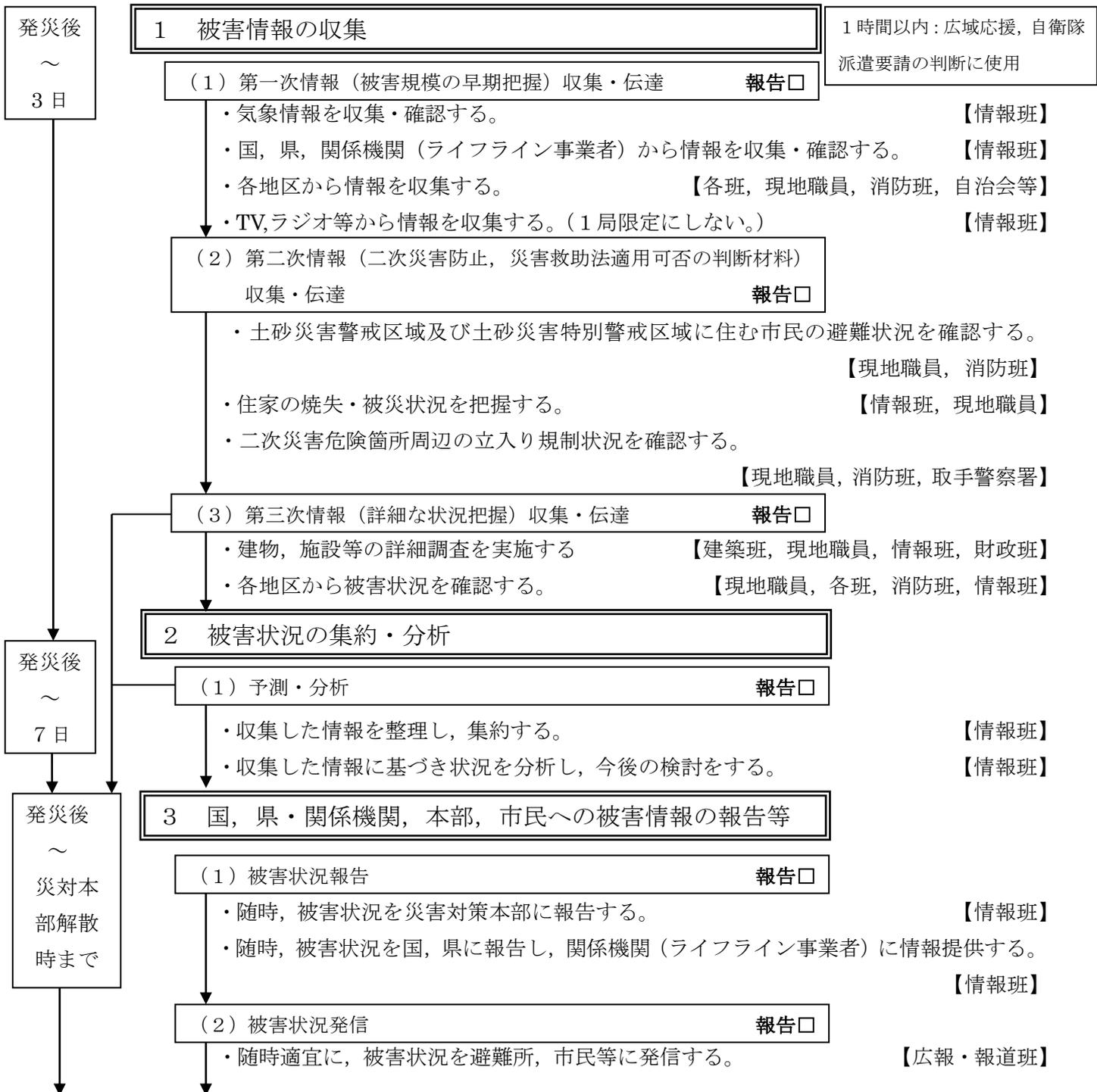


情報の収集・伝達・報告 (第4章 第2節 第1)	【担当班等】 災害対策本部事務局情報班, 総合対応部広報・報道班, 各班
【関連班等】 本部長, 統括班, 総務班	【関連機関等】 気象庁(水戸地方気象台), 茨城県
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】
着眼	災害時の情報は, 全ての基本となるので, その収集・伝達を, 迅速・正確・多角的に実施するとともに, 適時・確実に報告する。

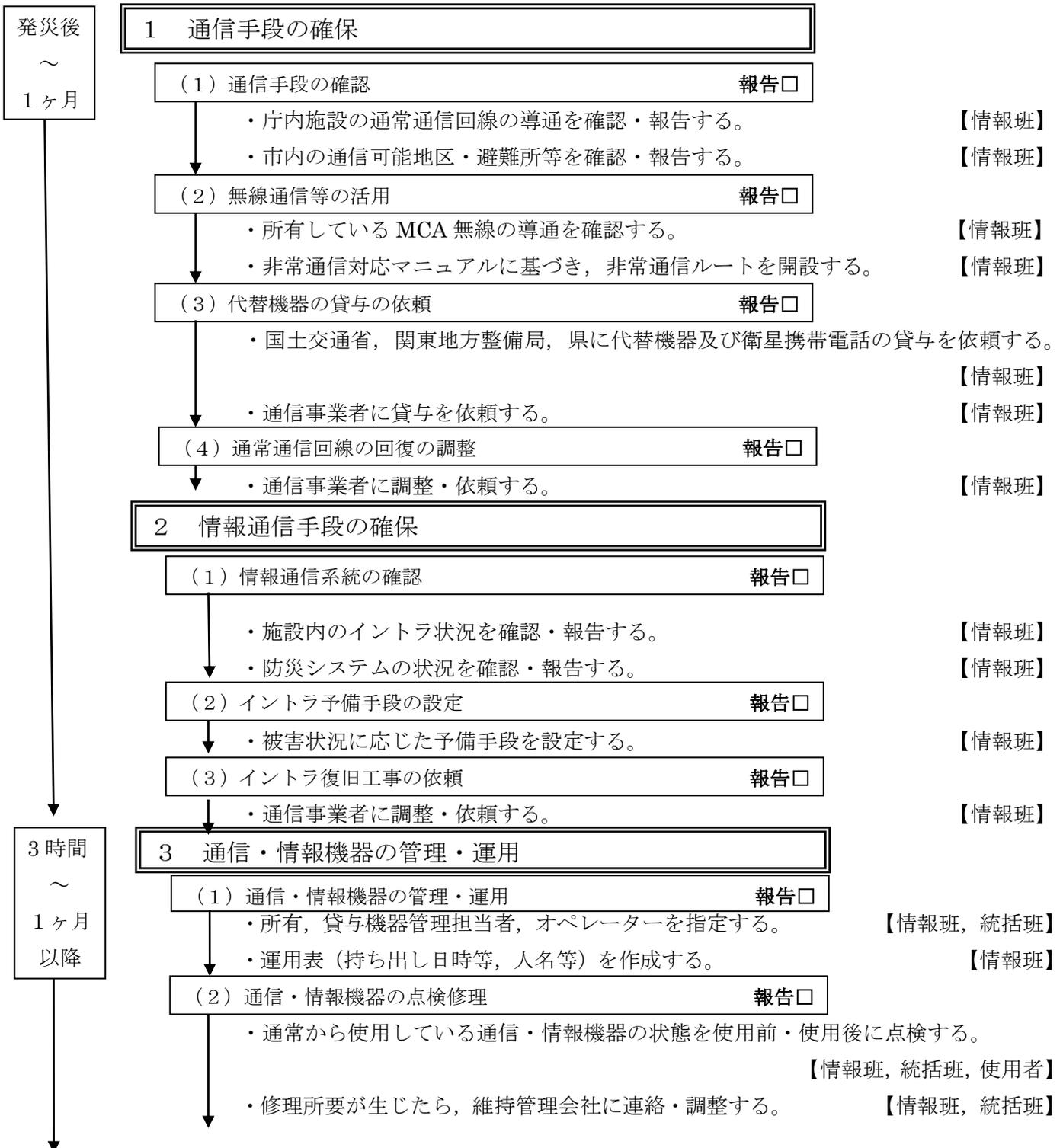




被害情報等の収集・集約・分析 (第4章 第2節 第2)		【担当班等】 災害対策本部事務局情報班 総合対応部広報・報道班
【関連班等】 各班, 現地職員, 取手警察署, 消防班, 建築班, 財政班, 自治会等	【関連機関等】 国, 茨城県, ライフライン事業者, 自治会等	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	被害情報の収集・集約・分析は応急対策を効果的に実施する上で必要不可欠である。このため迅速・正確・多角的に被害情報を収集し, その情報を一元的に活用するため情報集約を実施する。また的確にこれを分析し活用するとともに, 適時・適切に報告・報道を実施する。この際, 特に72時間内を重視する。	

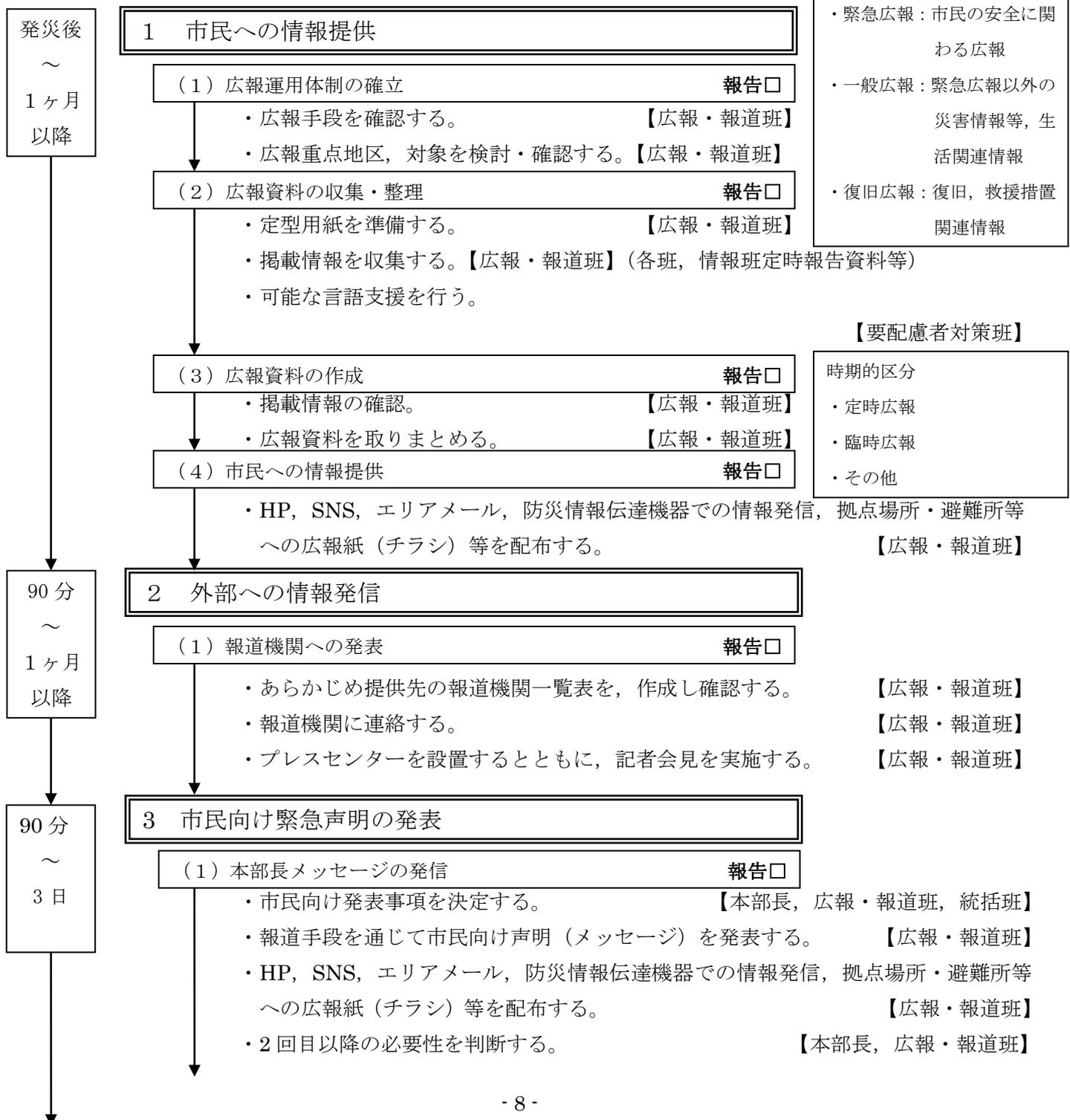


通信・情報手段の確保 (第4章 第2節 第3)		【担当班等】 災害対策本部事務局情報班 災害対策本部事務局統括班
【関連班等】 通信機器等使用者	【関連機関等】 通信事業者，国土交通省，関東地方整備局，茨城県，災害時応援協定事業者(通信)	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	発災時において，通信・情報手段の確保，速やかな予備手段への移行は，適時・的確な指揮のために重要である。このため現状を的確に把握し，迅速に対処するとともに，確実な運用に留意する。	

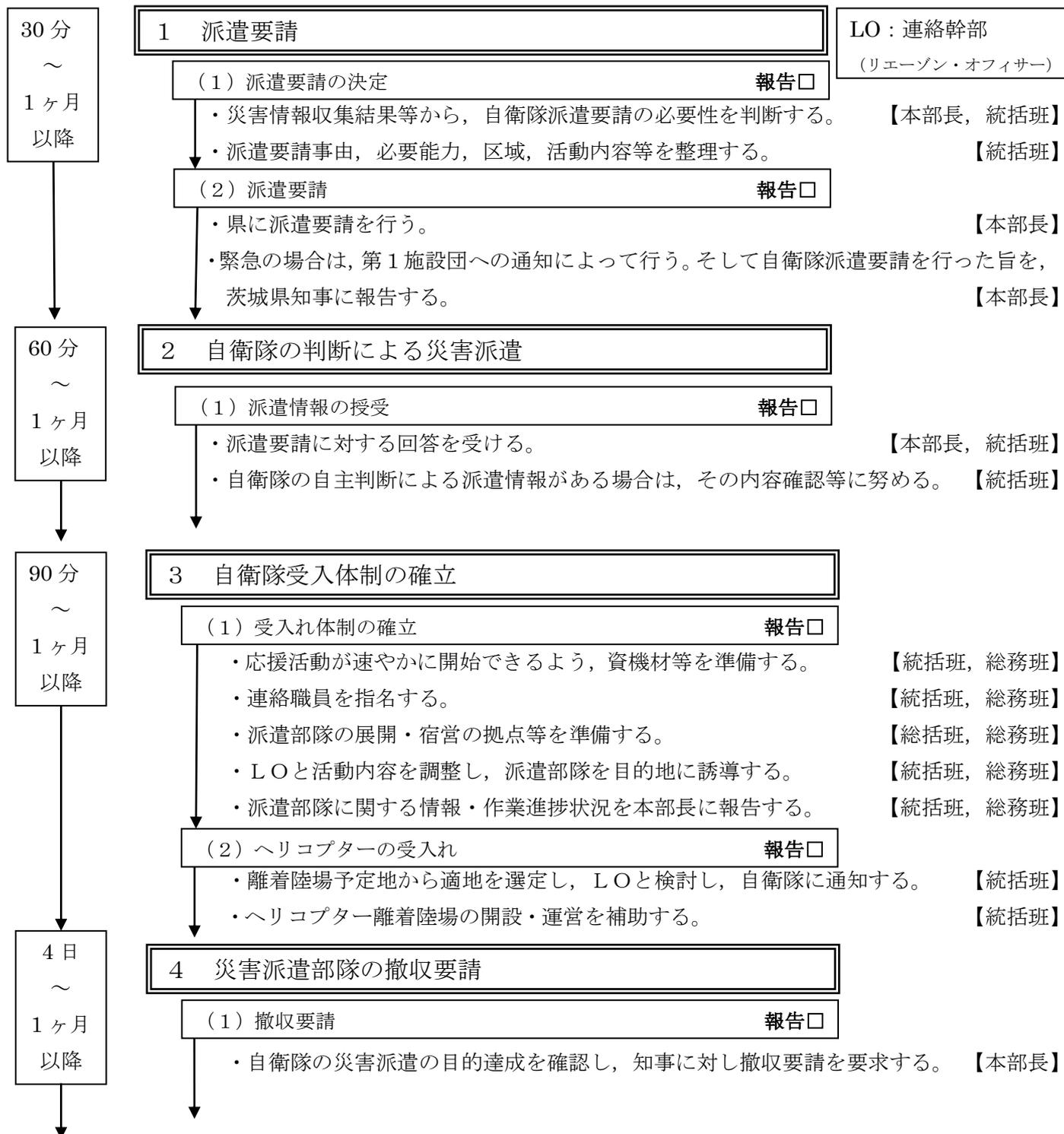


広報活動 (第4章 第2節 第4)	【担当班等】 総合対応部広報・報道班
【関連班等】 本部長, 本部統括班, 情報班, 要配慮者対策班, 統括班	【関連機関等】 報道機関
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】
着眼	発災時, 情報不足による混乱等の発生を防止し, 安定した秩序を早期に回復させるため, あらゆる手段を講じて適時正確な情報を市民, 報道機関に提供する。この際, 確実に提供されているかの確認に留意する。

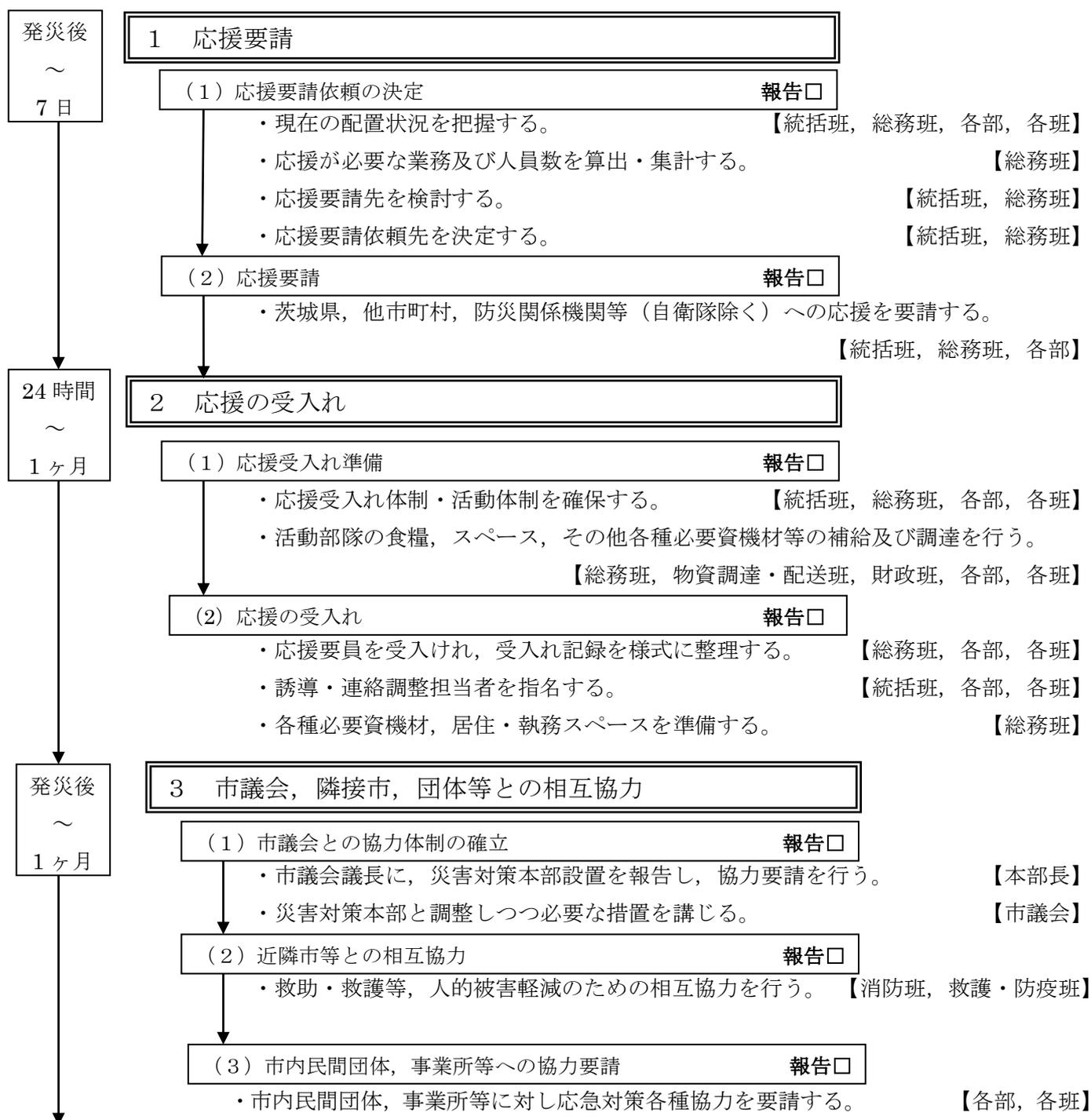
あらゆる広報手段 (HP, SNS, エリアメール, 防災情報伝達機器, 広報紙 (チラシ) 等, TV・ラジオ等, 新聞, 広報車等)



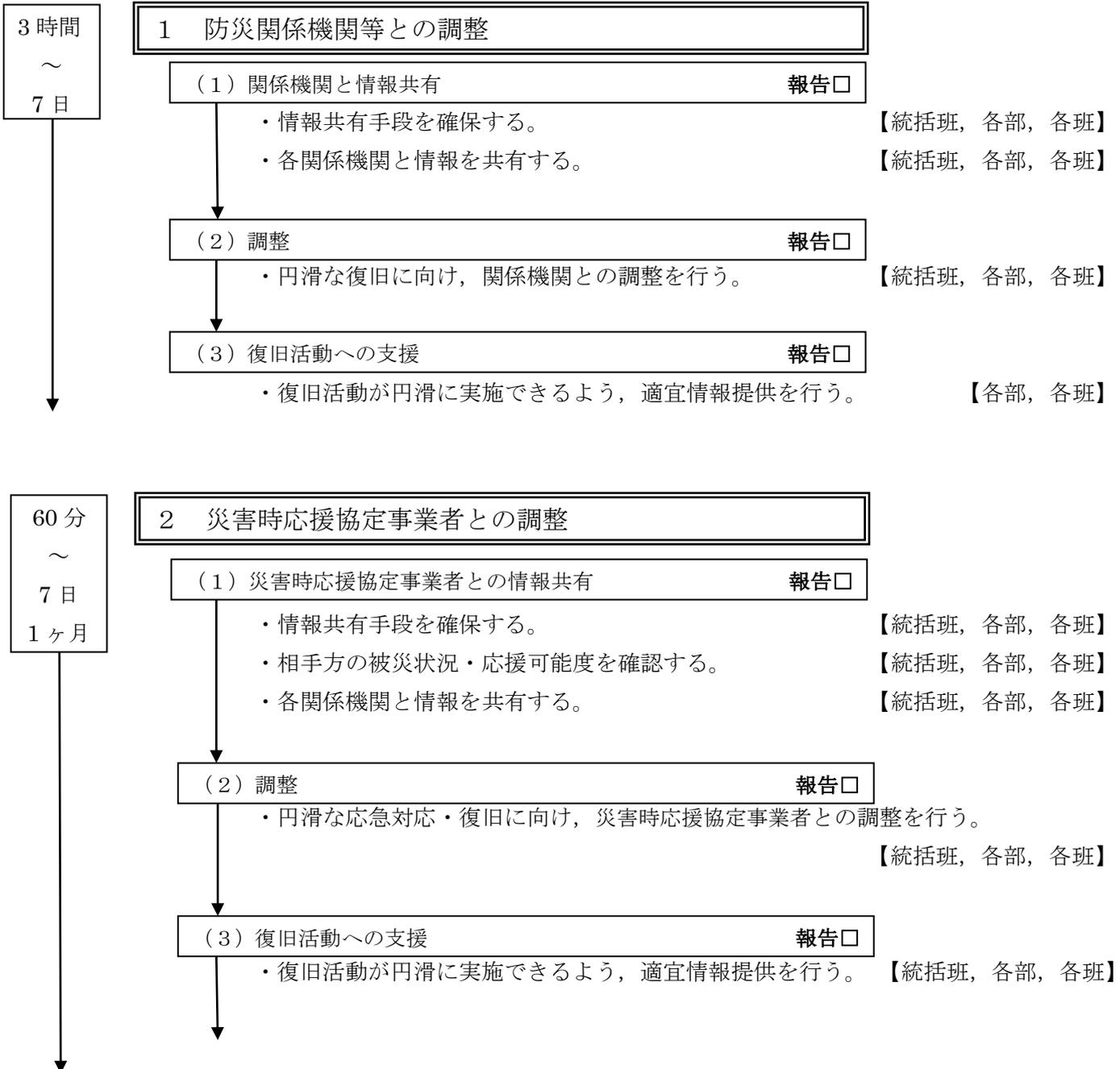
自衛隊派遣要請・受入体制の確保 (第4章 第3節 第1)	【担当班等】 災害対策本部事務局統括班
【関連班等】 本部長, 総務班	【関連機関等】 茨城県, 自衛隊東部方面総監部, 第1施設団, 東部方面航空隊,
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】
着眼	市独自で災害応急対応活動が不可能で, 必要と判断した場合, 市長は知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。必要とする災害派遣部隊の編成・装備に応じ, LOと良く調整し受入体制を確保する。この際, 市の状況を的確に把握・分析し, 支援内容等を調整する。



応援要請・受入体制の確保 (第4章 第3節 第2)	【担当班等】 災害対策本部事務局統括班
【関連班等】 本部長, 総務班, 各部, 各班, 救護・防疫班, 物資調達・配送班, 財政班, 市議会, 消防班,	【関連機関等】 茨城県, 他市町村, 防災関係機関, 市内民間団体, 災害時応援事業所
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】
<p>災害が発生した場合において, 市の行政機関だけでは対応が不十分であり, 市長が必要と判断した場合は, 災害対策基本法, 各種協定等に基づき, 他の機関に応援を要請し, 災害応急対応活動等に万全を期する。この際, 必要人員・必要機材等を的確に見積り, 状況に応じた応援先を検討・要請し, 円滑に受け入れるとともに, 応援部隊等との密接な連携及び管理について留意する。</p>	



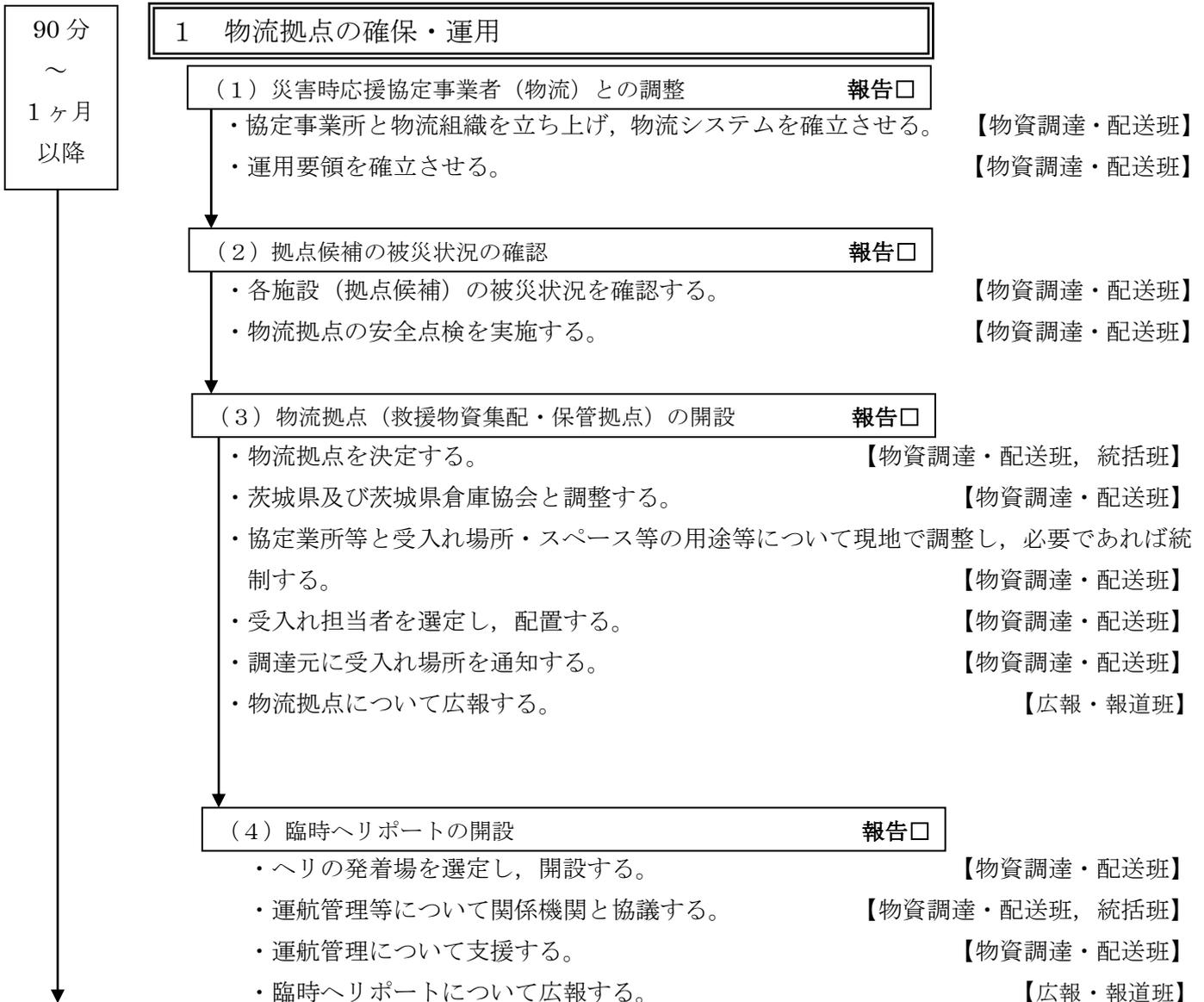
防災関係機関等との連携 (第4章 第3節 第2)		【担当班等】 災害対策本部事務局統括班,
【関連班等】 各部, 各班	【関連機関等】 防災関係機関, 災害時応援協定事業者	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	災害が発生した場合において, 市の行政機関だけでは対応が不十分であり, 要請が必要であると判断した場合, 災害対策基本法, 各種災害時応援協定等に基づき, 応援要請し, 早期に市民生活を安定させるため, 円滑で安定した災害応急対応活動及び迅速な復旧活動を行う。この際, 防災関係機関等との情報共有と意思の疎通に留意する。	



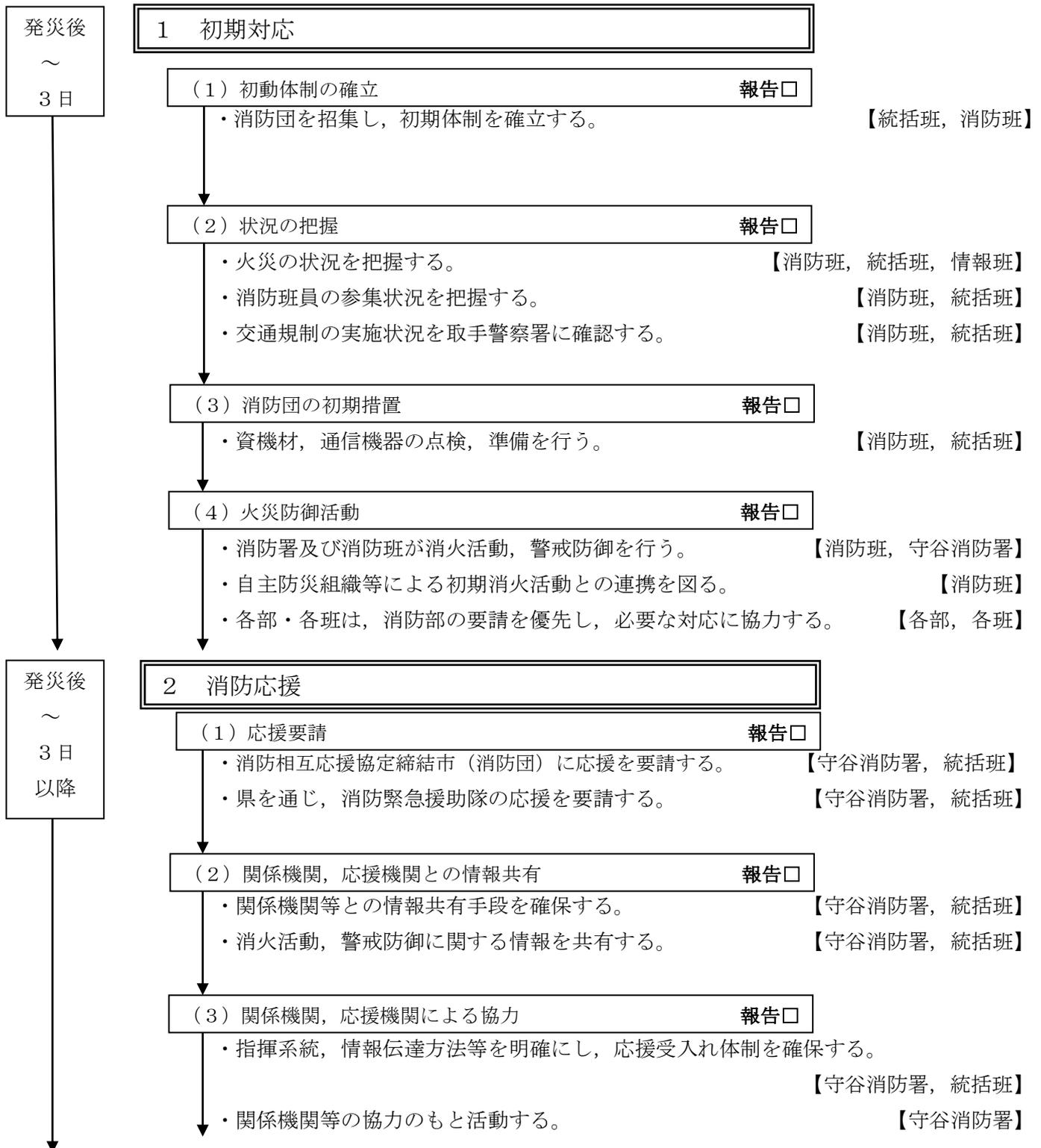
緊急輸送手段の確保 (第4章 第4節 第1)		【担当班等】 災害対策本部事務局物資調達・配送班 災害対策本部事務局財政班
【関連班等】 統括班, 広報・報道班, 土木班		【関連機関等】 茨城県, 取手警察署, 茨城県石油業協同組合取手支部, 茨城県トラック協会常総支部, 自衛隊, バス事業者, 応援協定事業者, 応援協定市町村
【業務関連マニュアル】		【関係根拠等】
着 眼	発災時, 緊急輸送需要が急激に増加するため, 需要に対応する輸送手段・輸送量の確保に努めなければならない。このための確に需要を見積り計画し, 応援要請の調整を積極的に実施し十分な輸送手段を確保する。	



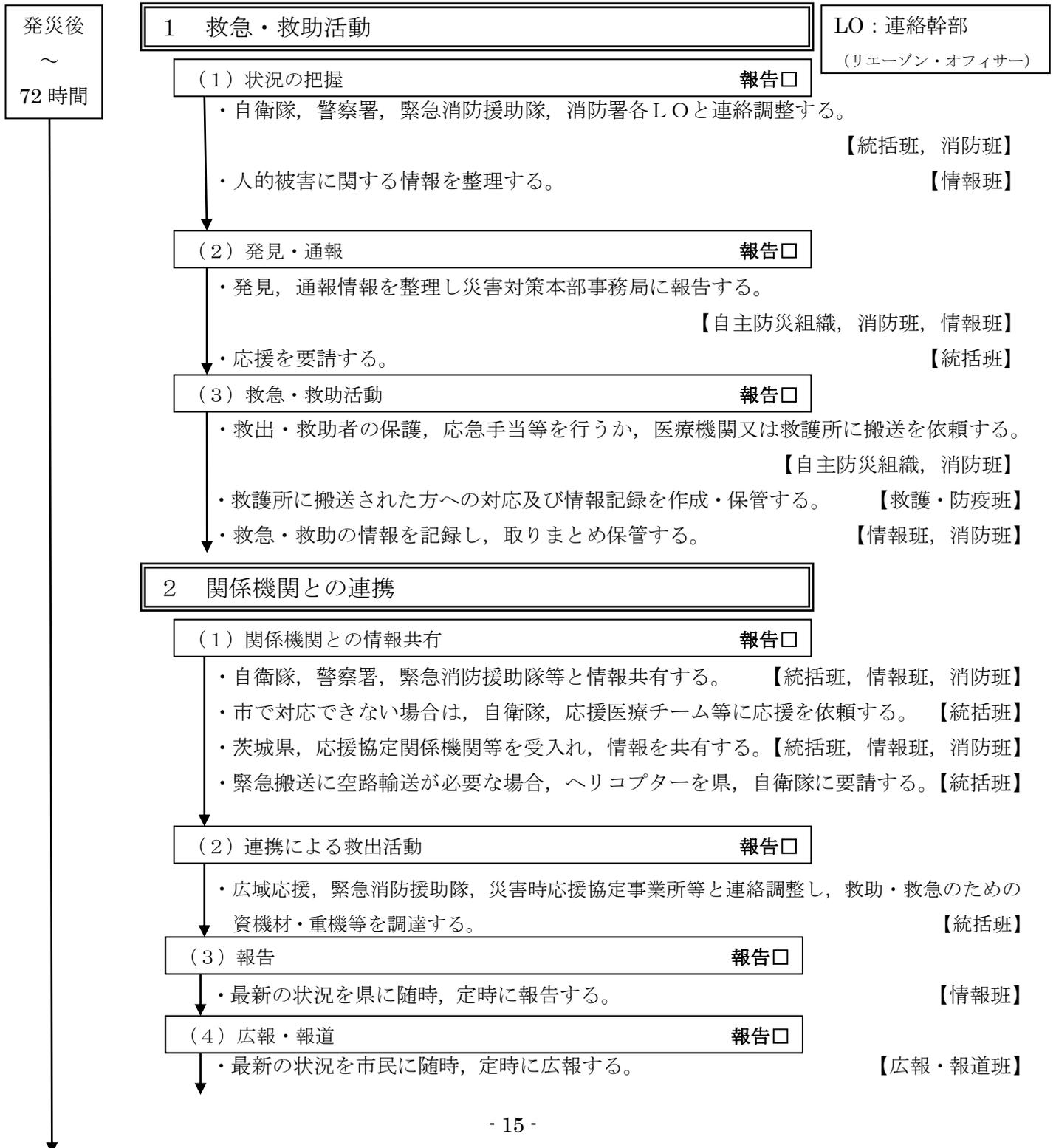
物流拠点の確保・運用 (第4章 第4節 第1)		【担当班等】 災害対策本部事務局物資調達・配送班
【関連班等】 統括班, 広報・報道班	【関連機関等】 国, 茨城県, 災害時応援協定事業者 (物流)	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	発災時, 国, 県からのプッシュ型支援を有効に活用するためには, 物流システムを保有する物流拠点を早期に確保しなくてはならない。このため際物流状況の的確な把握と円滑な物流システムの運営に留意する。	



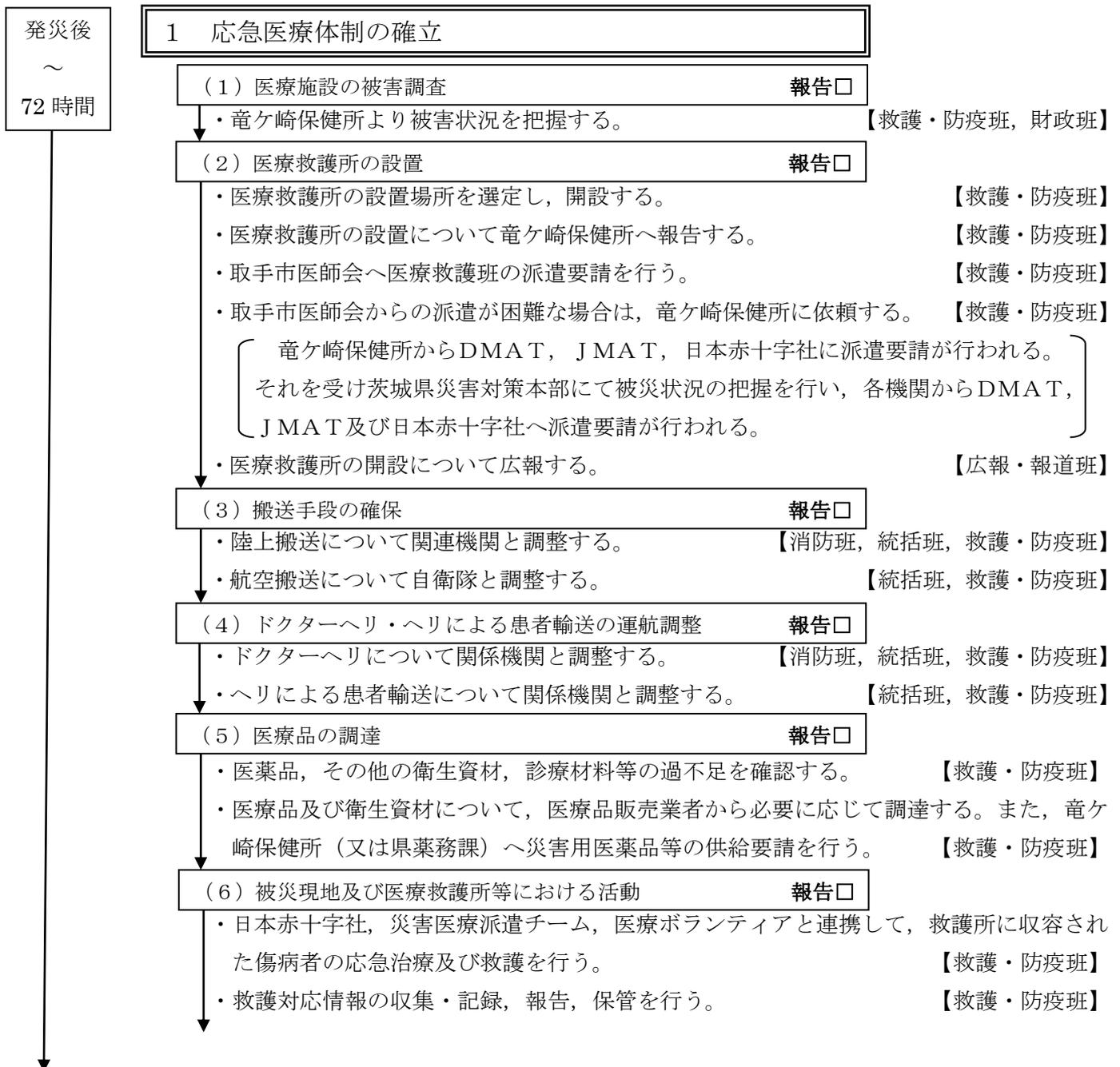
消火活動 (第4章 第4節 第3 1)	【担当班等】 消防部消防班, 災害対策本部事務局統括班
【関連班等】 各部, 各班, 情報班	【関連機関等】 茨城県, 常総広域消防本部, 守谷消防署, 消防相互 応援協定締結市(消防団), 自主防災組織
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】
着眼	災害による火災に対し, 初期消火活動と連携し効果的かつ組織的な消火活動を行うとともに, 状況を適時に把握し, 応援を要請する。この際応援部隊等との情報の共有, 協力体制の確保に留意する。



救急・救助活動 (第4章 第4節 第1)		【担当班等】 災害対策本部事務局統括班, 消防部消防班,
【関連班等】 広報・報道班, 救護・防疫班, 情報班	【関連機関等】 自衛隊, 取手警察署, 茨城県, 医師会, 医療機関, 県内相互応援協定市町村, 守谷消防署, 緊急消防援助隊, 自主防災組織	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着 眼	人的被害を極小にするため意志を強く持ち, あらゆる関連機関等と協力し救急・救助活動を実施する。この時 72 時間タイムリミットを念頭に置くとともに, 関連機関等との意思の疎通, 情報共有に留意する。	



医療救護活動 (第4章 第4節 第4)	【担当班等】 福祉・救護・避難支援部救護・防疫班
【関連班等】 統括班, 財政班, 広報・報道班	【関連機関等】 自衛隊, 茨城県, 医師会等, 日本医療救援機構, 医療機関, 竜ヶ崎保健所, 守谷消防署, 広域医療支援, 日本赤十字, 医療ボランティア, DMAT, JMAT, 県内相互応援協定市町村
【業務関連マニュアル】 保健活動マニュアル	【関係根拠等】
着眼	災害による多数のけが人等に対して迅速かつ的確にあらゆる医療機関等と連携し救急医療活動を推進することが重要であるため, 発災直後直ちに応急医療体制及び後方支援体制の確立に努め, 搬送手段を確保する。



発災後
～
72時間

2 後方支援体制の確保

(1) 後方医療機関等の確保 報告□

- ・医療救護所では対応できない重症者は、後方医療機関（被災を免れた全医療機関）に受け入れを要請する。 【救護・防疫班】
- ・茨城県と協力して、医療ボランティアを確保し、必要な医療救護所に配置する。 【救護・防疫班】

(2) 重篤患者の搬送 報告□

- ・重篤患者の搬送手続きをする。 【守谷消防署】
- ・重症患者を市内医療機関、後方医療機関へ搬送する。 【守谷消防署】

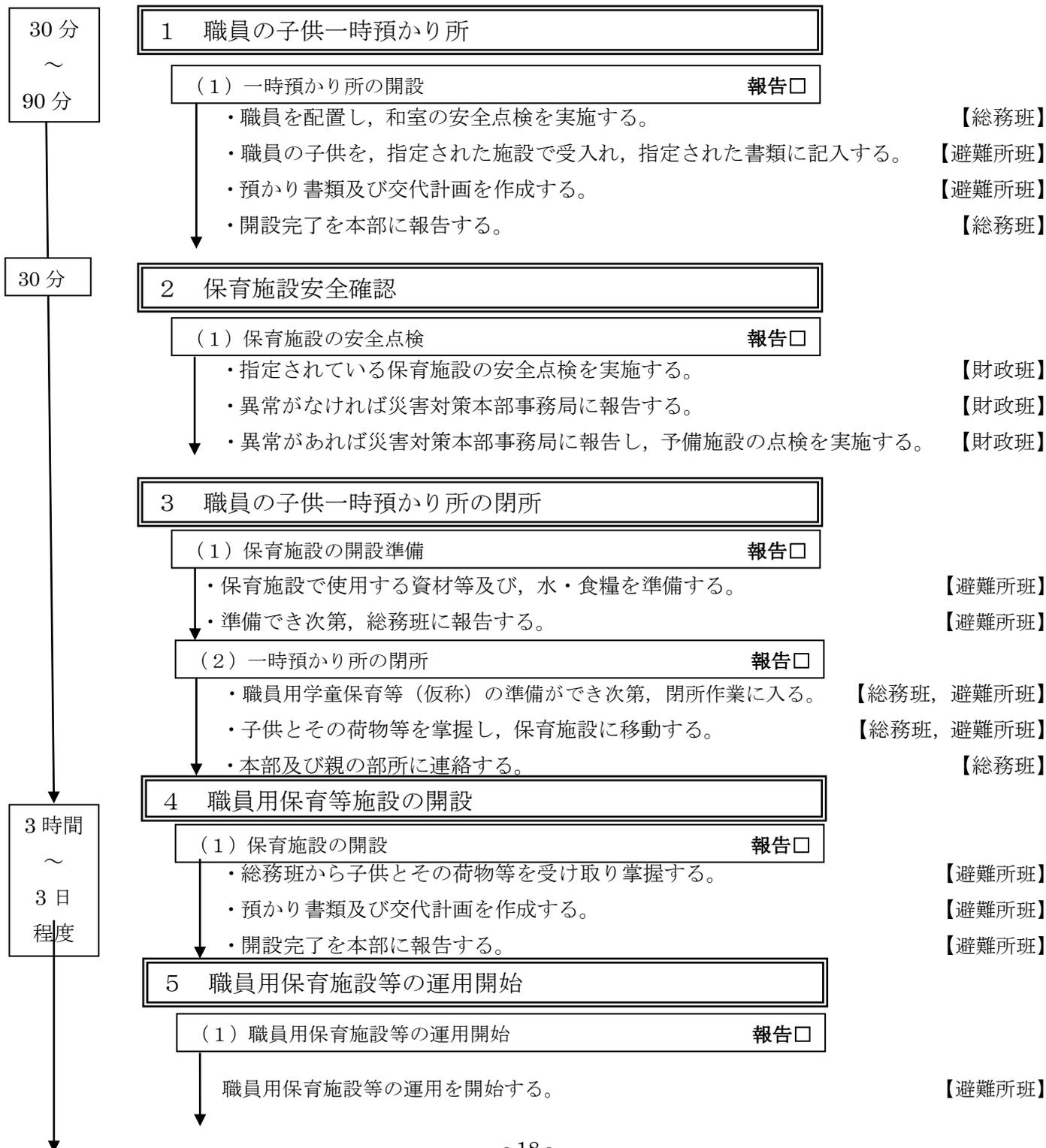
(3) 後方医療活動 報告□

- ・災害拠点病院、県外の医療機関にて傷病者の応急治療及び救護を行う。 【救護・防疫班】
- ・人工透析患者等や周産期医療への対応を行う。 【救護・防疫班】

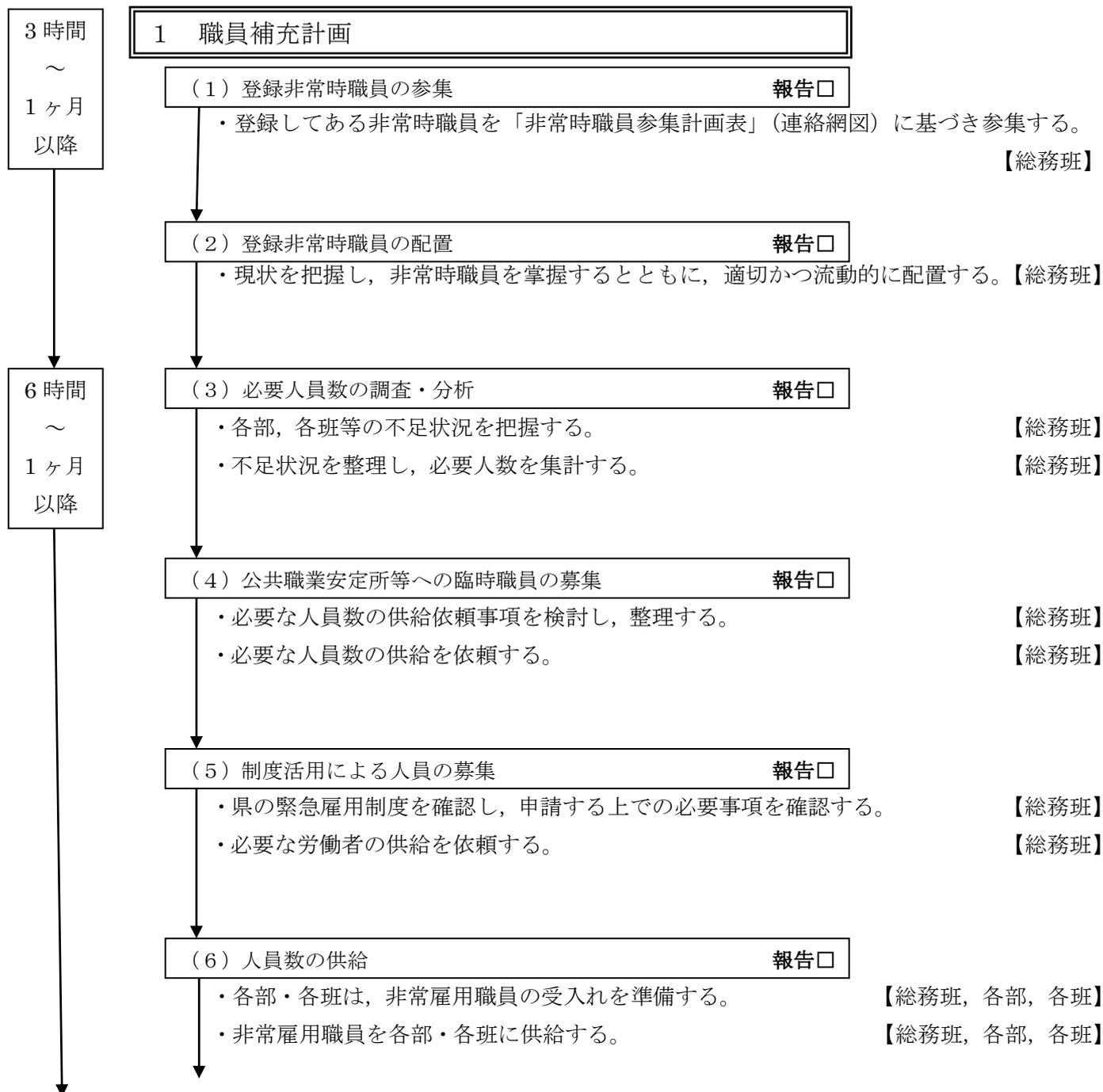
【茨城県災害拠点病院】

区分	医療圏	医療機関名
基幹	全 県	水戸赤十字病院
		水戸医療センター
地域	日 立	日立製作所日立総合病院
地域	常陸太田，ひたちなか	日立製作所ひたちなか総合病院
地域	水 戸	茨城県立中央病院
		水戸済生会総合病院
地域	鹿 行	なめがた地域総合病院
		鹿島労災病院
地域	土 浦	総合病院土浦協同病院
地域	つくば	筑波メディカルセンター病院
		筑波大学附属病院
地域	取手，竜ヶ崎	J Aとりで総合医療センター
地域	筑西，下妻	県西総合病院
地域	古河，坂東	古河赤十字病院
		茨城西南医療センター病院

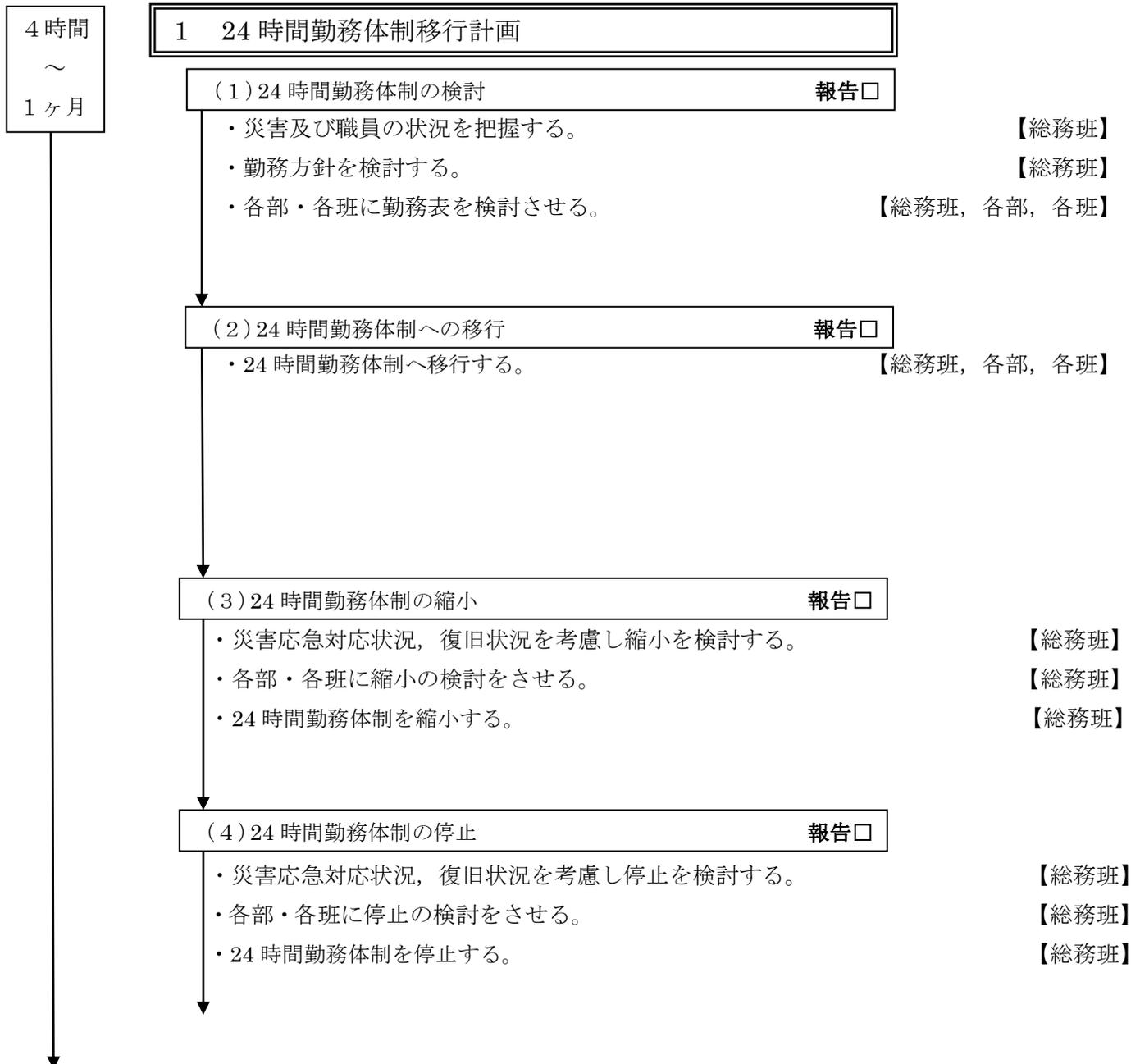
職員活用計画 (第4章 第4節 第5 1)	【担当班等】 総合対応部総務班, 災害対策本部事務局財政班, 福祉・救護・避難支援部避難所班
【関連班等】	【関連機関等】
【業務関連マニュアル】 守谷市事業継続計画(BCP)	【関係根拠等】
着眼	災害時, 不足する職員の数と能力を効果的かつ十分に活用することが重要である。本市において約45%が女性職員であることから, 災害時でも後顧の憂いなく働ける環境を整え, 男女共同に徹し, 市民の安寧のため尽力することが重要である。



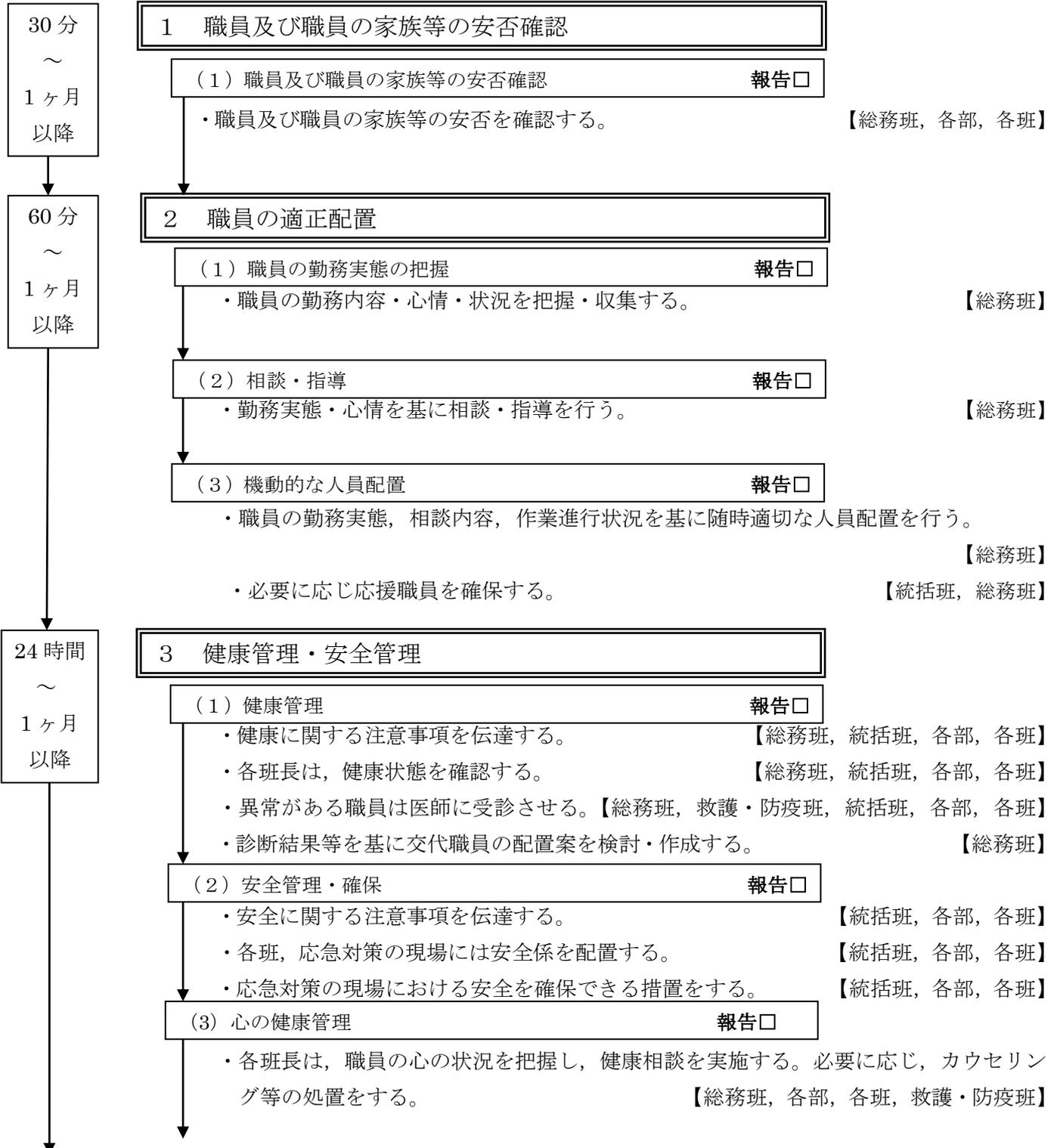
職員補充計画 (第4章 第4節 第5 2)		【担当班等】 総合対応部総務班
【関連班等】 各部, 各班	【関連機関等】	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	災害時, 職員の不足を補完するため, 各種支援を受け入れるほか, 経験値の高いOB職員を非常時職員として登録し招集するとともに, 臨時職員を雇用する等は, 的確な災害応急対応活動及び早期の復旧のために人材確保手段として有効である。	



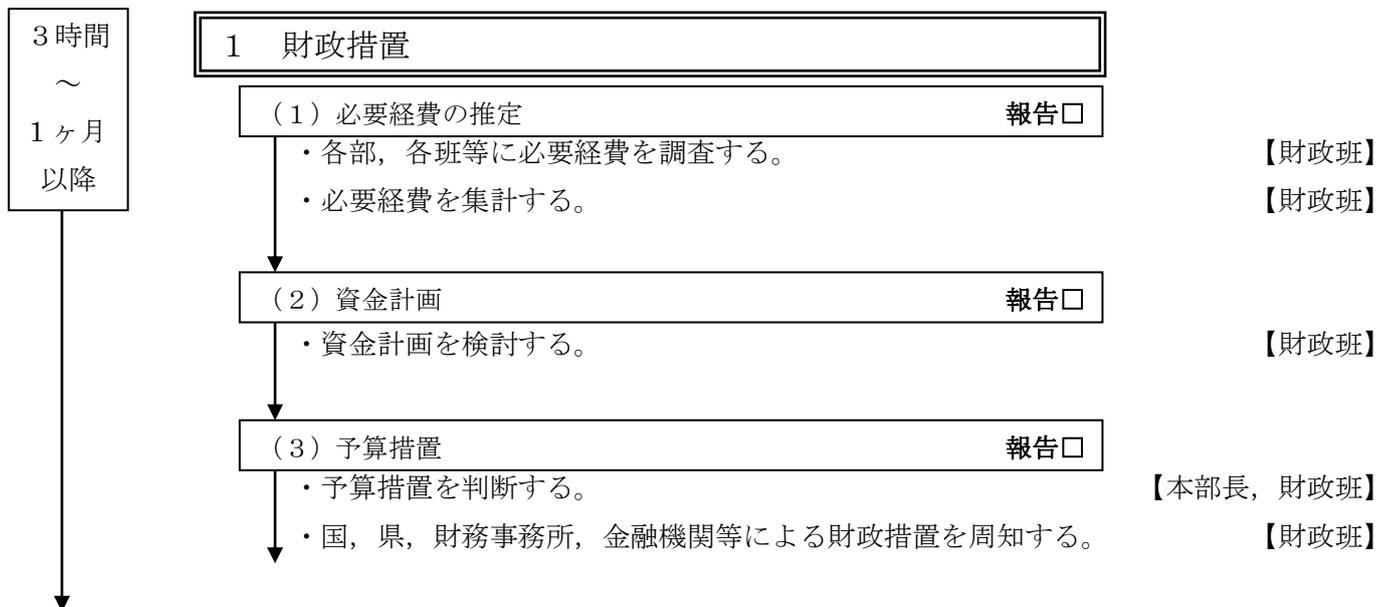
24 時間勤務体制移行計画 (第4章 第4節 第5 3)		【担当班等】 総合対応部総務班
【関連班等】 各部, 各班	【関連機関等】	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	職員の勤務時間を徐々に通常に回復させるとともに、応急対応活動を継続的に行うため早期に 24 時間勤務体制に移行する。この際業務処理力の維持と迅速な応急対応に留意し、市民の生活安定に寄与する。	



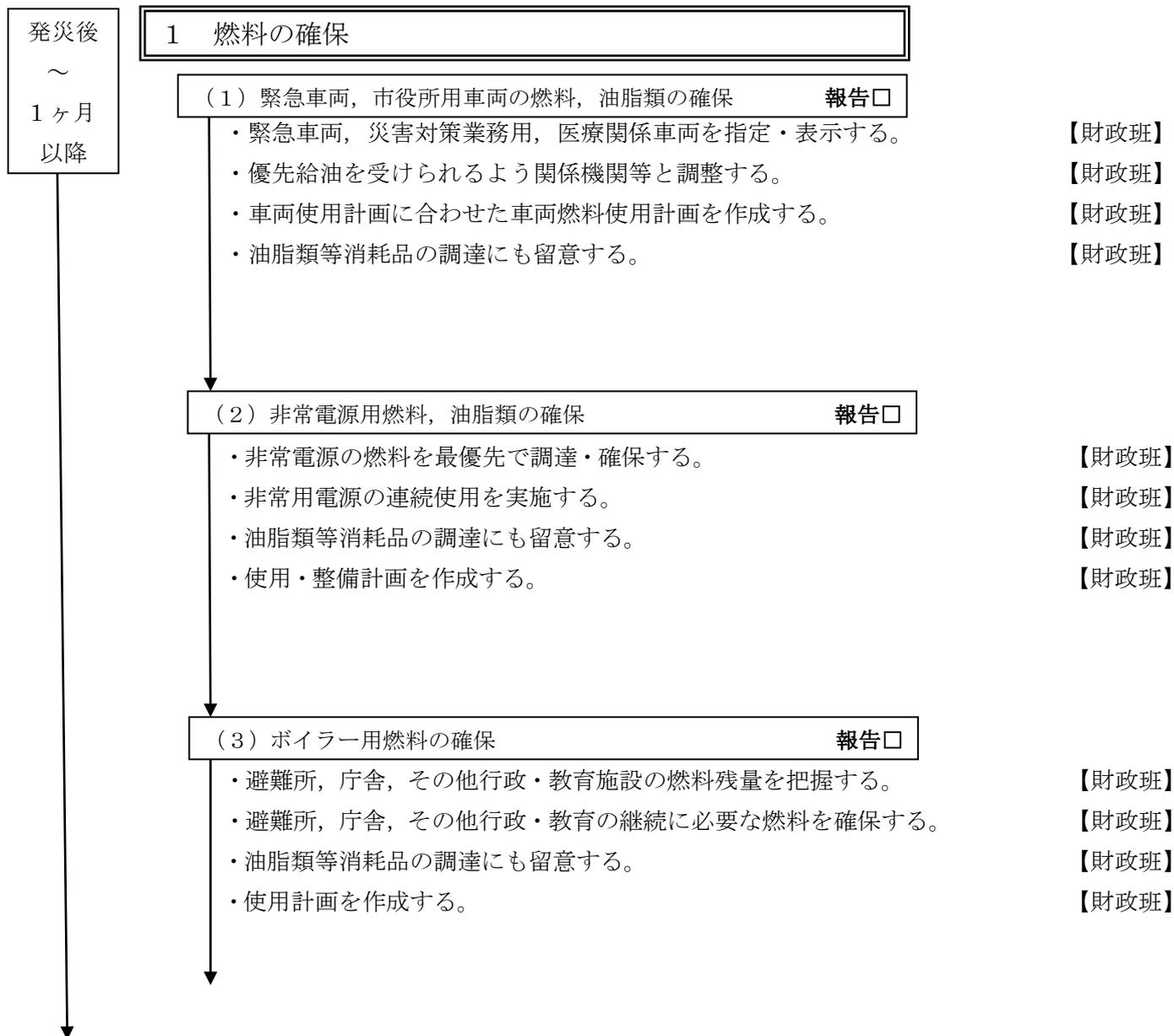
職員の健康管理及び安全管理 (第4章 第4節 第5 4)	【担当班等】 総合対応部総務班 福祉・救護・避難支援部救護・防疫班
【関連班等】 統括班, 各部, 各班	【関連機関等】 茨城県,
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】
着眼	災害時, 十分な力を発揮し, 市の応急対処・早期の復旧を実施するため, 災害時でも後顧の憂いなく働ける環境を整えるよう, 職員の家族を含めた安否を確認するとともに, 職員を状況に合わせ適正に配置し, 健康管理及び安全管理を適切にして職員を確保することが肝要である。



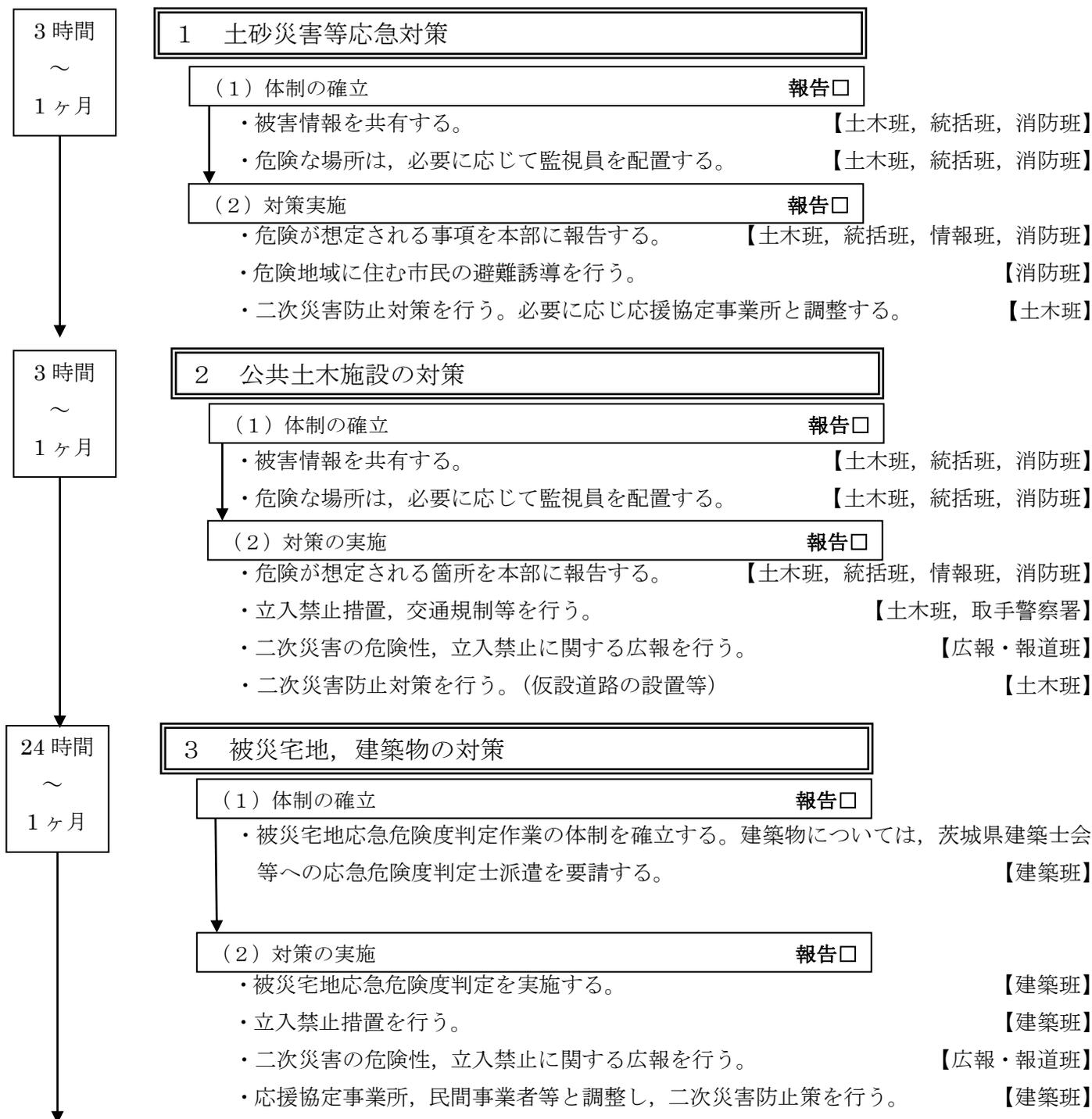
財政措置 (第4章 第4節 第6)		【担当班等】 災害対策本部事務局財政班
【関連班等】 本部長	【関連機関等】 関東財務局水戸財務事務所, 茨城県, 金融機関	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	正確に災害状況, 各部・各班の状況を把握するとともに, 国, 県, 金融機関と密接に連携し, 適正に財政措置を講じる。	



燃料確保計画 (第4章 第4節 第7)		【担当班等】 災害対策本部事務局財政班
【関連班等】		【関連機関等】 災害時応援協定事業所（燃料）
【業務関連マニュアル】		【関係根拠等】
着眼	災害時の応急対策活動を円滑に実施するため、緊急車両・市役所用車両、非常電源及びボイラー用燃料の確保は必須である。このため平時から事業所等と調整契約し、複数の連絡手段を確保するとともに、計画的な調達・使用及び的確な統制に留意する。	



二次災害の防止策 (第4章 第4節 第8)		【担当班等】 生活基盤対応部土木班, 生活基盤対応部建築班
【関連班等】 統括班, 情報班, 消防班, 広報・報道班,	【関連機関等】 茨城県, 守谷市災害対策協力会, 茨城県建設業協会, 茨城県建築士会, 取手警察署, 守谷消防署	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	災害時の応急対応活動を実施しているとき又は避難生活時等において, 二次災害の発生を防止するため, 早期に対策を講じ安全を確保しなくてはならない。この時, 関係機関等との連携を重視する。	



3時間
～
1ヶ月

4 危険物対策

(1) 体制の確立 報告□

- ・危険物施設の調査体制を確立する。

【守谷消防署】

(2) 対策の実施 報告□

- ・避難誘導を行う。
- ・危険物施設の調査を行う。
- ・立入禁止措置を行う。
- ・二次災害の危険性、立入禁止に関する広報を行う。

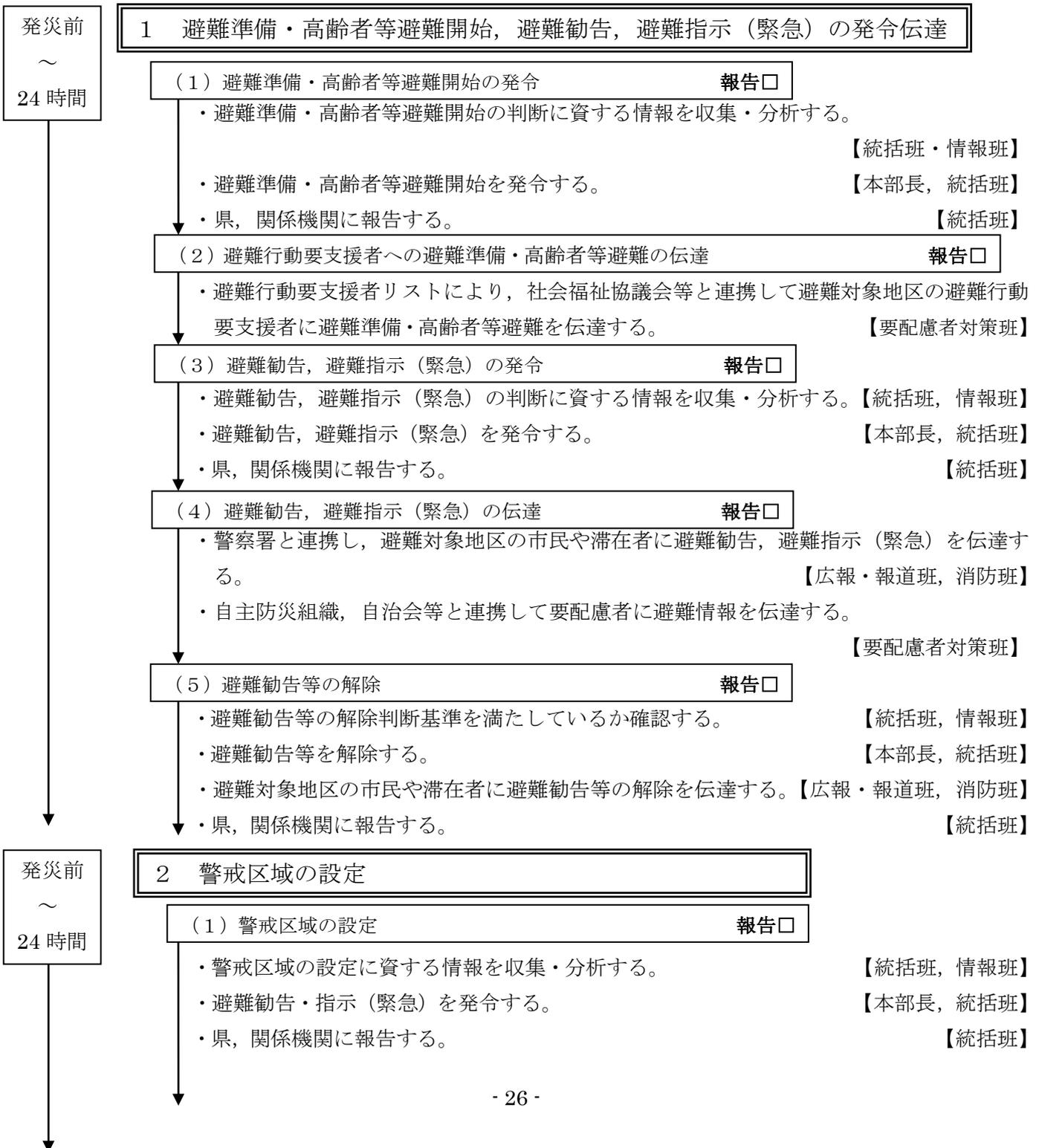
【守谷消防署，消防班】

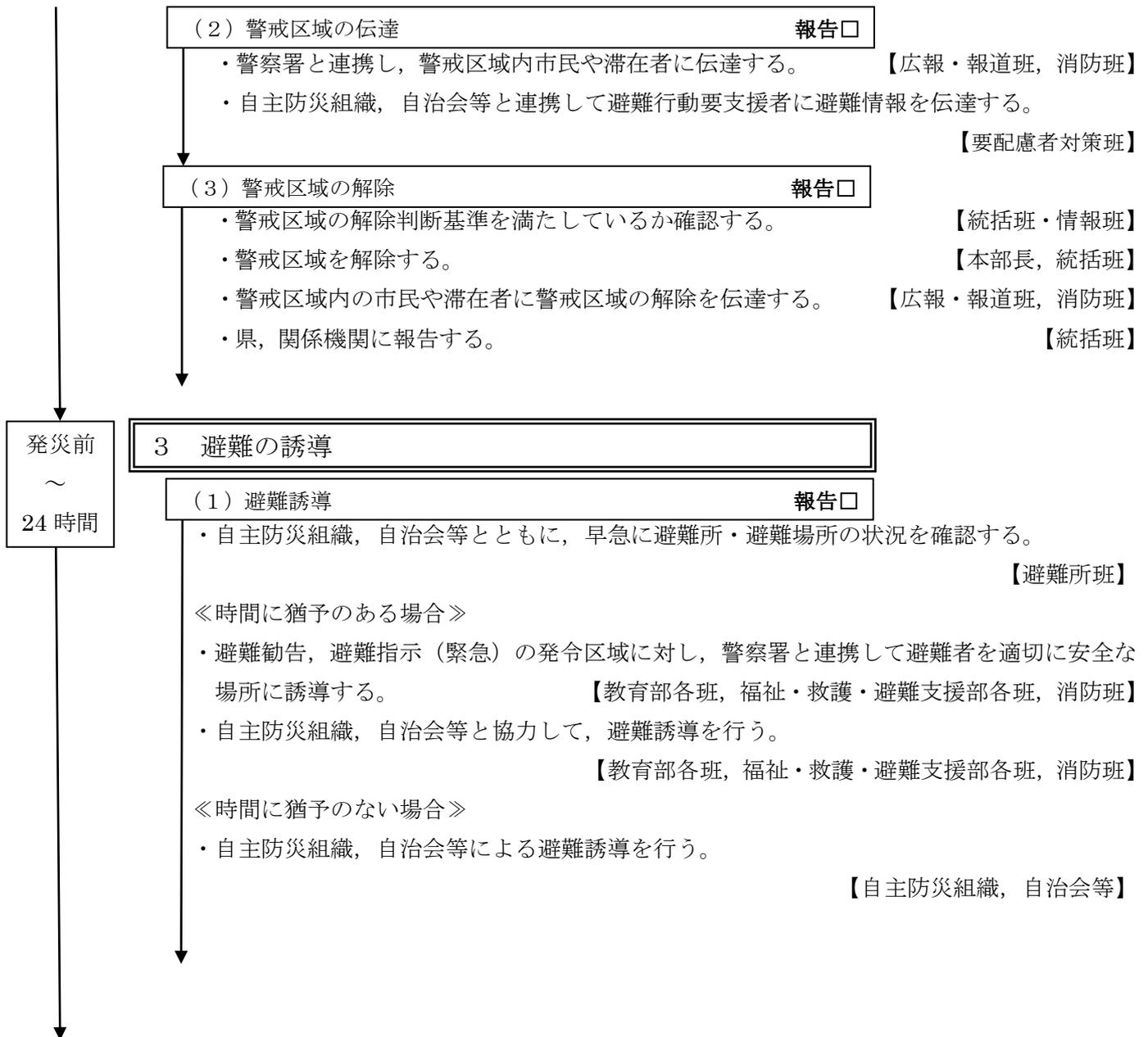
【守谷消防署】

【守谷消防署】

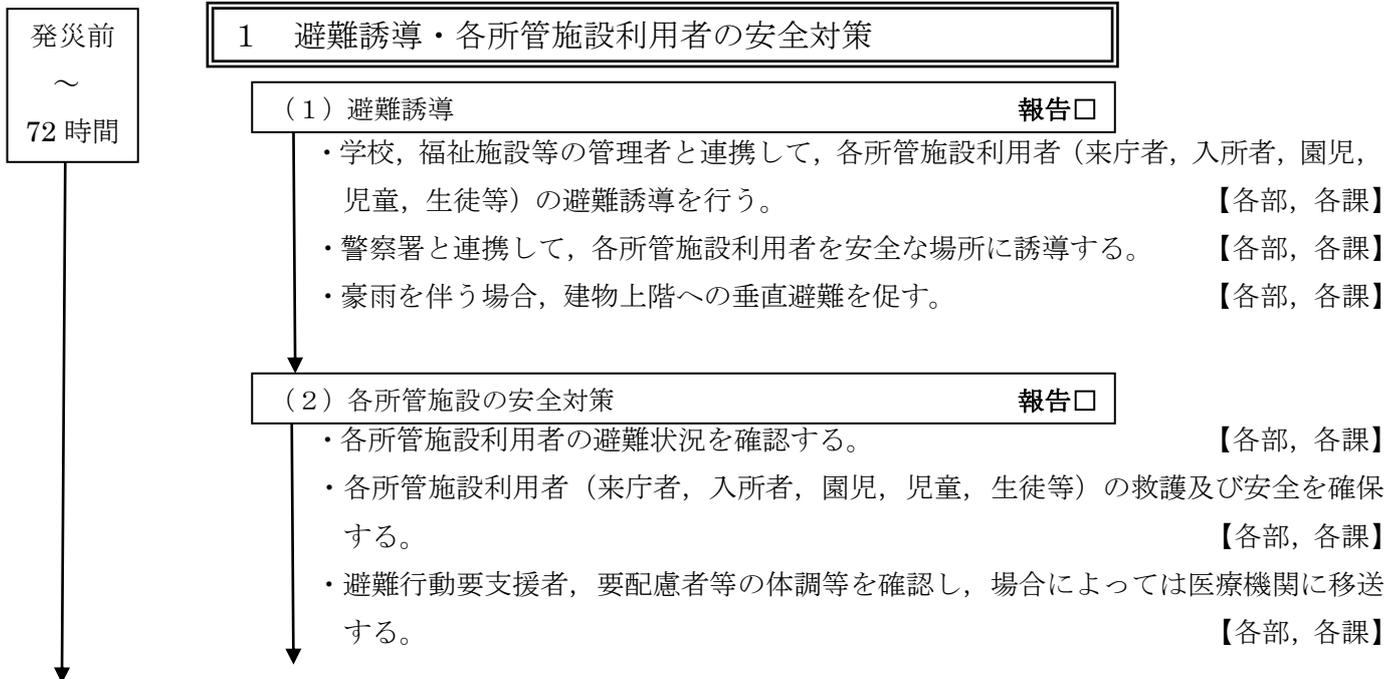
【広報・報道班】

避難・誘導 (第4章 第5節 第1)	【担当班等】 災害対策本部事務局統括班・情報班, 総合対応部広報・報道班, 福祉・救護・避難支援部 各班, 教育部各班, 消防部消防班
【関連班等】 本部長, 要配慮者対策班, 統括班	【関連機関等】 茨城県, 関係機関, 自主防災組織, 自治会等, 取手 警察署, 消防署
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】
着 眼	大規模災害の発生又は発生の恐れがある場合は, 市民の安全を確保するため, 市職員, 取手警察署, 消防署, 消防団, 自主防災組織等の協力を得て, 迅速・的確に避難誘導を行う。

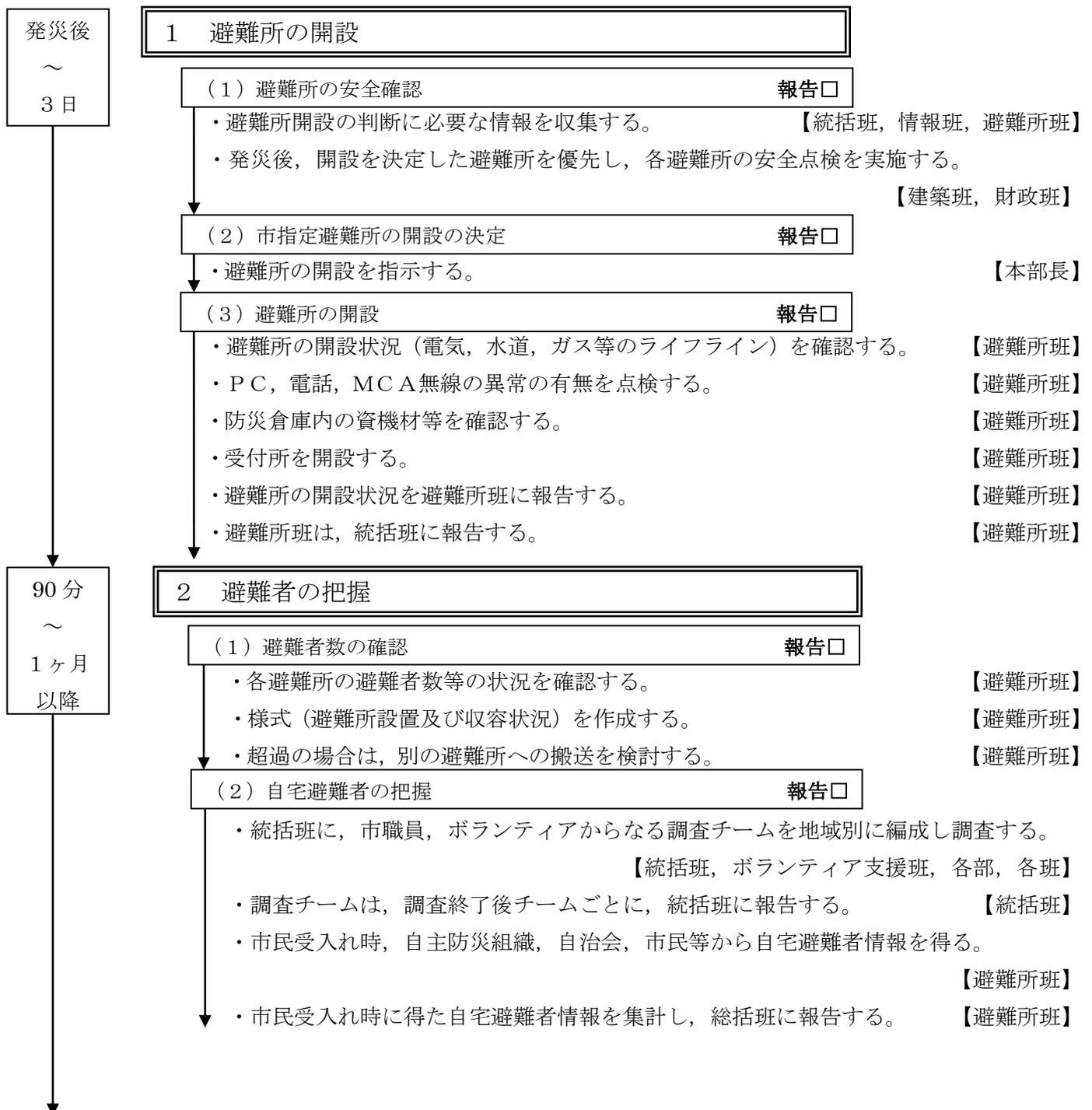




施設利用者の安全対策 (第4章 第5節 第2)		【担当班等】 各部, 各課
【関連班等】	【関連機関等】 取手警察署, 福祉施設, 教育施設, 保育施設	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着 眼	大規模災害の発生又は発生の恐れがある場合は, 各施設の利用者の安全を確保するため迅速・的確に避難誘導を行う。このとき, 災害状況を適切に判断する。	



避難所運営 (第4章 第5節 第3)		【担当班等】 福祉・救護・避難支援部避難所班, 救護・防疫班,
【関連班等】 本部長, 建築班, 情報班, 財政班, 物資調達・配送班, ボランティア支援班, 統括班, 下水道班, 各部, 各班	【関連機関等】 茨城県, 取手警察署, 医師会等, 避難者, 自主防災組織等	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	被災した市民を早期に安全な避難所に避難させるため, 各自治会(防災組織)等と協力し避難所を開設する。この時, 安心して避難ができるよう努めるとともに, 市民による安定した運営ができるように協力・指導する。	



4時間
～
1ヶ月
以降

3 避難所の運営

(1) 運営体制の確立 報告□

- ・自治会等，自主防災組織のリーダー等からなる避難所運営委員会を設置する。 【避難所班】
- ・ボランティアの活用を含めた避難所運営方法の指示を行う。 【避難所班】
- ・避難所内に事務室を置き，要員を配置する。 【避難所班】
- ・避難所運営記録を作成し，本部へ報告する。 【避難所班】

(2) 運営のハンドオフ 報告□

- ・避難所の状況を検討し，運営を自治会等，自主防災組織等のリーダーに交代する。 【避難所班】

(3) 必要物資の供給 報告□

- ・施設の物資量を確認する。 【物資調達・配送部，避難所班】
- ・救援物資を提供する。 【物資調達・配送班】

(4) 超過する避難者への対応 報告□

- ・避難所の収容人数が超過している場合は，他避難所への振り分けを行う。 【避難所班】

【配慮事項】（発災後～）避難所生活の環境整備

(1) 避難所設備の整備 報告□

- ・冷暖房器具，仮設トイレ，給水施設，掲示板，ゴミ箱等の必要な設備を整備する。 【避難所班，下水道班，物資調達・配送班】
- ・避難所設備の使用ルール等を決定し管理する。 【避難所班，各避難所運営委員会】

(2) 保健衛生対策等 報告□

- ・ゴミ捨てや清掃ルール等を定め，衛生環境保持を図る。 【避難所班，各避難所運営委員会】
- ・炊事場の清掃，炊き出し時の衛生管理を徹底する。 【救護・防疫班，各避難所運営委員会】
- ・入浴計画を作成し，入浴環境を確保する。 【避難所班，各避難所運営委員会】

(3) 要配慮者への適切な配慮 報告□

- ・要配慮者（障がい者）へ，障がい別に的確に配慮する。 【避難所班】

(4) アレルギー対策 報告□

- ・避難所受入れ時，避難者のアレルギー配慮事項を「受入れ時チェックシート」に記入し，可能な配慮を行う。 【避難所班】
- ・避難所に「保健活動マニュアル」を設置し，指導の定着化と予防対策を促す。 【避難所班】
- ・アレルギー対策のチラシを作成し，避難所に配布し予防啓発するとともに，食事の配給時は，注意喚起する。 【救護・防疫班，避難所班】

(5) 開設した避難所における車内泊避難者の把握 報告□

- ・車内泊避難者を把握し，健康管理と移動時の報告について注意喚起する。 【避難所班】

(6) 帰宅困難者の把握 報告□

- ・避難所に受入れた時，帰宅困難者情報を「受入時チェックシート」に記入・把握し，識別する。 【避難所班】

保健師活動 (第4章 第5節 第4 1)		【担当班等】 福祉・救護・避難支援部救護・防疫班
【関連班等】 統括班, 要配慮者対策班, 避難所班, 学校1班, 物資調達・配送班, ボランティア支援班	【関連機関等】 県, 医療機関等, 竜ヶ崎保健所, 医療ボランティア, 医師会等, 歯科医師会	
【業務関連マニュアル】 保健活動マニュアル	【関係根拠等】	
着眼	災害時, 保健師活動をもって被災者の健康を維持・管理することは, 避難生活で必要不可欠な事項であり, 復興を目指し力を維持するための重要な活動である。この際, きめ細かなケアと医療機関等との密接な連携 に留意する。	

24時間
～
1ヶ月
以降

1 避難所における対応（避難者の健康管理及び処遇調整）

(1) 要配慮者等への対応

報告□

- ・ 避難者名簿等により要配慮者を確認する。
【救護・防疫班, 要配慮者対策班】
- ・ 要配慮者の健康状態を把握する。
【救護・防疫班】
- ・ 介護保険施設, 福祉避難所等への移動, 母子
避難所（エリア）の設置等の処遇調整を行う。
【救護・防疫班, 要配慮者対策班, 避難所班,
統括班, 学校1班】
- ・ 医療・福祉サービス等の調整を行う。
【救護・防疫班, 要配慮者対策班, 避難所班】
- ・ 適切な食事の確保について調整する。
【救護・防疫班, 要配慮者対策班, 避難所班,
物資調達・配送班】

(2) 一般被災者への対応

報告□

- ・ 一般被災者の健康状態を把握する。
【救護・防疫班】
- ・ 健康相談, 栄養相談等を行う体制を
確保し各相談を行う。【救護・防疫班】
- ・ 健康上の問題がある一般被災者への支
援対応（医療, 福祉サービス調整等）
を行う。【救護・防疫班】
- ・ 健康状態が悪化した一般被災者への
対応を行う。【救護・防疫班】

(3) 保健師応援要請

報告□

- ・ 竜ヶ崎保健所を通じて, 県に派遣を要請する。【救護・防疫班】
- ・ 派遣保健師の受入体制を整備する。【救護・防疫班】
- ・ 調整会議を実施する。【救護・防疫班】

(4) 衛生管理及び環境整備（感染症等の予防, 食中毒）

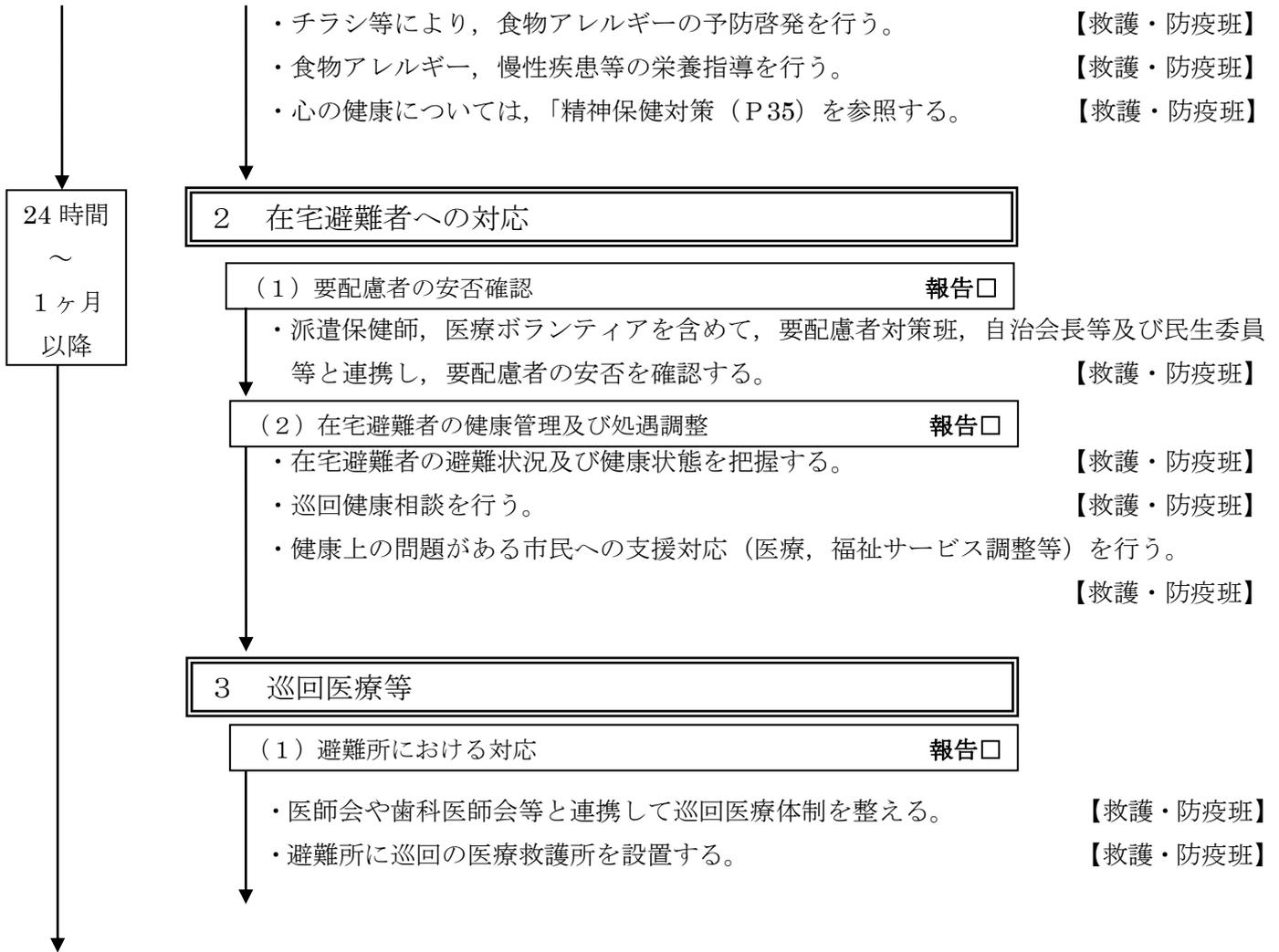
報告□

- ・ 感染症の予防については, 「防疫対策, 1 (3)」(P33)を参照する。【救護・防疫班】
- ・ 食中毒については, 「食品衛生の確保」(P34)を参照する。【救護・防疫班】
- ・ 必要に応じて, 健康教育の場を設定・周知し, 教育を行う。【救護・防疫班】

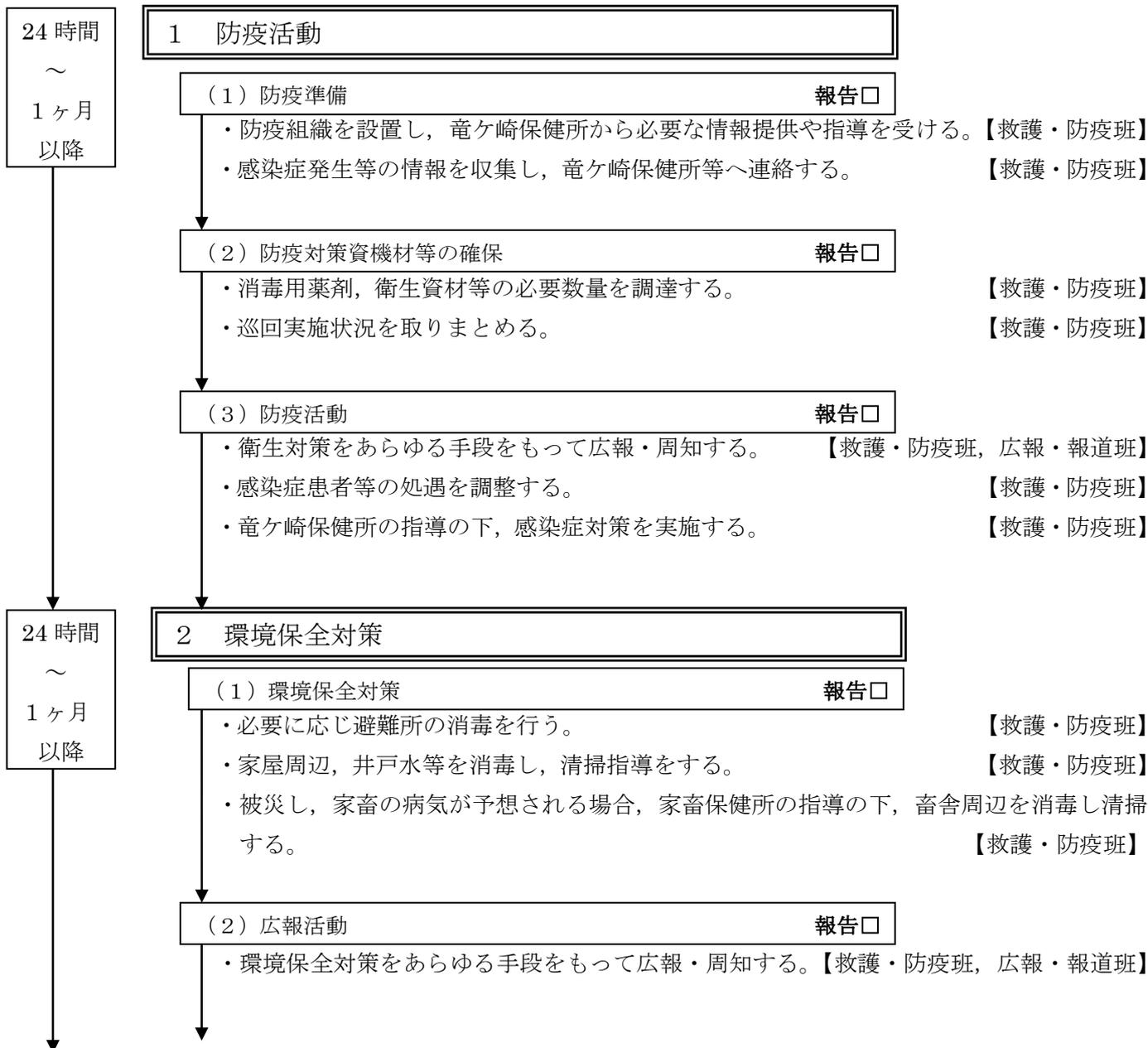
(5) 各健康課題への対応

報告□

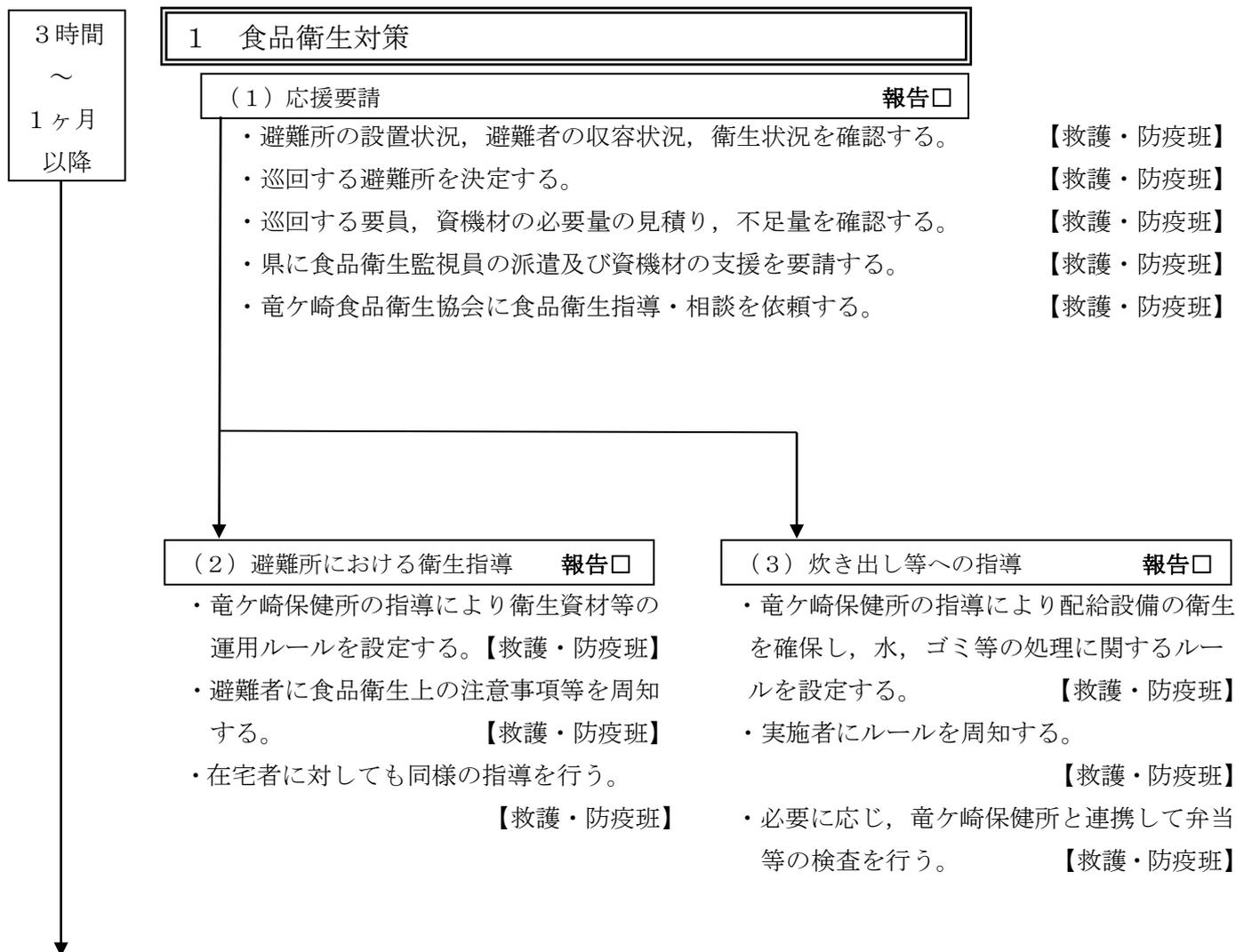
- ・ 各避難所に「保健活動マニュアル」を配布し, 指導の定着化と予防対策を促す。【救護・防疫班】
- ・ 車中泊避難者等のエコノミークラス症候群に対する予防啓発及び対応を行う。【救護・防疫班】
- ・ 生活不活発病予防の啓発・指導を行う。【救護・防疫班】



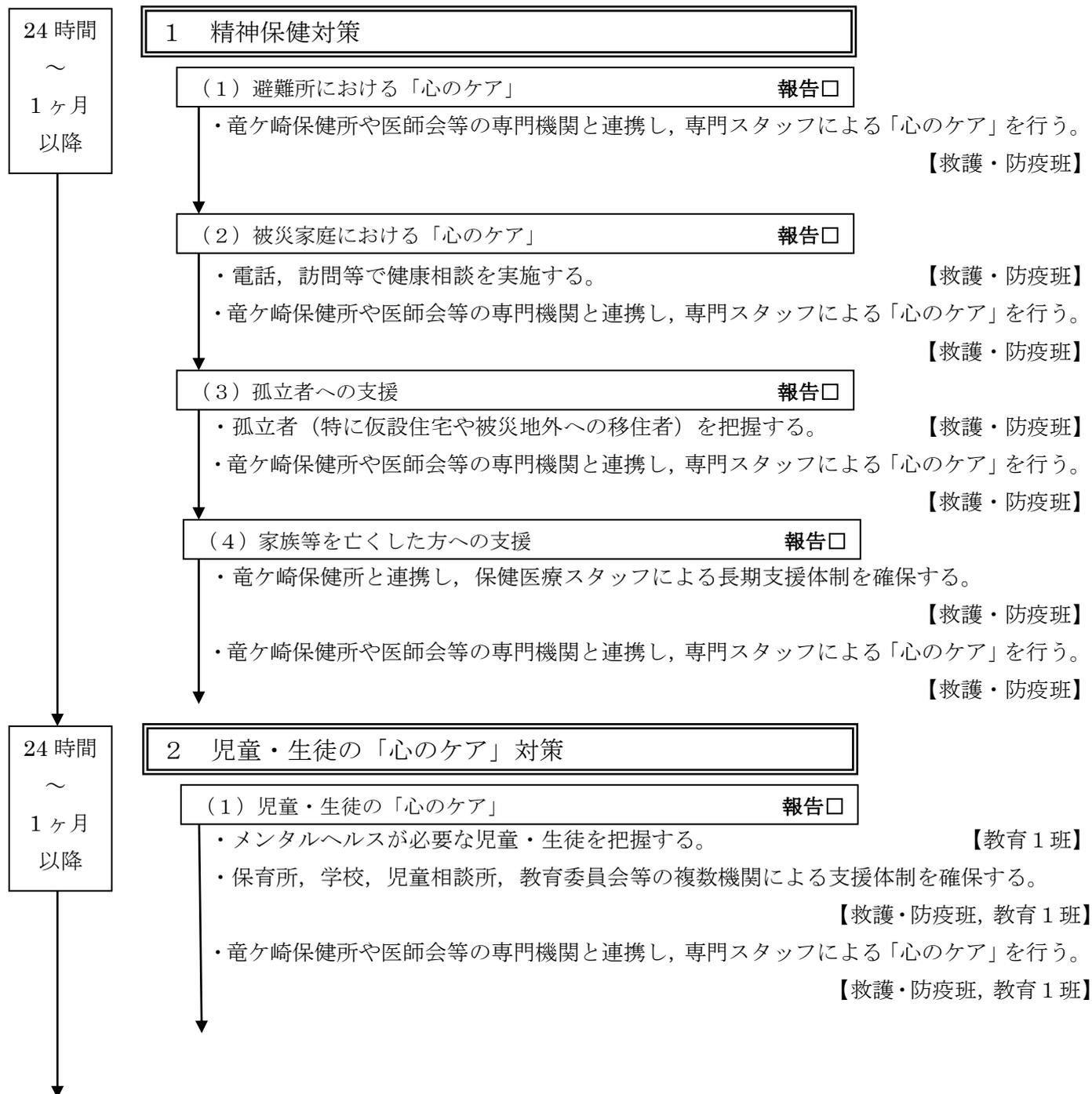
防疫対策 (第4章 第5節 第4 2)		【担当班等】 福祉・救護・避難支援部救護・防疫班
【関連班等】 広報・報道班	【関連機関等】 茨城県, 竜ヶ崎保健所, 自治会等, 自主防災組織	
【業務関連マニュアル】 保健活動マニュアル	【関係根拠等】	
着 眼	災害時, 防疫対策を万全に実施し, 感染症等の発生を予防し, 侵入を防止する。この際, 保健所と連携し, 計画的な防疫活動と丁寧な環境保全を推進させるとともに, 市民に対する広報に留意する。	



食品衛生の確保 (第4章 第5節 第4 3)		【担当班等】 福祉・救護・避難支援部救護・防疫班
【関連班等】		【関連機関等】 茨城県, 竜ヶ崎保健所, 竜ヶ崎食品衛生協会
【業務関連マニュアル】 保健活動マニュアル		【関係根拠等】
着眼	災害時, 避難所の食品衛生状況等を的確に把握し, 食品衛生確保計画を策定するとともに, 竜ヶ崎保健所及び竜ヶ崎食品衛生協会と連携し食品衛生を確保する。この際, 被災者に対しきめ細かな衛生指導とルール作成指導に留意する。	



精神保健対策 (第4章 第5節 第4 4)	【担当班等】 福祉・救護・避難支援部救護・防疫班
【関連班等】 統括班, 教育1班, 各部, 各班, 総務班	【関連機関等】 茨城県, 竜ヶ崎保健所, 医療機関, 医師会等, 災害時応援協定事業所, DPAT
【業務関連マニュアル】 保健活動マニュアル	【関係根拠等】
着眼	災害時, 被災者等は被災状況により様々な精神的なダメージも大きく受け, 長く強いられる。このため関係機関等と連携し適切なケアに心掛けなければならない。さらに, 職員についても被災者であり, 奉仕者でもあるため, 同様なダメージを受けている職員が存在する場合があるため, 職員のケアについても留意する。



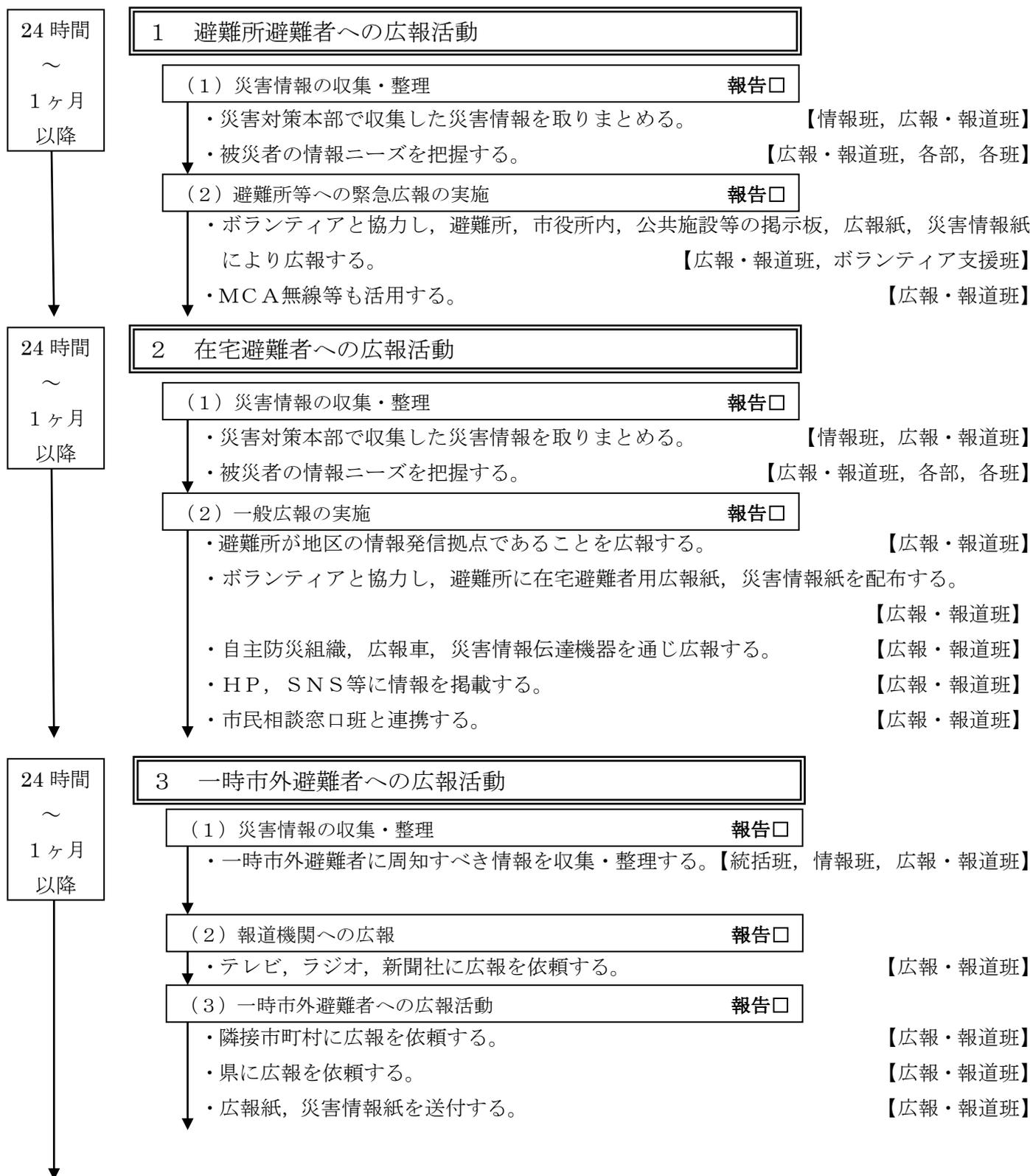
3日
～
1ヶ月
以降

3 職員の「心のケア」対策

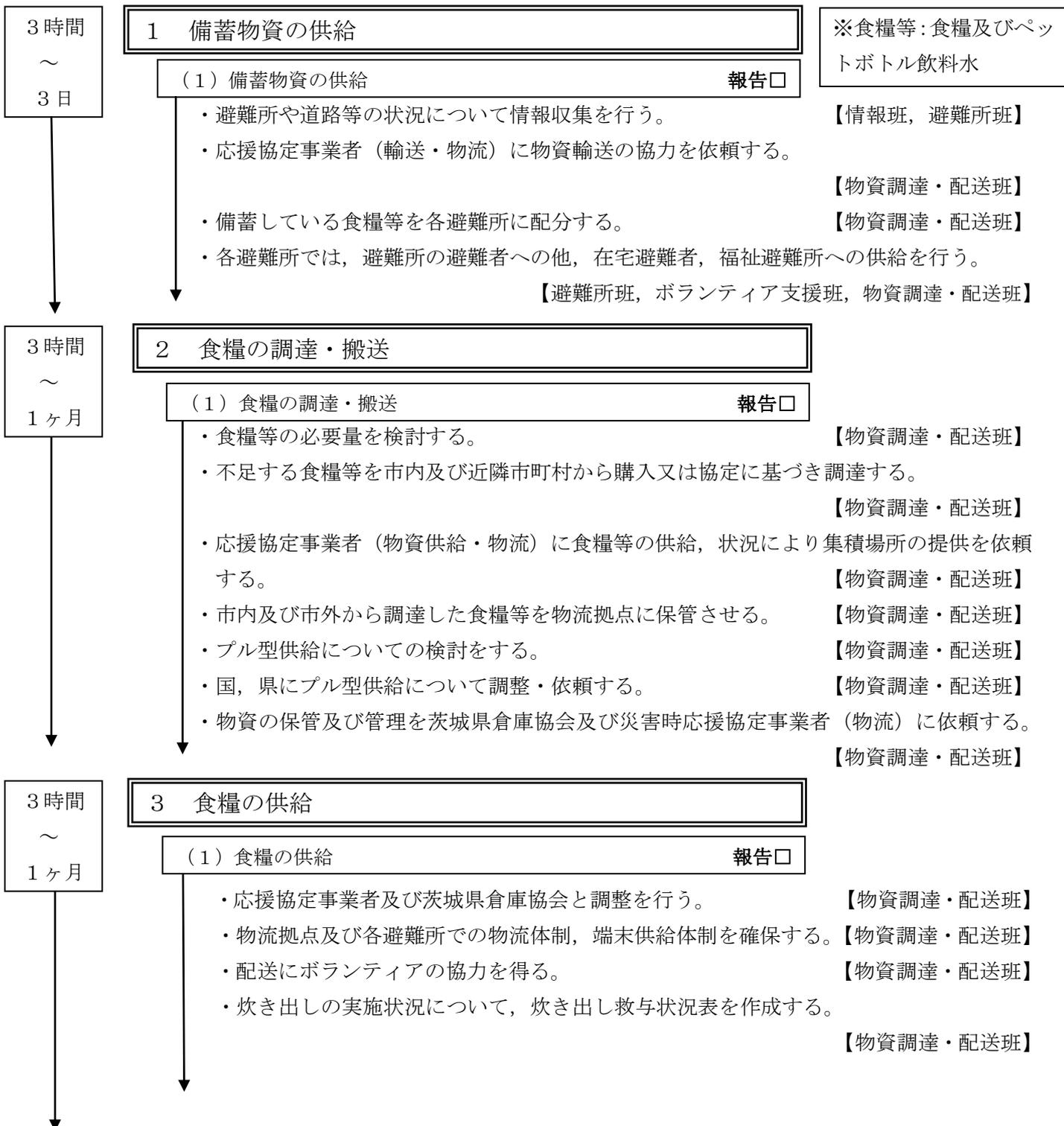
(1) 職員の「心のケア」 報告□

- ・メンタルヘルスが必要な職員を把握する。 【各部，各班，総務班，救護・防疫班】
- ・各部長，班長の面接実施及びカウンセラーの設置等，体制を確保する。 【救護・防疫班】
- ・竜ヶ崎保健所や医師会等の専門機関と連携し，専門スタッフによる「心のケア」を行う。 【救護・防疫班】

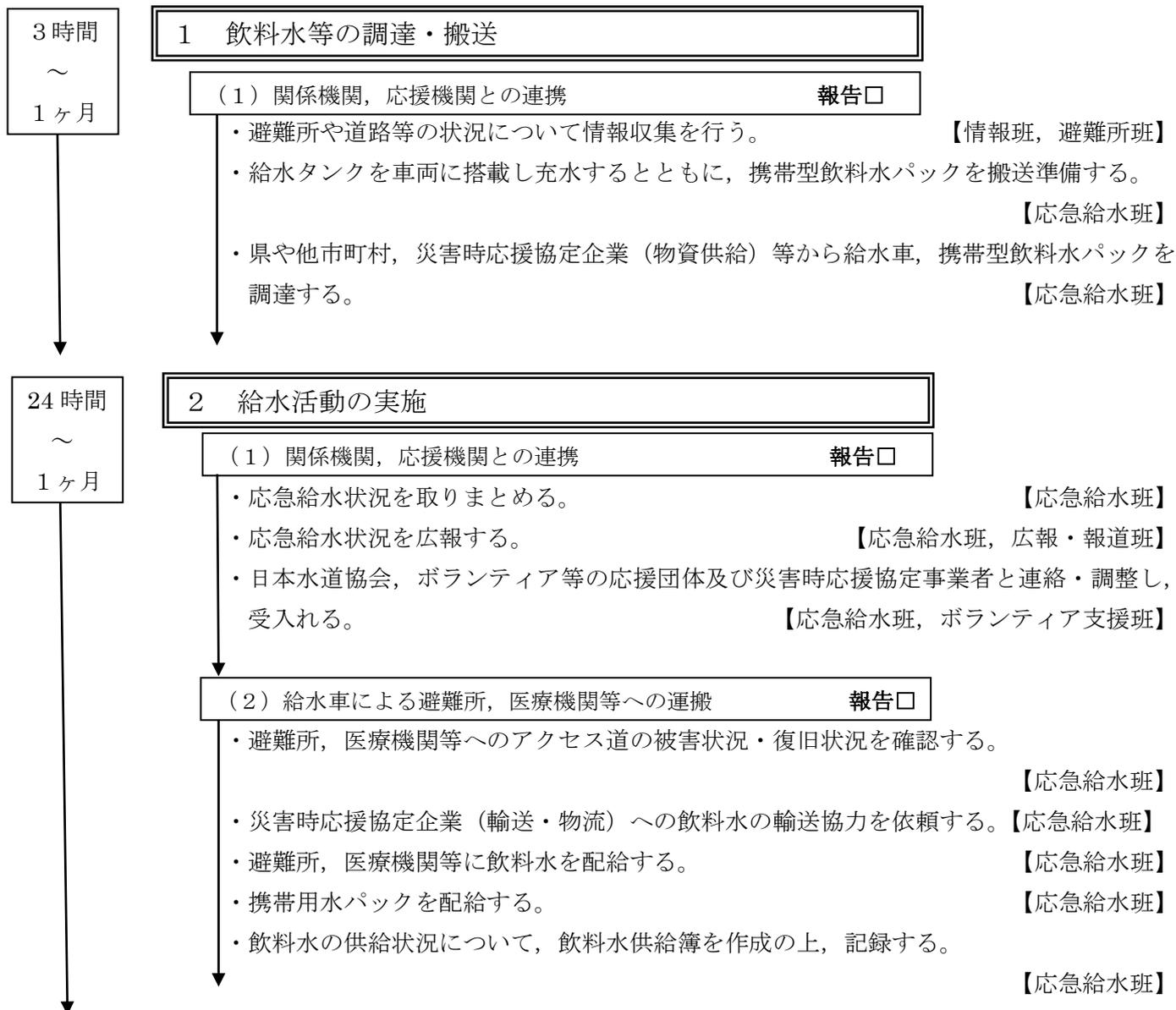
被災者への広報活動 (第4章 第6節 第1)		【担当班等】 総合対応部広報・報道班
【関連班等】 情報班, ボランティア支援班, 統括班, 各部, 各班	【関連機関等】 報道機関, ボランティア	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	発災後, 被災者の不安・混乱等を防止するため, 市による広報活動は重要な活動の一つである。このため, あらゆる手法において適時適切に実施するとともに, 被災者ニーズを正確に把握することが重要である。	



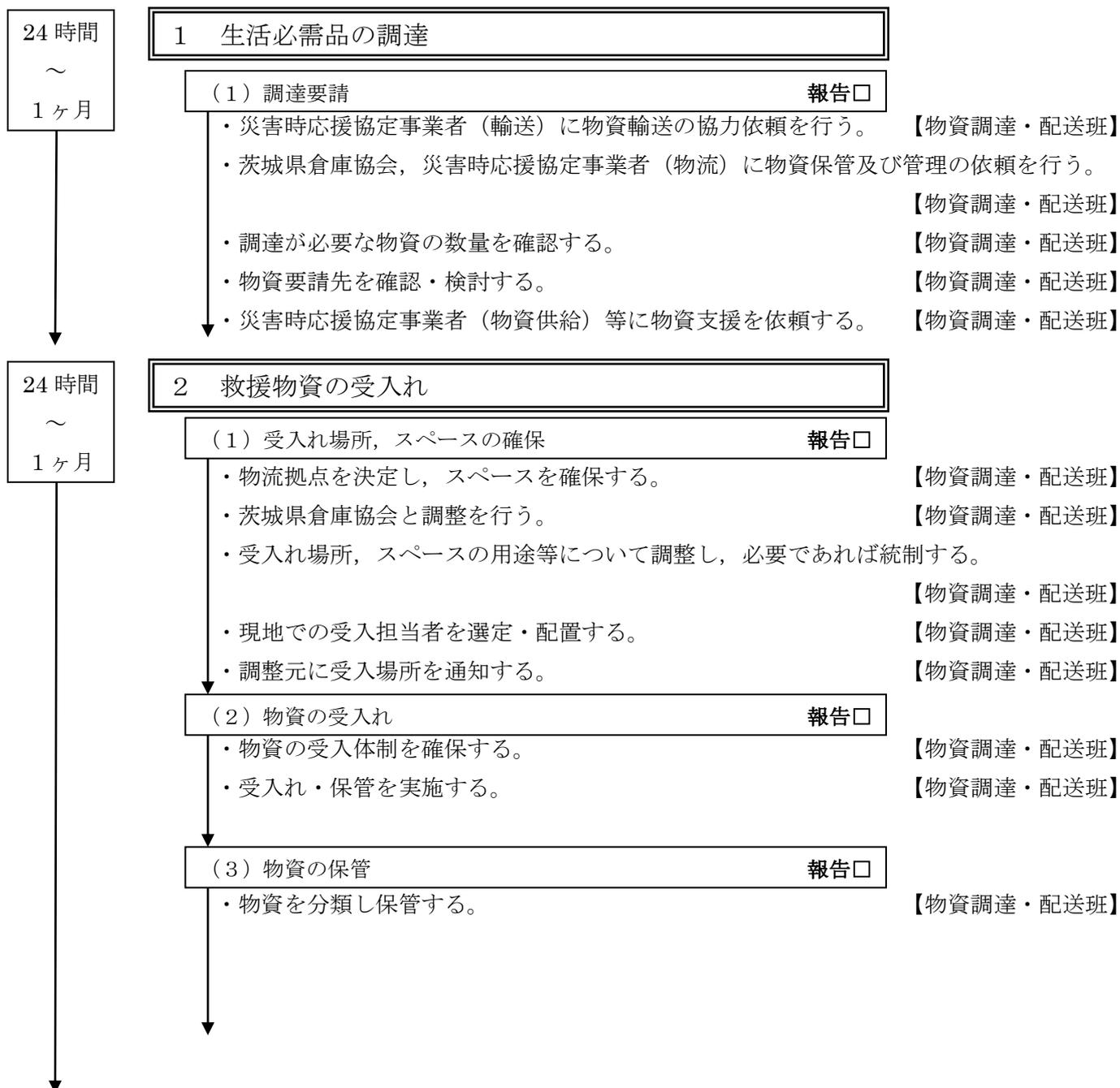
食糧等の供給 (第4章 第6節 第2 1)		【担当班等】 災害対策本部事務局物資調達・配送班
【関連班等】 情報班, 避難所班, ボランティア支援班	【関連機関等】 国, 茨城県, 茨城県倉庫協会, 災害時応援協定事業者 (輸送・物流・物資供給), 県南防災センター	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	発災時, 被害状況を的確に把握し, 備蓄食糧等及び国, 県からのプッシュ型支援でもなお不足する食糧等を, 災害時応援協定事業者等から確保するとともに, 併せて輸送力・物流力を調整する。この際, 経過する時間とニーズもできる限り考慮する。	



飲料水の供給 (第4章 第6節 第2 2)		【担当班等】 上下水道部応急給水班
【関連班等】 情報班, 広報・報道班, ボランティア支援班, 避難所班	【関連機関等】 国, 茨城県, 茨城県倉庫協会, 災害時応援協定事業者 (輸送・物流・物資供給), 県南防災センター, 日本水道協会, 守谷市災害対策協力会	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着 眼	発災時, 被害状況を的確に把握し, 備蓄飲料水等及び国, 県からのプッシュ型支援があってもなお不足する飲料水等を, 県, 近隣市町村, 応援協定事業者等から確保するとともに, 輸送力・物流力を調整する。	



生活必需品の供給 (第4章 第6節 第2 3)		【担当班等】 災害対策本部事務局物資調達・配送班
【関連班等】 避難所班	【関連機関等】 国, 茨城県, 茨城県倉庫協会, 災害時応援協定事業者 (輸送・物流・物資供給), 県南防災センター	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着 眼	発災時, 的確に所要量を見積り, 国・県からのプッシュ型支援があっても, なお不足する生活必需品を, 県, 近隣市町村, 災害時応援協定事業者等から確保するとともに, 輸送力・物流力・保管力も調整する。	



24時間
～
1ヶ月

3 物資の供給

(1) 物資の供給 報告□

- ・災害時応援協定事業者（輸送）と調整を行う。
- ・配布・輸送計画を検討する。
- ・ボランティア等との連絡・調整を行う。
- ・計画に基づき、避難所へ物資を配給する。
- ・各避難所では、避難者等に生活必需品の配分・提供を行う。

【物資調達・配送班】

【物資調達・配送班】

【物資調達・配送班】

【物資調達・配送班】

【避難所班】

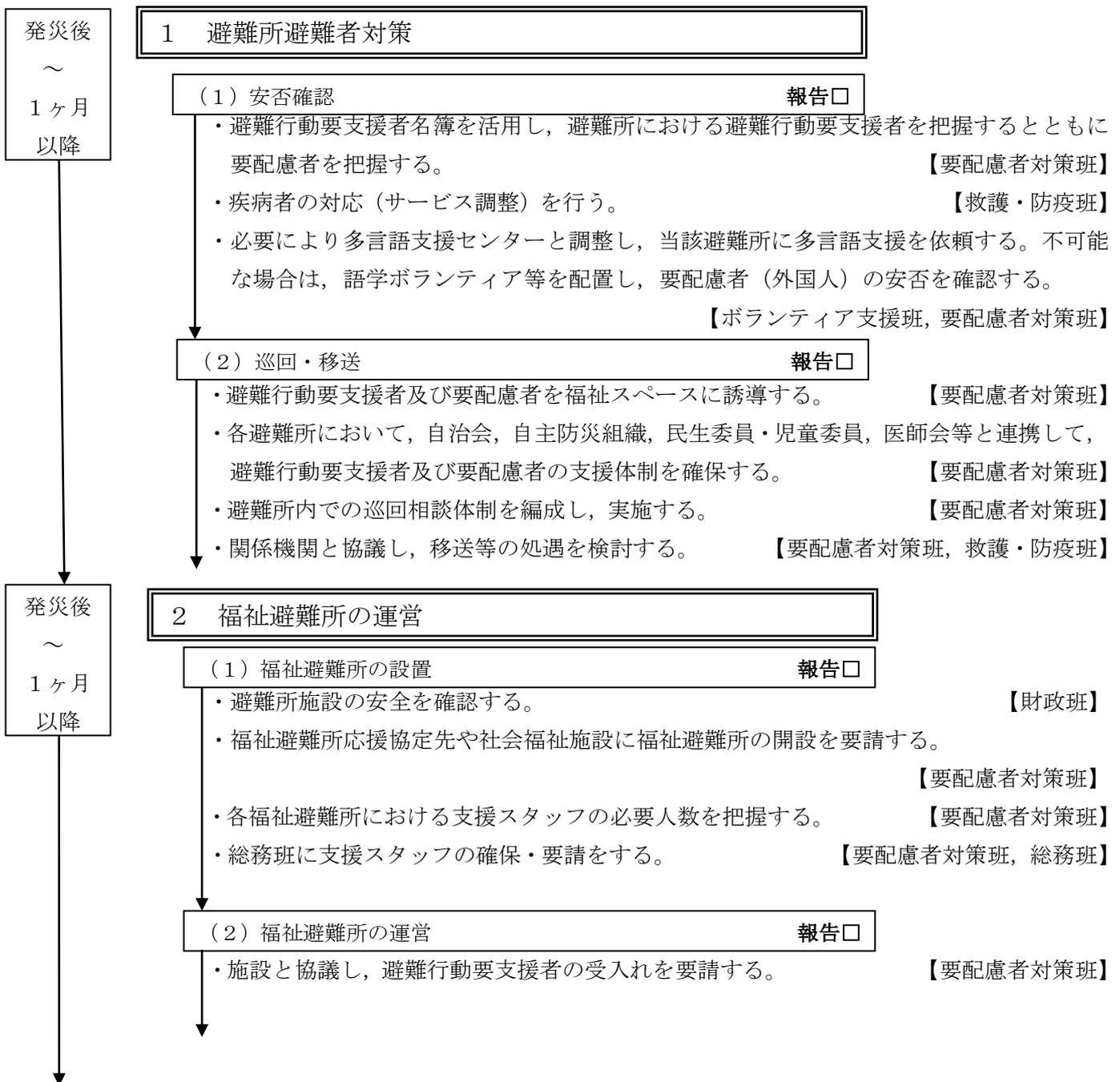
(2) 物資の管理 報告□

- ・物資の在庫・出庫管理を行う。
- ・物資の供給状況について、様式（物資の供給状況）を作成する。

【物資調達・配送班】

【物資調達・配送班】

要配慮者支援対策 (第4章 第6節 第3 1)	【担当班等】 福祉・救護・避難支援部要配慮者対策班 福祉・救護・避難支援部救護・防疫班
【関連班等】 物資調達・配送班，ボランティア支援班，総務班， 財政班，	【関連機関等】 茨城県，取手警察署，取手市医師会等，避難者，自 主防災組織等，民生委員，福祉避難所応援協定先， 社会福祉施設
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】
着	発災時，各関連機関等と相互に連携を取りつつ，必要な措置を適切に実施しなければならない。この際，平 眼 時における計画の周知徹底に努めるとともに，発災時の臨機な対応が必要である。



発災後
～
1ヶ月
以降

3 避難行動要支援者対策

(1) 安否確認 報告□

- ・自治会等，自主防災組織，民生委員・児童委員等と連携を図り，在宅避難者の安否確認体制を確保する。 【要配慮者対策班】
- ・避難行動要支援者名簿を活用し，在宅避難者の安否状況を確認する。 【要配慮者対策班】
- ・疾病者の対応（サービス調整）を行う。 【救護・防疫班】
- ・必要に応じ多言語支援センターと調整し，当該避難所に多言語支援を依頼する。不可能な場合は，語学ボランティア等を配置し，状況の確認・説明等を実施する。
【ボランティア支援班，要配慮者対策班】

(2) ニーズの把握，支援方針の判断 報告□

- ・在宅避難行動要支援者の巡回相談体制を編成，巡回し，ニーズ（物資，薬等）を把握する。 【要配慮者対策班】
- ・物資調達・配送班及び救護・防疫班に必要ニーズを請求し，調達する。
【要配慮者対策班，物資調達・配送班，救護・防疫班】
- ・福祉避難所，福祉施設，医療機関等に移送用車両の要否を確認する。
【要配慮者対策班，救護・防疫班】
- ・関係機関と協議し，移送等の処遇を検討する。 【要配慮者対策班，救護・防疫班】

(3) 在宅支援 報告□

- ・必要物資を提供する。 【要配慮者対策班，物資調達・配送班】
- ・福祉施設，医療機関に移送する。 【要配慮者対策班，救護・防疫班】

4 介護施設入所者等の安全確保

(1) 施設の安全確認 報告□

- ・介護施設の安全を確認する。 【財政班】

(2) 避難誘導支援及び搬送等 報告□

- ・施設管理者の要請に基づき，入居者等の救助や避難誘導支援のための職員派遣や，ボランティア組織等への協力要請を行う。 【要配慮者対策班】
- ・施設管理者の要請に基づき，救急自動車を確保し，負傷した入居者等の搬送先医療機関等を確保する。 【要配慮者対策班，救護・防疫班，物資調達・配送班】

(3) 食糧，飲料水，生活必需品の調達 報告□

- ・施設管理者の要請に基づき，必要物資を調達し，配布する。
【要配慮者対策班，物資調達・配送班】

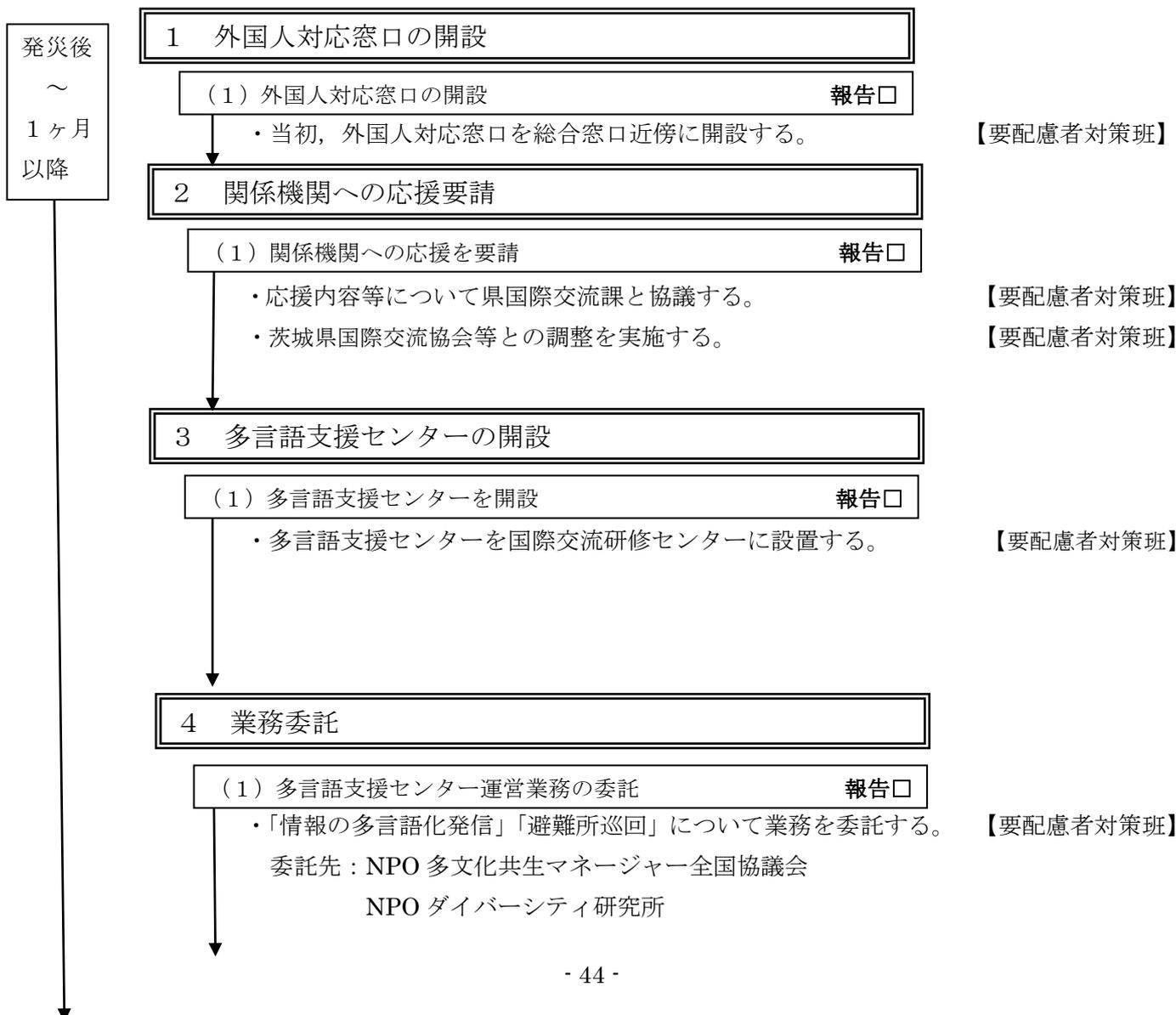
(4) 介護，巡回体制の確保支援 報告□

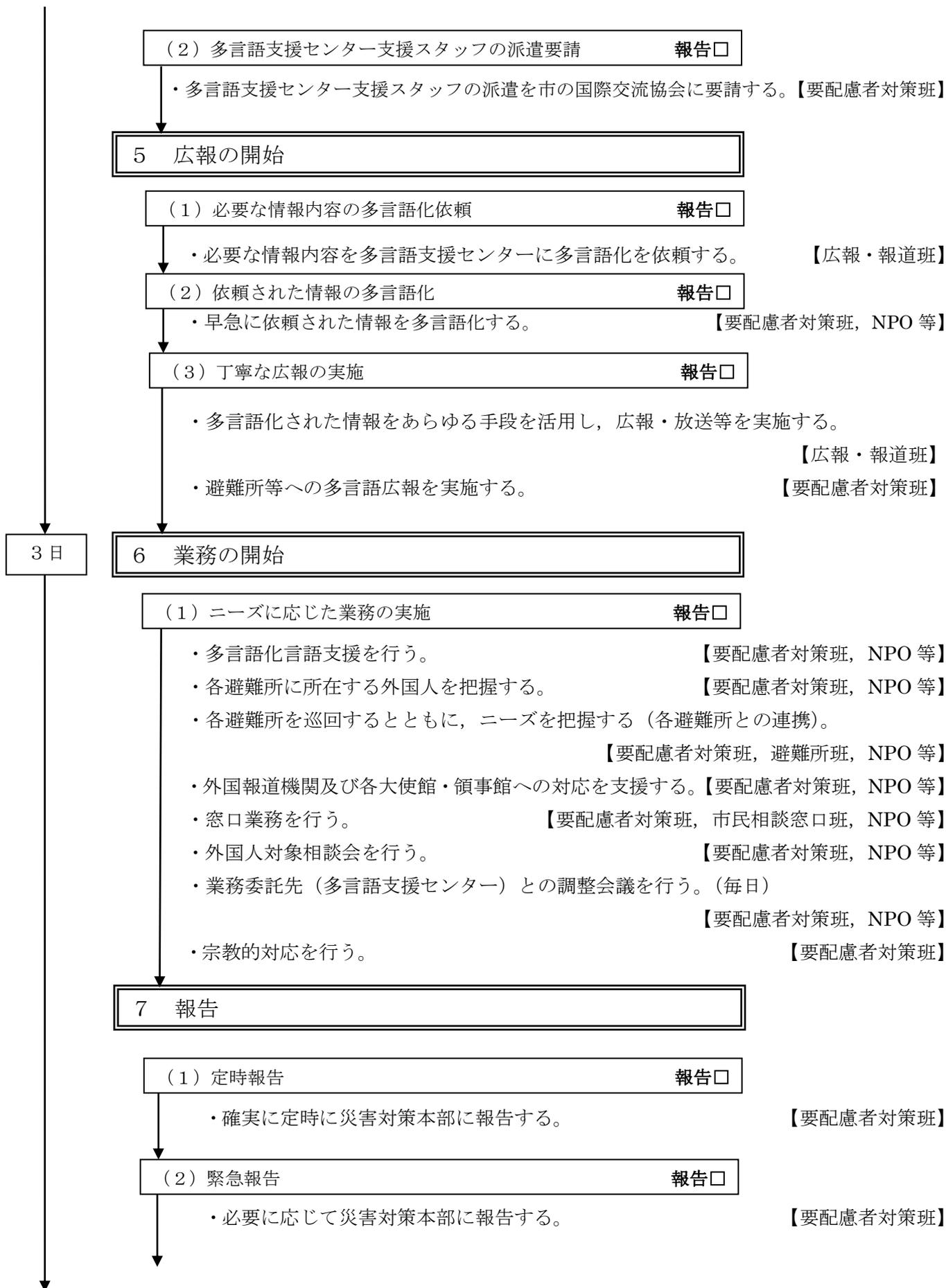
- ・施設管理者の要請に基づき，介護職員確保のための他施設やボランティア組織等への協力を要請する。 【要配慮者対策班，ボランティア支援班，救護・防疫班】
- ・ボランティア組織等の協力を得て巡回相談を行う。 【要配慮者対策班】

発災後
～
1ヶ月
以降

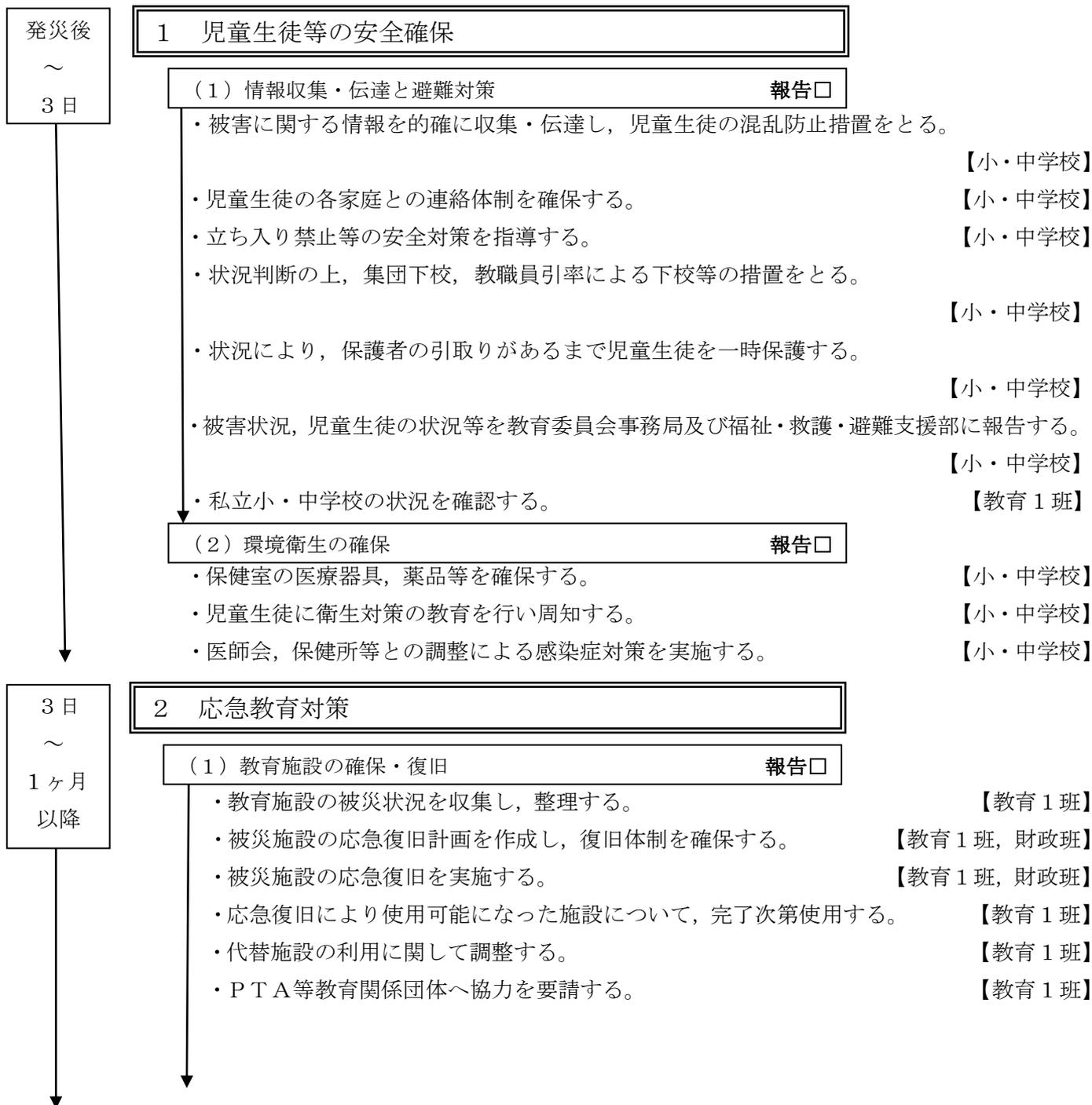
要配慮者支援対策（外国人） (第4章 第6節 第3 2)		【担当班等】 福祉・救護・避難支援部要配慮者対策班
【関連班等】 広報・報道班, 避難所班, 市民相談窓口班, NPO 等	【関連機関等】 一般財団法人自治体国際化協会（クレア）, 茨城県国際交流課, 公益財団法人茨城県国際交流協会, 守谷市国際交流会（MIFA）, 市民協働推進課国際交流員 NPO 多文化共生マネージャー全国協議会 NPO ダイバーシティ研究所	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着 眼	発災時、各関連機関等と相互に連携を取りつつ必要な措置を適切に実施しなければならない。この際、平時からの外国人の状況等を的確に掌握するとともに、発災時の臨機及び親身な対応が重要である。	

全般的には、前項の「要配慮者支援対策」を参考とし、本項では、外国人対応に特化した項目を記載している。なお、状況（対象人員等）に応じて下記の必要な事項について行うとともに、広域での対応についても検討する。





応急教育対策 (第4章 第6節 第4 1)		【担当班等】 教育部教育1班
【関連班等】 広報・報道班, 財政班, 小・中学校	【関連機関等】 茨城県教育委員会, P T A等教育関係団体, 医師会等, 竜ヶ崎保健所,	
【業務関連マニュアル】 各小中学校「防災計画」 各小中学校「危機管理マニュアル」	【関係根拠等】	
着 眼	発災時, 児童生徒の安全を確保し, 的確な情報収集と状況判断のもと組織的な安全対策を講じるとともに, 施設の安全を確保し, 応急教育開始の準備を進め, 教育の再開に努める。	



(2) 教職員の確保

報告□

- ・教職員の被災状況や人員不足を確認する。
- ・市内の学校間での教職員を調整する。
- ・県教育委員会に教職員の派遣を要請する。
- ・派遣職員の活動計画を作成する。

【教育1班】
【教育1班】
【教育1班】
【教育1班】

(3) 教科書・学用品の調達及び調整

報告□

- ・就学上支障のある児童生徒を把握し、学用品等の必要数量を整理する。
- ・学用品の調達先を確認・連絡・調整する。
- ・学用品を児童生徒に給付する。
- ・給付結果を記録する。

【教育1班】
【教育1班】
【教育1班】
【教育1班】

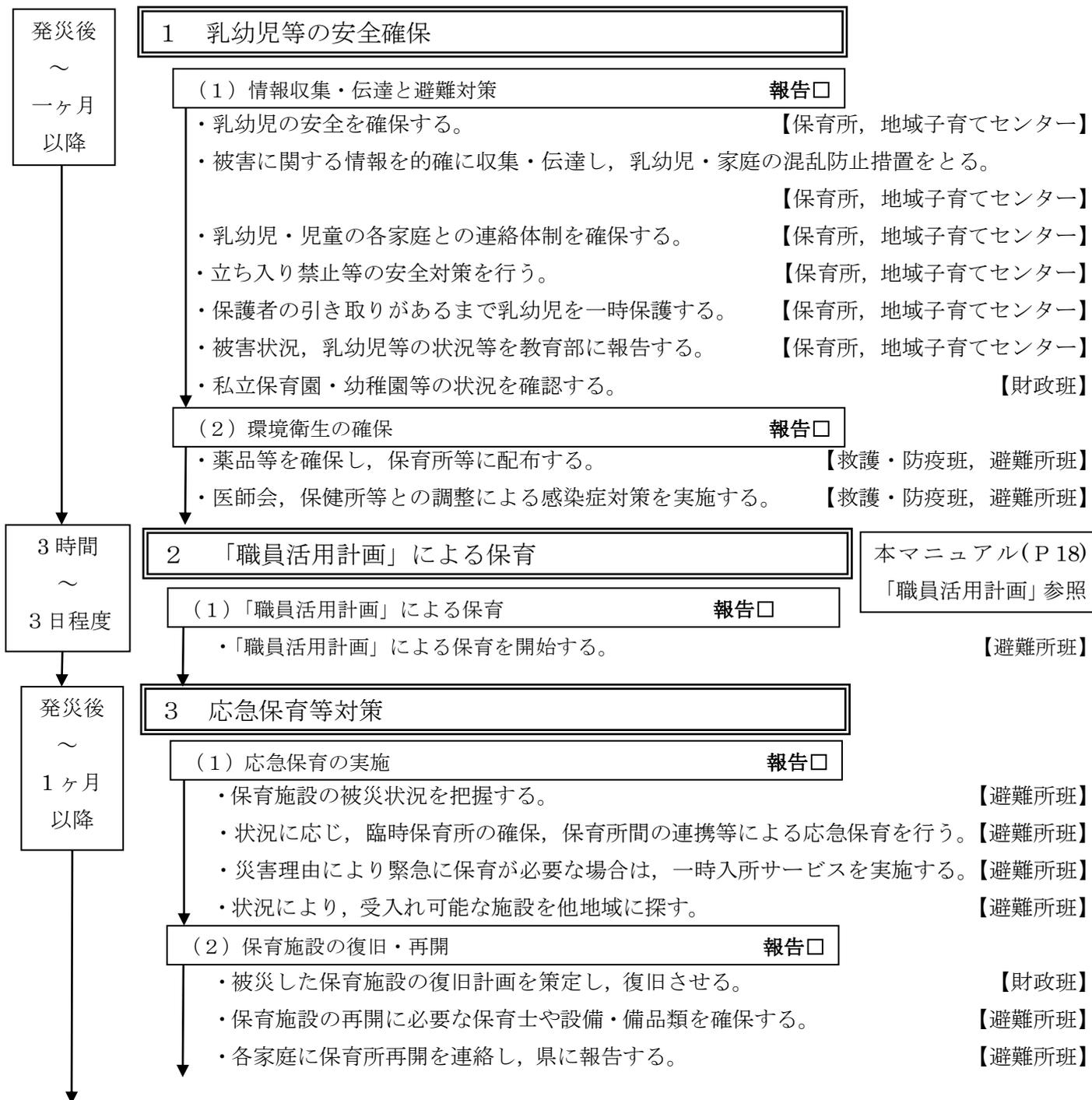
(4) 学校の再開

報告□

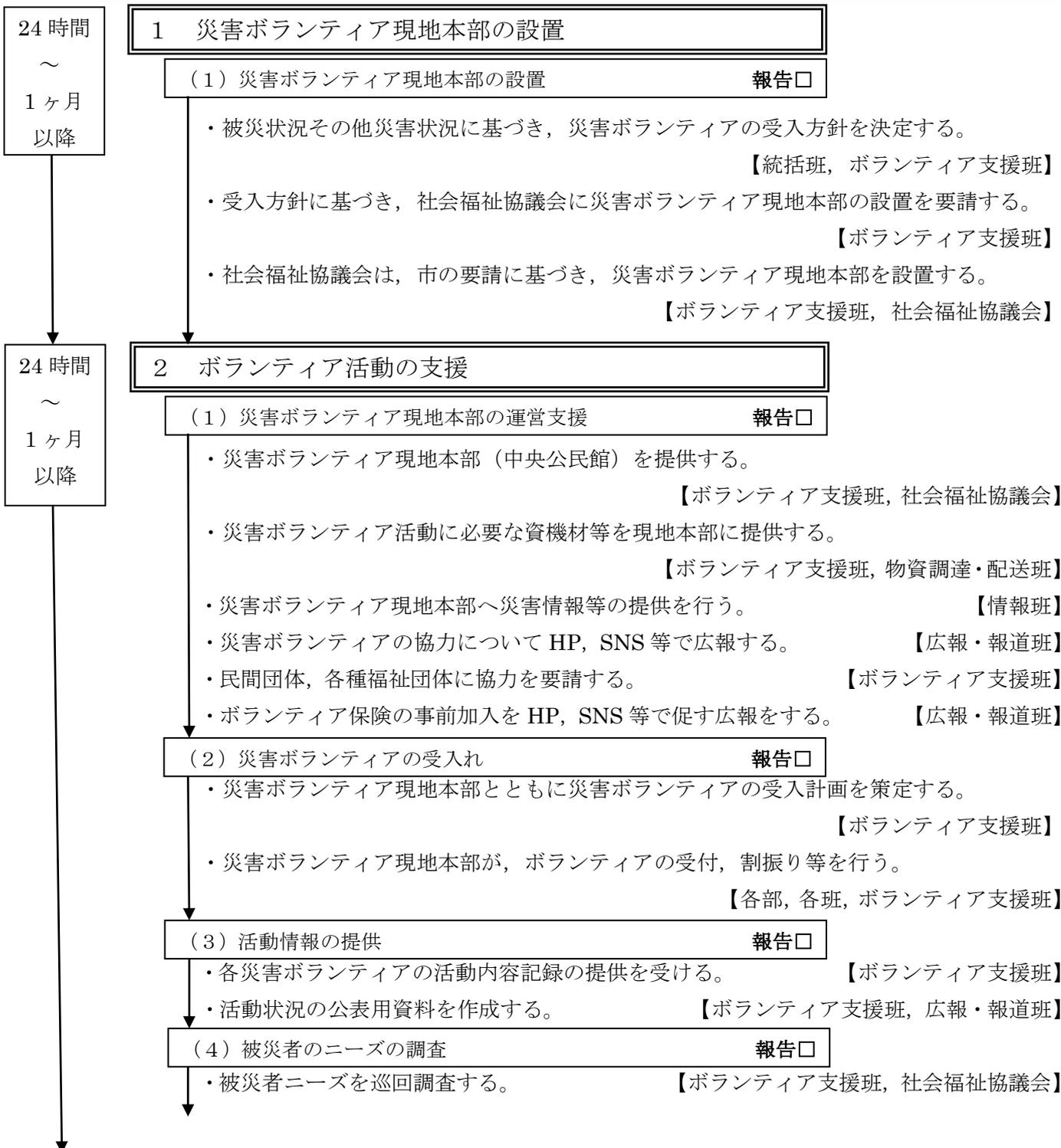
- ・学校再開基準を検討・策定する。
- ・応援計画を作成する。
- ・各家庭に学校再開を連絡広報し、県に報告する。

【教育1班, 小・中学校】
【教育1班】
【教育1班, 広報・報道班】

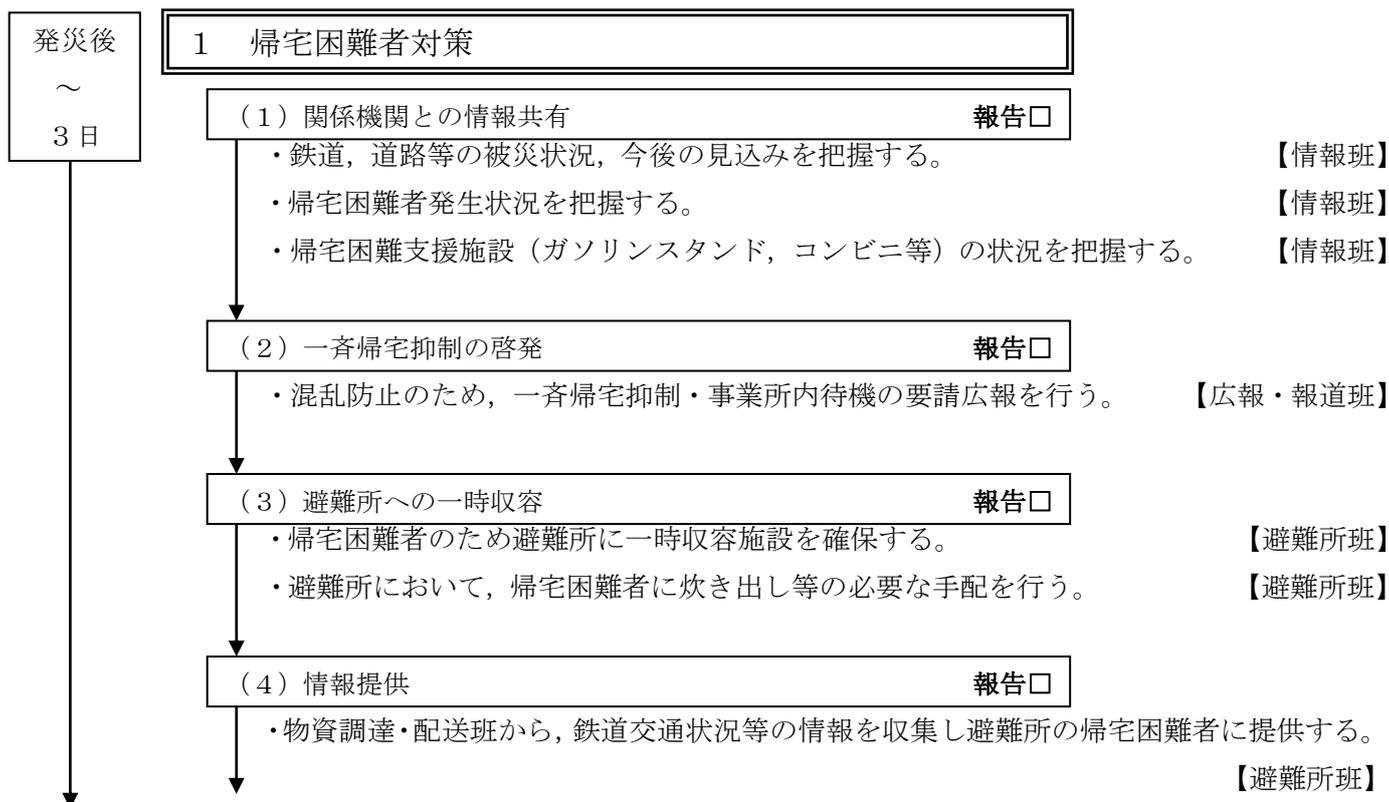
応急保育等対策 (第4章 第6節 第4 2)		【担当班等】 福祉・救護・避難支援部避難所班
【関連班等】 救護・防疫班, 財政班, 保育所, 地域子育てセンター	【関連機関等】 茨城県, 取手市医師会等, 竜ヶ崎保健所,	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	発災時, 乳幼児の安全を確保し, 的確な情報収集と状況判断の下, 組織的な安全対策を講じるとともに, 施設の安全を確保し, 応急保育等の準備を進めつつ保育等の継続・再開に努める。また, 並行的に「職員活用計画」に基づき職員乳幼児・児童の保育等を行う。	



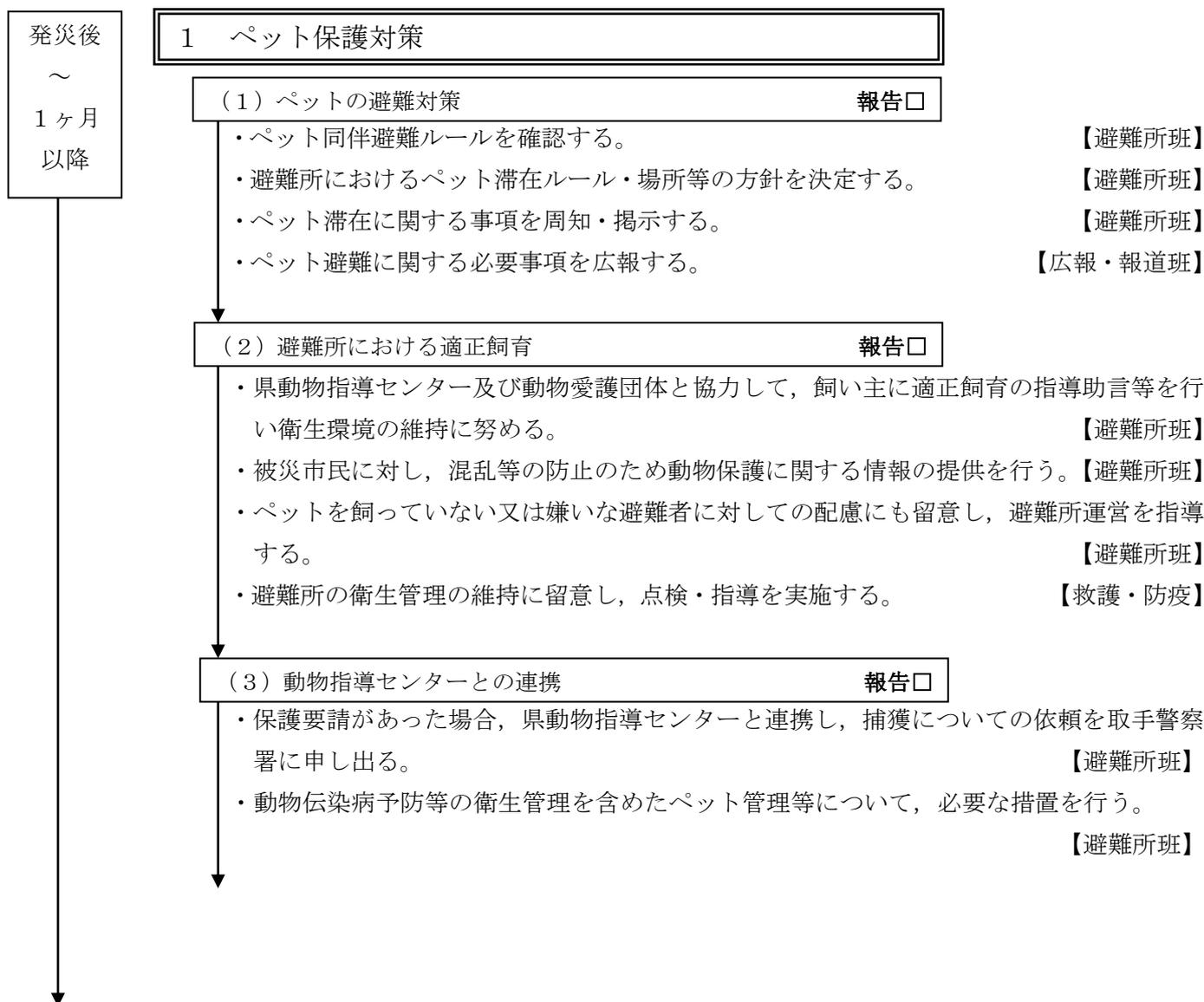
災害ボランティア活動支援 (第4章 第6節 第5)		【担当班等】 福祉・救護・避難支援部ボランティア支援班
【関連班等】 統括班, 物資調達・配送班, 情報班, 広報・報道班	【関連機関等】 茨城県, 守谷市社会福祉協議会, ボランティア	
【業務関連マニュアル】 災害ボランティア活動支援マニュアル (守谷市社会福祉協議会)	【関係根拠等】	
着眼	災害時, 多くのボランティアが集まり, 大きな力を発揮することが期待できる。このため, 各種能力のあるボランティアが被災者のために効果的な活動ができるよう, 社会福祉協議会, 関係団体等と密接に連携・協力して, 積極的に活動を支援する。	



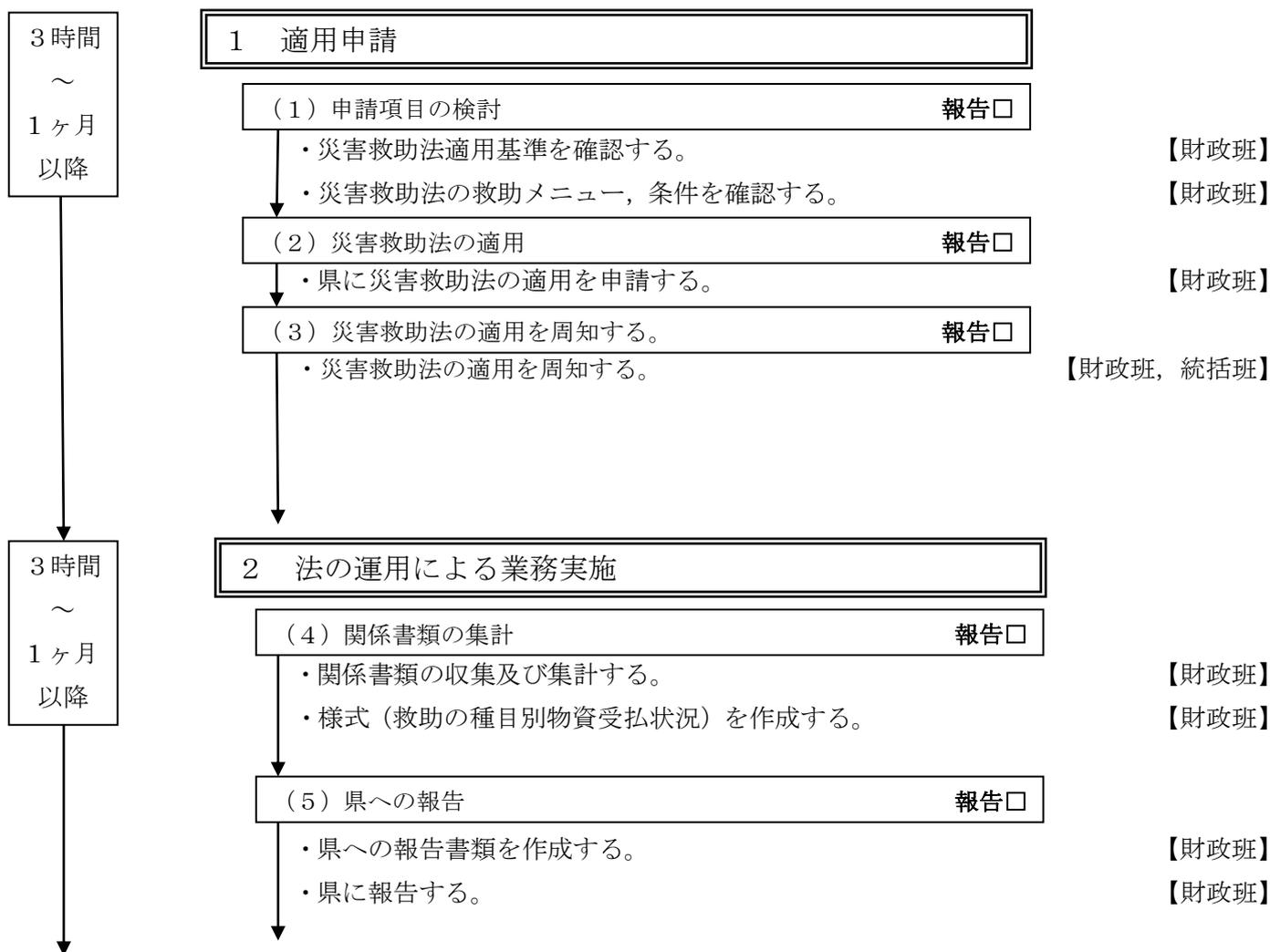
帰宅困難者対策 (第4章 第6節 第6)		【担当班等】 福祉・救護・避難支援部避難所班
【関連班等】 広報・報道班, 情報班	【関連機関等】 茨城県, 取手警察署, 首都圏新都市鉄道(株), 関東鉄道(株), バス事業者, 茨城県石油商業組合, コンビニエンスストア	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着 眼	発災時, 守谷市においては, 地域特性上, 時間帯により多数の帰宅困難者が発生する。このため, 公共交通機関と連携し対応するとともに, 一時避難のため, 食糧等・飲料水の備蓄を平時から用意する。この際, 適時・的確な情報提供と一斉帰宅の抑制の啓発に努める。	



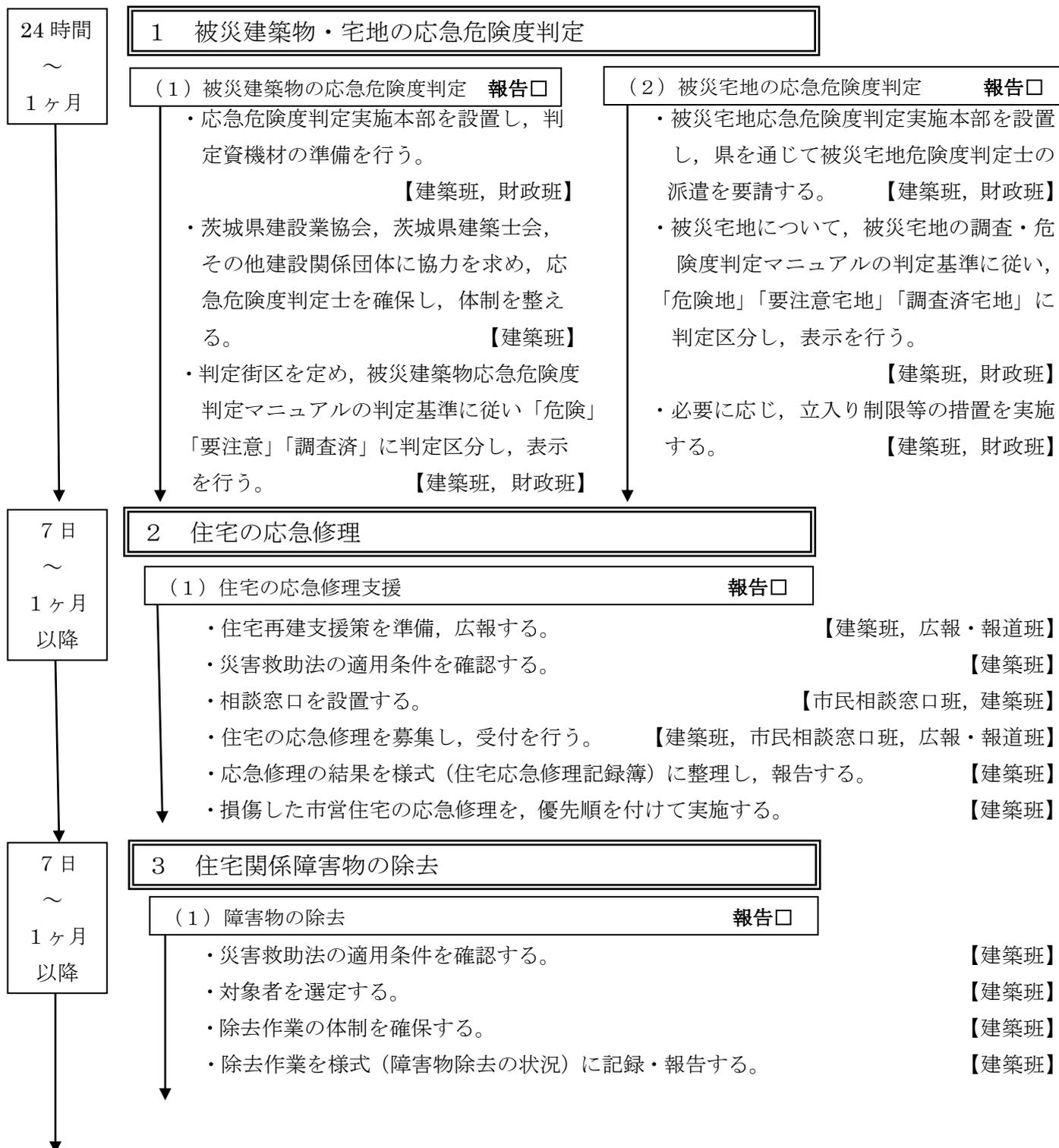
ペット保護対策 (第4章 第6節 第7)		【担当班等】 福祉・救護・避難支援部避難所班
【関連班等】 広報・報道班, 救護・防疫班	【関連機関等】 茨城県動物指導センター, 茨城県獣医師会, 取手警察署, 動物愛護関係団体	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	発災時, 多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため, 市は, 動物愛護の観点から関係機関等との協力体制を確立し, 被災ペットの保護及び適正飼養に努める。この際, 避難所の適切な衛生管理に留意する。(対象は, 基本的に飼い主のいるペット及び保護要請がある場合とする。)	



災害救助法の適用 (第4章 第7節)		【担当班等】 災害対策本部事務局財政班
【関連班等】 統括班	【関連機関等】 茨城県	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	市内の被害が一定基準以上であり、かつ、応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。この際、関係各班と密接に連携し、早期に被災情報を的確に把握分析し適用基準に照らし合わせ申請する。また、県との適時かつ円滑な調整にも留意する。	



住宅応急対応策 (第4章 第8節 第1)		【担当班等】 生活基盤対応部建築班
【関連班等】 広報・報道班, 物資調達・配送班, 財政班, 市民相談窓口班, 要配慮者対策班, ボランティア支援班	【関連機関等】 茨城県, 災害時応援協定事業者(市町村, 建築), 茨城県建設業協会, 建築関係団体, 建設事業者, ボランティア,	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	被災した建築物, 宅地の応急危険度判定を速やかに実施し, 被災後の人命に係る二次災害を防止するとともに, 住宅の応急修理支援, 仮設住宅の設置等を速やかに実施する。	



7日
～
1ヶ月
以降

4 応急仮設住宅の建設対応

(1) 応急仮設住宅用地の選定・取得 報告□

- ・必要戸数を見積り，県へ報告，建設要望を行う。 【建築班】
- ・建設地を選定・確保する。 【建築班】
- ・建設予定地の状況調査を行う。 【建築班】
- ・建設地の土地使用承諾，使用契約手続きを行う。 【建築班，財政班】
- ・配置計画図を準備する。 【建築班】

(2) 民間アパート等の活用 報告□

- ・一時提供住宅として利用可能な住宅規模を調査する。 【建築班】
- ・一般住宅に転居の推進，受付窓口を設定する。 【市民相談窓口班，建築班】
- ・ホテル等宿泊施設の営業状況を確認し，避難所の長期避難が必要な方の居住環境を調整・手配する。 【市民相談窓口班】

(3) 県による応急仮設住宅の設置 報告□

- ・建設用地を県に報告・申請する。 【建築班】
- ・工事完了検査時の立会いを行う。 【建築班，財政班】

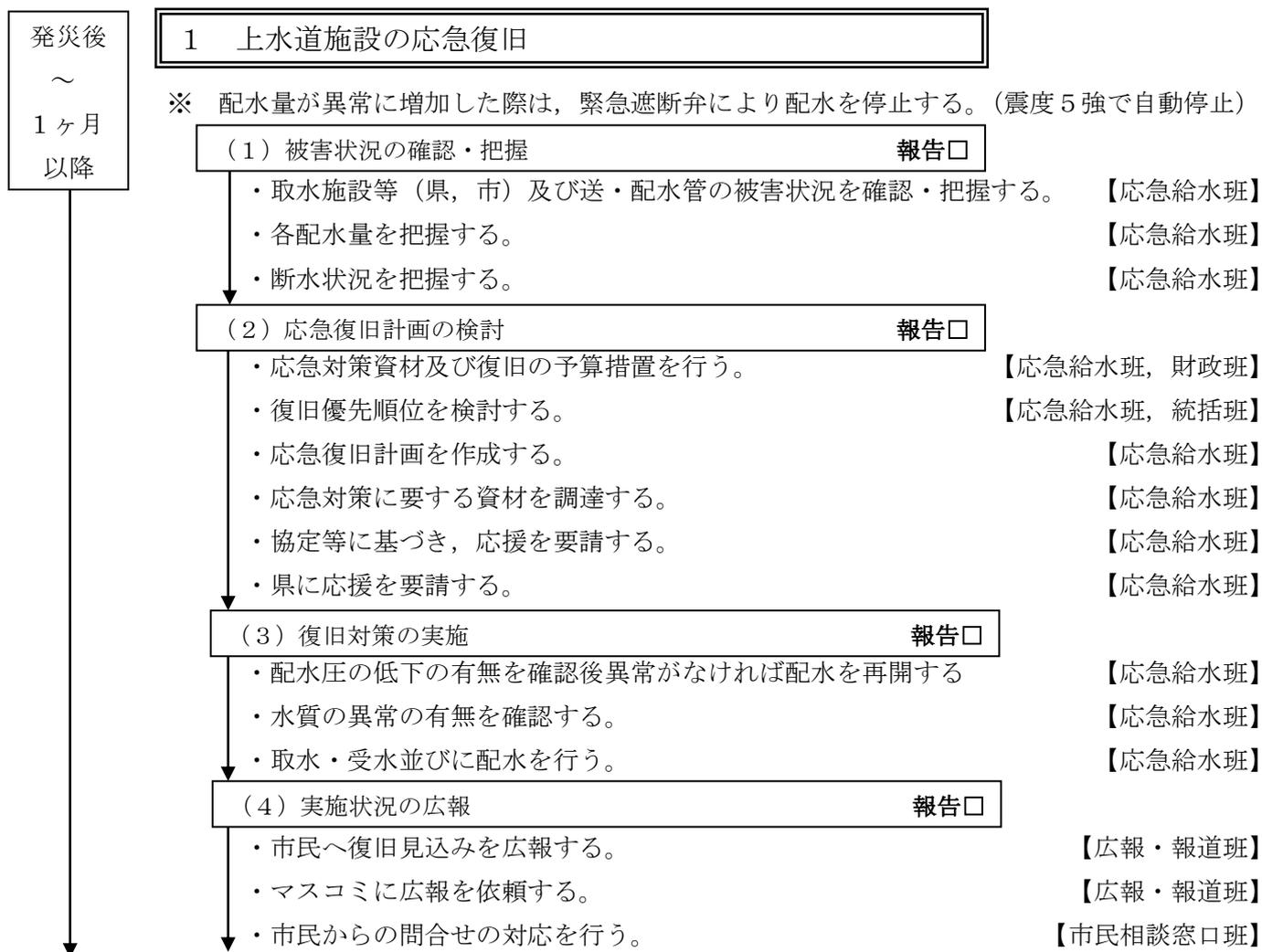
(4) 応急仮設住宅の入居募集 報告□

- ・入居対象者の応募資格，優先順位を設定する。 【建築班】
- ・入居者を公募，受付，抽選，審査する。 【市民相談窓口班，広報・報道班，建築班】
- ・福祉仮設住宅の入居を受け付け，審査する。 【市民相談窓口班，広報・報道班，建築班】
- ・入居者と契約手続きを行う。 【建築班】
- ・避難所から応急仮設住宅までの移転手段を確保する。 【物資調達・配送班，建築班】

(5) 応急仮設住宅の管理 報告□

- ・様式（応急仮設住宅台帳）を作成する。 【建築班】
- ・県に様式（応急仮設住宅台帳）により報告する。 【建築班】
- ・応急仮設住宅入居者の退去を確認し，県に報告する。 【建築班】
- ・福祉仮設住宅の入居者の台帳を作成，退去確認・報告を行う。 【建築班，要配慮者対策班】

ライフライン施設の応急復旧 (第4章 第8節 第2)		【担当班等】 生活基盤対応部土木班, 上下水道部応急給水班・ 下水道班, 災害対策本部事務局情報班
【関連班等】 統括班, 広報・報道班, 市民相談窓口班, 財政班, 各部, 各班	【関連機関等】 茨城県, 県内全市町村, 災害時応援協定事業所, 取 手警察署, NTT東日本, 携帯電話業者, 東部ガス, 東日本ガス, 各道路管理者, 東京電力, 守谷市災害 対策協力会	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着 眼	ライフライン施設は市民生活の動脈であるため, 市は被災状況を的確に把握し, 迅速に担任する復旧計画を 作成し復旧作業に取り掛かり, 早期の復旧を目指さなければならぬ。この時復旧状況の細やかな広報に 留意する。	



発災後
～
1ヶ月
以降

2 下水道施設の応急復旧

(1) 被害状況の確認・把握 報告□

- ・下水管渠、処理施設の被害状況を調査・把握する。

【下水道班】

(2) 応急復旧計画の検討 報告□

- ・応急対策資材及び復旧の予算措置を行う。
- ・復旧優先順位を検討する。
- ・応急復旧計画を作成する。
- ・応急対策に要する資材を調達する。
- ・協定等に基づき、応援を要請する。
- ・県に応援を要請する。

【下水道班，財政班】

【下水道班，統括班】

【下水道班】

【下水道班】

【下水道班】

【下水道班】

(3) 復旧対策の実施 報告□

- ・管渠，マンホールの補修，浚渫等応急対策を実施する。
- ・処理施設の機能回復対策を行う。
- ・応急的な部分くみ取りや仮設トイレの設置を行う。

【下水道班】

【下水道班】

【下水道班】

(4) 実施状況の広報 報告□

- ・復旧見込みを広報する。
- ・マスコミに広報を依頼する。
- ・市民からの問合せの対応を行う。

【広報・報道班】

【広報・報道班】

【市民相談窓口班】

発災後
～
1ヶ月
以降

3 電力施設の応急復旧

(1) 被害状況の確認・把握 報告□

- ・電力事業者に連絡し，施設の被害状況を確認する。

【情報班】

(2) 復旧状況の確認・周知 報告□

- ・電力事業者に連絡し，施設の復旧見込等を確認する。
- ・復旧見込情報等を関係機関・部署に周知する。
- ・復旧見込情報等を市民に広報する。

【情報班】

【情報班】

【情報班，広報・報道班】

発災後
～
1ヶ月
以降

4 電話施設の応急復旧

(1) 被害状況の確認・把握 報告□

- ・電気通信事業者に連絡し、施設の被害状況を確認する。

【情報班】

(2) 復旧状況の確認・周知 報告□

- ・電気通信事業者に連絡し、施設の復旧見込等を確認する。
- ・復旧見込情報等を関係機関・部署に周知する。
- ・復旧見込情報等を市民に広報する。

【情報班】

【情報班】

【情報班，広報・報道班】

発災後
～
1ヶ月
以降

5 都市ガス施設、プロパンガス事業所等の応急復旧

(1) 被害状況の確認・把握 報告□

- ・ガス事業者に連絡し、施設の被害状況を確認する。

【情報班】

(2) 復旧状況の確認・周知 報告□

- ・ガス事業者に連絡し、施設の復旧見込等を確認する。
- ・復旧見込等情報を関係機関，部署に周知する。
- ・復旧見込等情報を市民に広報する。

【情報班】

【情報班】

【情報班，広報・報道班】

発災後
～
1ヶ月
以降

6 その他の土木施設の応急復旧

(1) 被害状況の確認・把握 報告□

- ・各施設の被害状況を調査・把握する。

【土木班】

(2) 復旧状況の確認・周知 報告□

- ・応急対策資材及び復旧の予算措置を行う。
- ・復旧優先順位を検討する。
- ・被災した施設の機能を確保するための応急復旧計画を策定する。
- ・復旧見込情報等を関係機関・部署に周知する。
- ・応急復旧対策を実施する。
- ・復旧見込情報等を広報する。

【土木班，財政班】

【土木班，統括班】

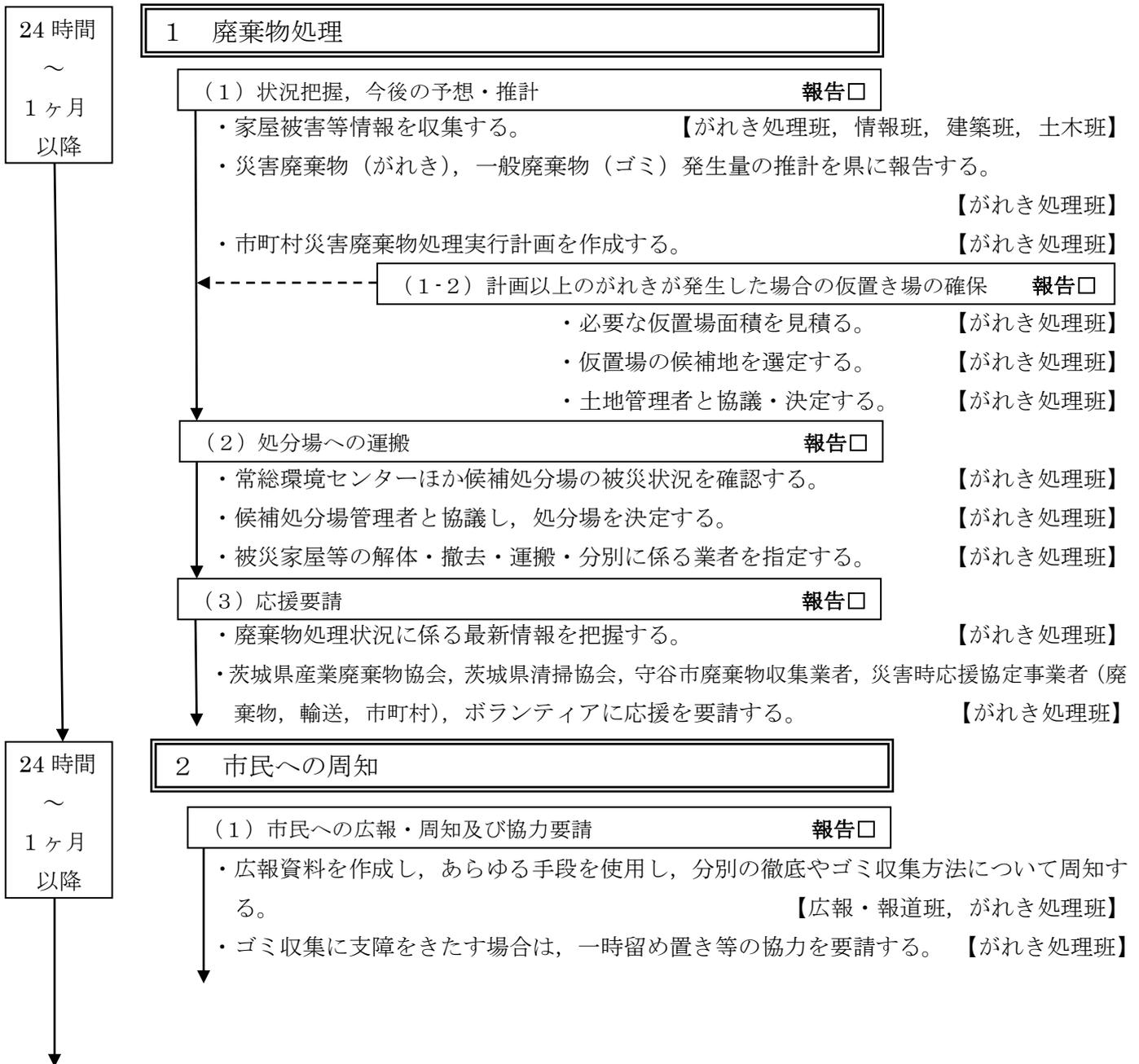
【土木班】

【土木班】

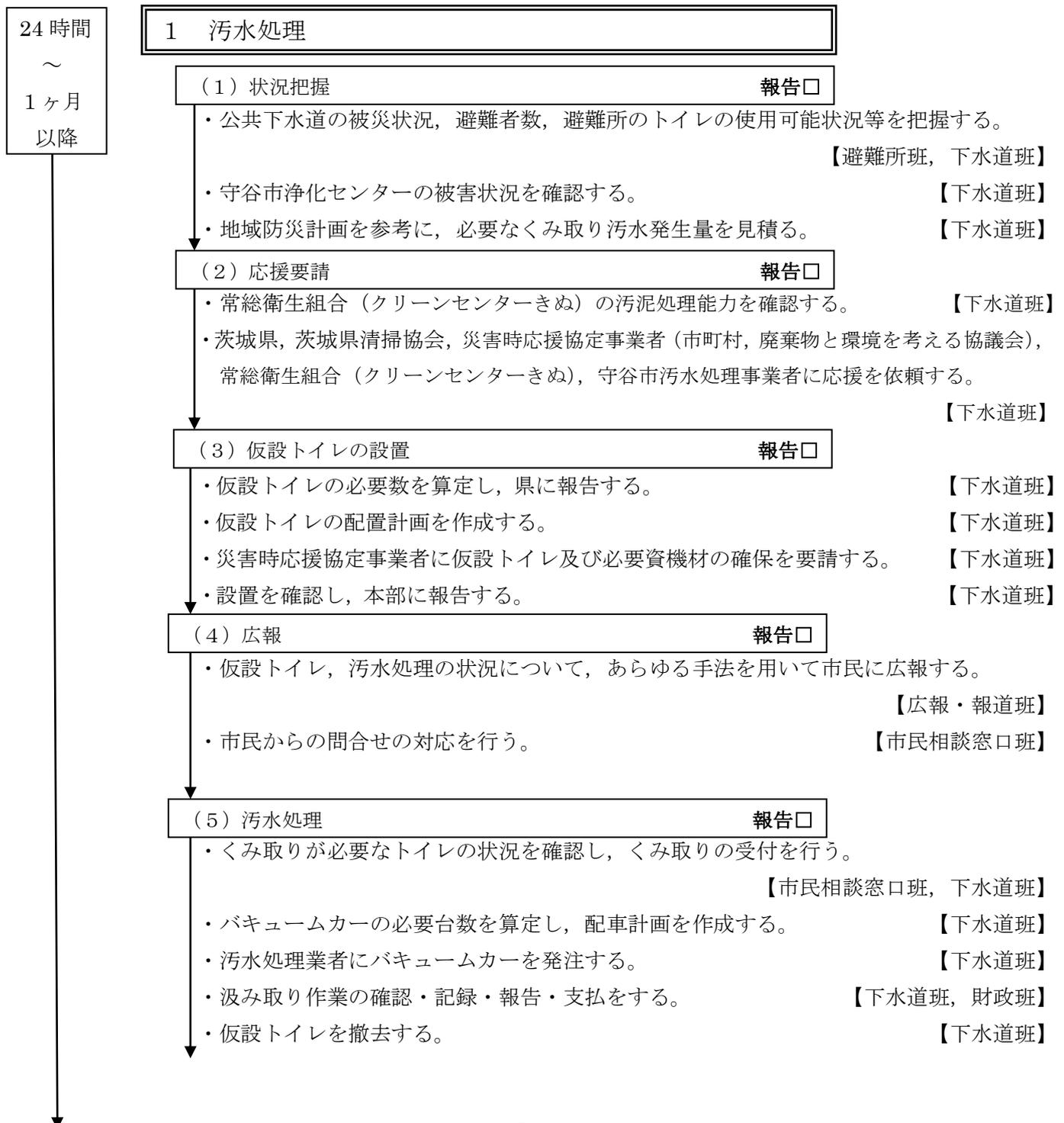
【土木班，各部，各班】

【広報・報道班】

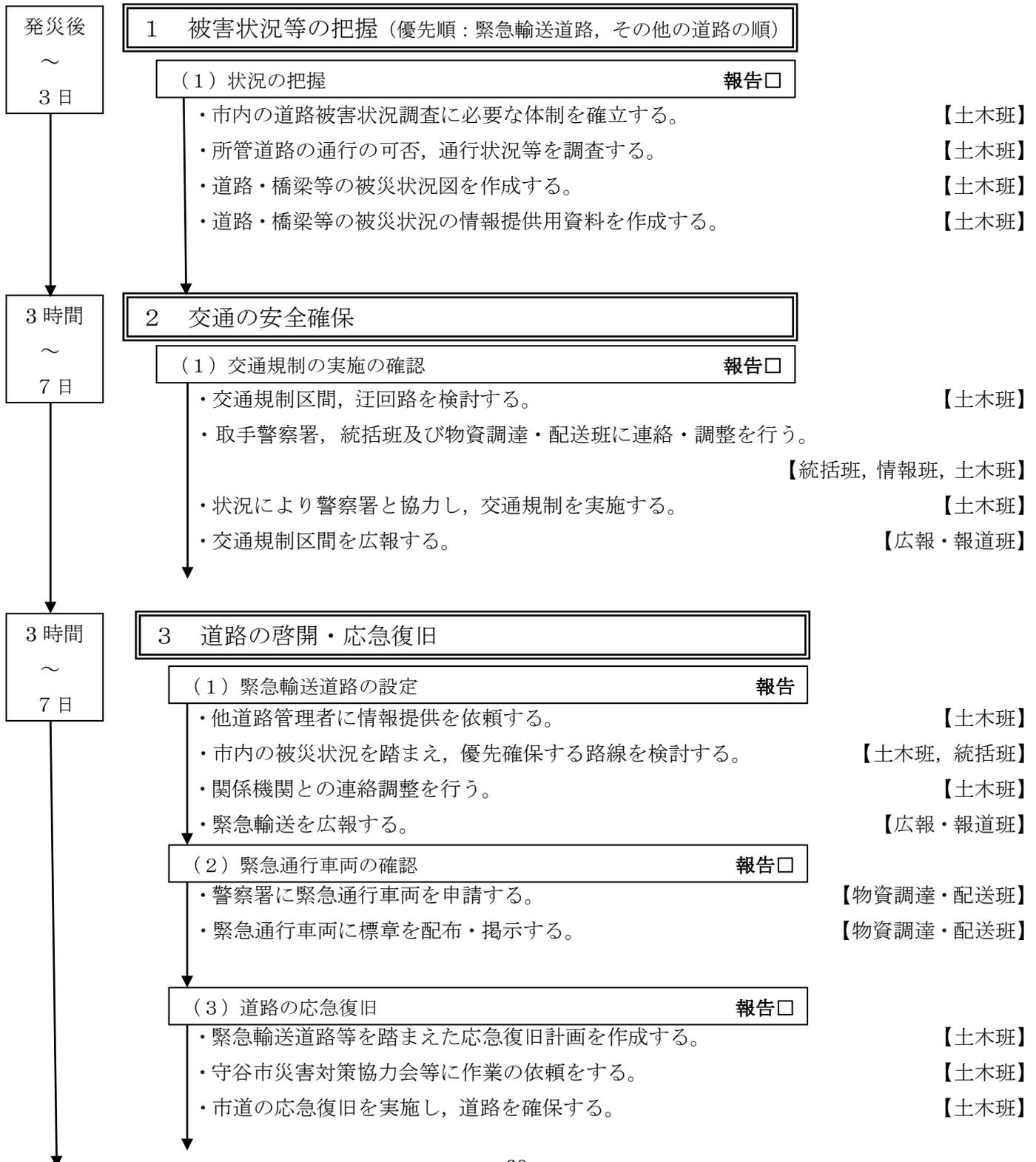
廃棄物処理 (第4章 第8節 第3 1)		【担当班等】 生活基盤対応部がれき処理班
【関連班等】 情報班, 広報・報道班, 建築班, 土木班	【関連機関等】 茨城県, 茨城県産業廃棄物協会, 茨城県清掃協会, 守谷市廃棄物収集業者, 災害時応援協定事業者 (廃 棄物, 輸送, 市町村), 常総環境センター	
【業務関連マニュアル】 守谷市災害廃棄物処理計画 (震災編)	【関係根拠等】 廃棄物及び清掃に関する法律	
着眼	災害時に大量に発生するゴミ・がれき等を, 法令に基づき適正かつ迅速に処理することにより, リサイクル等に貢献するとともに, 国からの補助金の受給が可能となる。また, 被災者の衛生的・精神的環境を維持できる。この際, 「守谷市災害廃棄物処理計画 (震災編)」に基づき業務を行うとともに, 関係機関等との密接な連携と市民への適時的確な広報に留意する。	



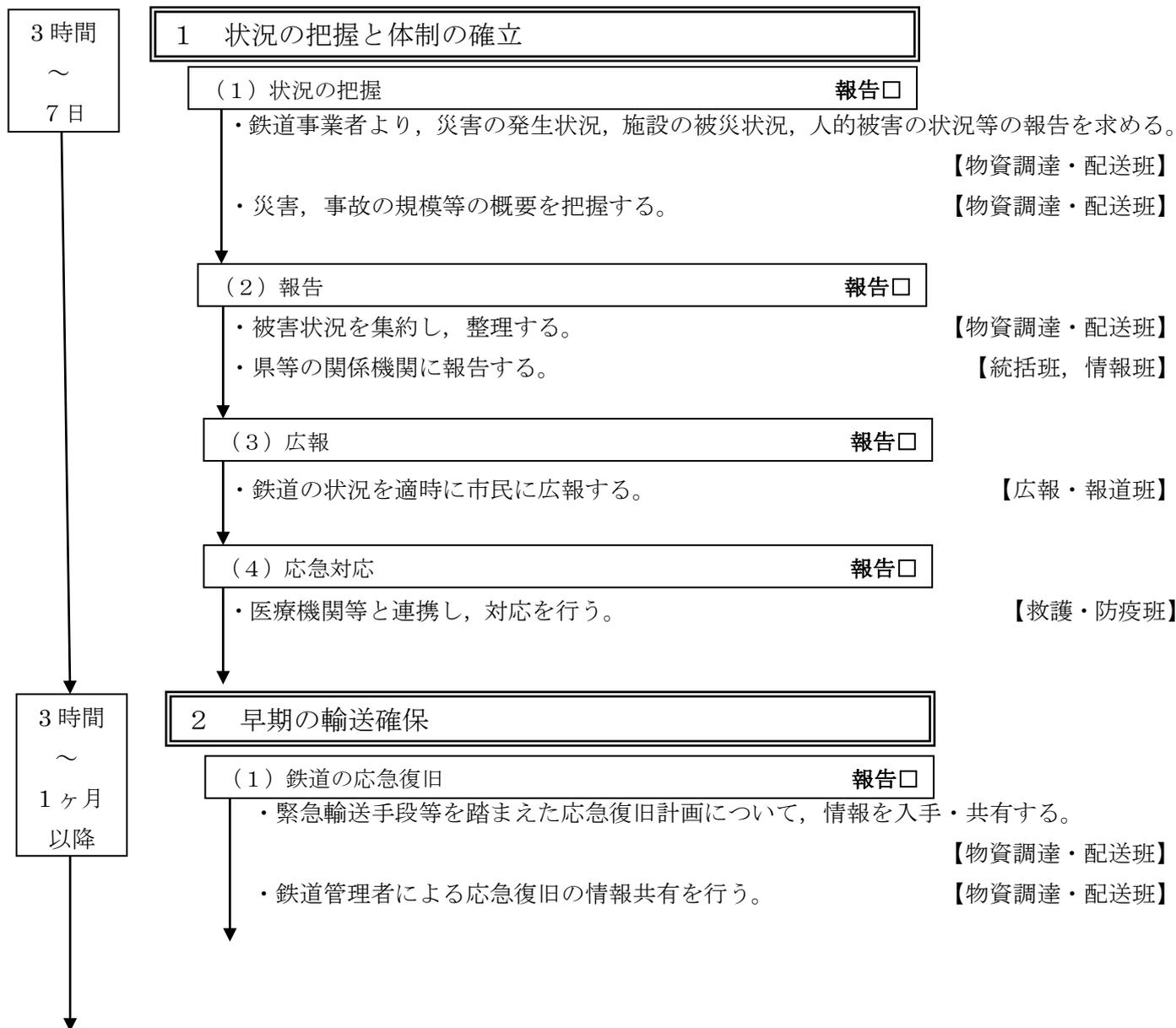
汚水処理 (第4章 第6節 第3 2)		【担当班等】 上下水道部下水道班
【関連班等】 広報・報道班, 財政班, 避難所班, 市民相談窓口班	【関連機関等】 県, 茨城県清掃協会, 守谷市汚水処理事業者, 災害時応援協定事業者(市町村, 廃棄物と環境を考える協議会), 守谷市災害対策協力会, 常総衛生組合(クリーンセンターきぬ)	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	汚水処理は, 災害時においても生活の基盤であることから, 被災状況を的確に把握し所要量を確実に見積り迅速に処理する。この際, 関係業者等と密接に連携するとともに, 柔軟な対応が重要である。	



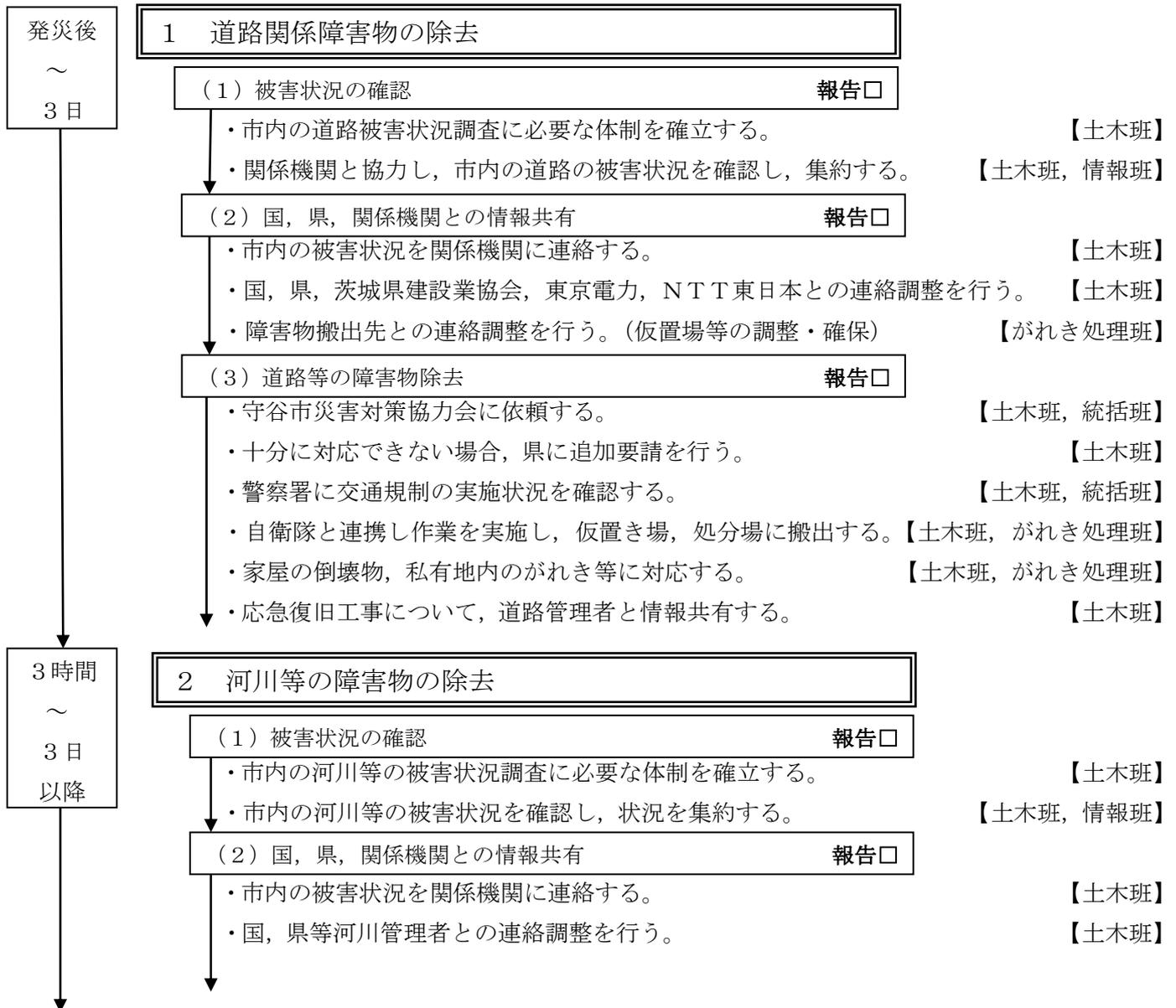
道路交通の確保 (第4章 第8節 第4 1)		【担当班等】 生活基盤対応部土木班
【関連班等】 統括班, 物資調達・配送班, 広報・報道班, 情報班	【関連機関等】 茨城県, 取手警察署, 道路管理者, 茨城県建設業協会, 守谷市災害対策協力会, 災害時応援協定事業者	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	災害による交通遮断から緊急救援活動の道路交通を確保するため, 道路の安全を確保し緊急輸送道路を確保するとともに, 迅速に応急復旧を実施し道路交通を確保する。	



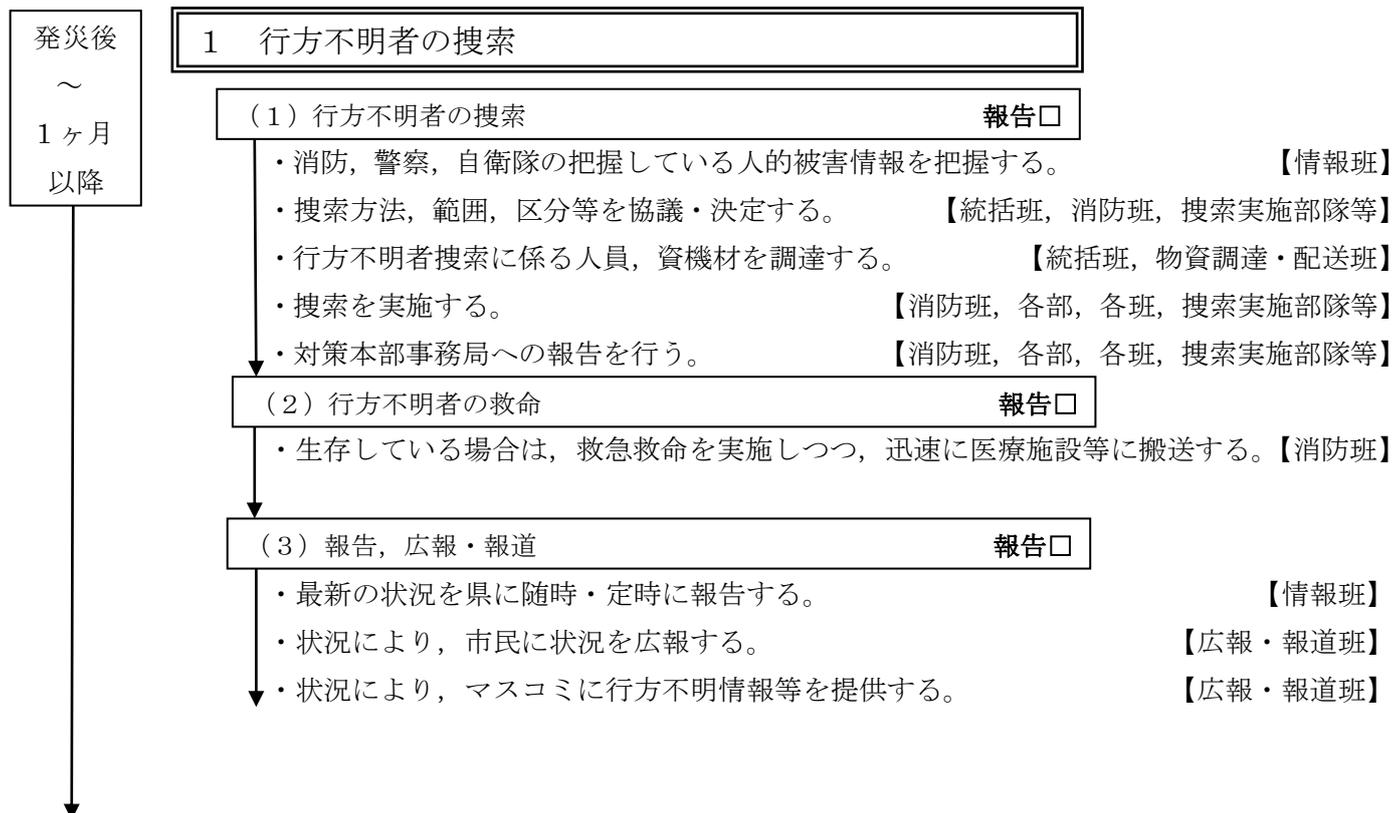
鉄道交通の状況把握等 (第4章 第8節 第4 2)		【担当班等】 災害対策本部事務局物資調達・配送班
【関連班等】 救護・防疫班，統括班，広報・報道班，情報班	【関連機関等】 茨城県，取手警察署，首都圏新都市鉄道（株），関東鉄道常総線，医療機関等	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着 眼	災害により被災した鉄道交通の状況を，事業者と意思疎通を図り，被害状況を把握する。この際，正確な復旧状況の把握による正確な広報に努める。	



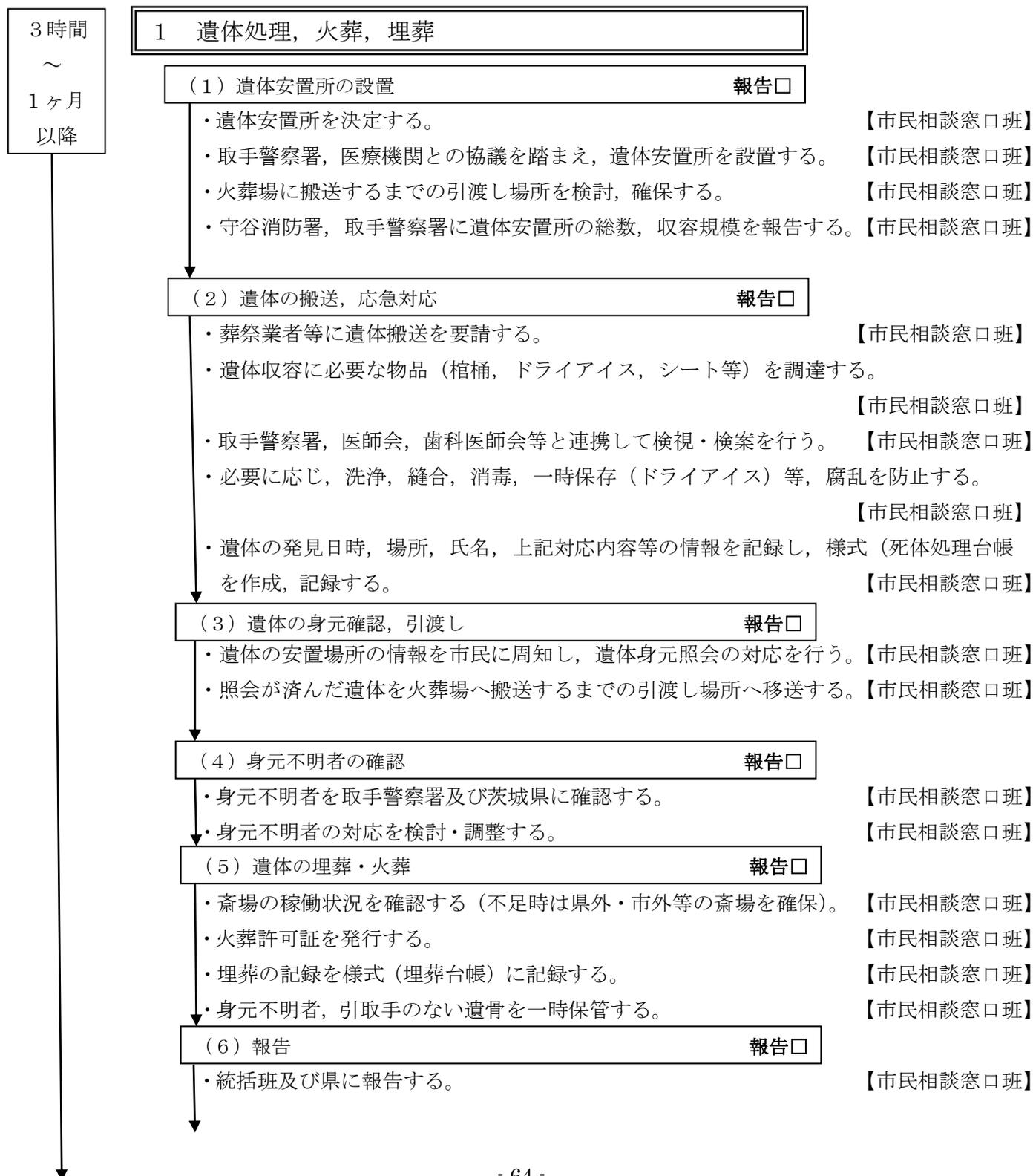
路上障害物の除去 (第4章 第8節 第4 3)		【担当班等】 生活基盤対応部土木班
【関連班等】 統括班, 情報班, がれき処理班	【関連機関等】 茨城県, 自衛隊, 取手警察署, 道路管理者, 河川管理者, 茨城県建設業協会, 守谷市災害対策協力会, 茨城県自動車整備振興会, NTT東日本, 東京電力, 災害時応援協定事業者	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	災害により発生した路上の障害物は早期に除去し, 緊急輸送道路の確保に努め, 安全復旧に寄与する。このとき, 関係機関・事業所との情報共有・連携を密接にする。	



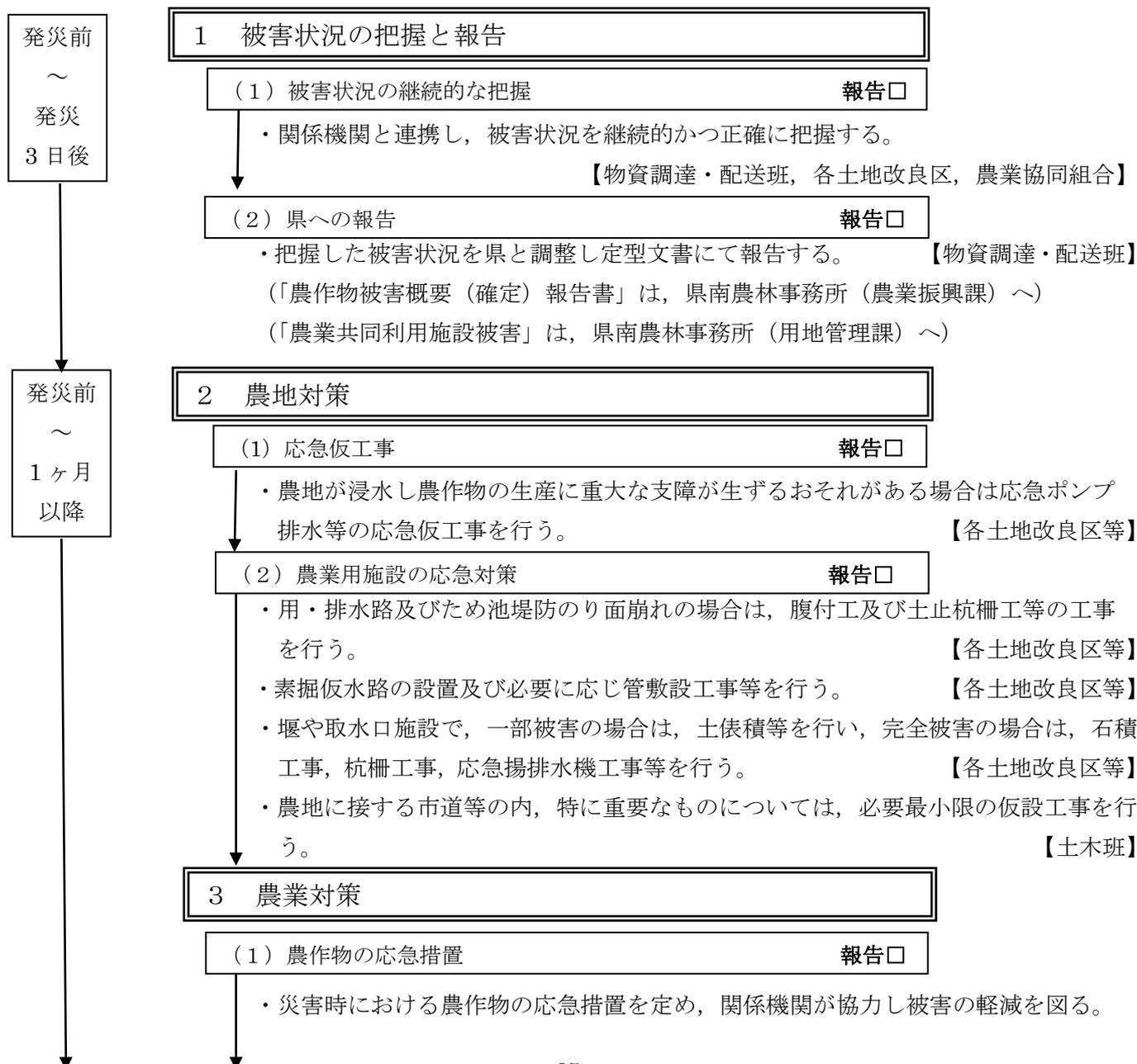
行方不明者捜索 (第4章 第8節 第5)		【担当班等】 災害対策本部事務局統括班, 消防部消防班
【関連班等】 広報・報道班, 各部, 各班, 情報班, 物資調達・配送班, 救護・防疫班, 捜索実施部隊	【関連機関等】 茨城県, 自衛隊, 取手警察署, 守谷消防署,	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着 眼	災害による行方不明者を早期に捜索するとともに, 生存している場合は救出し救命を行う。この際, 二次被害の発生防止を念頭に置き任務を遂行するほか, 県に対する報告及び広報・報道に留意する。	



遺体処理，火葬，埋葬 (第4章 第8節 第6)	【担当班等】 総合対応部市民相談窓口班
【関連班等】 救護・防疫班，	【関連機関等】 茨城県，取手警察署，取手市医師会等，葬祭業者， 守谷消防署，取手市外2市火葬場組合
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】
着眼	遺体処理，火葬，埋葬にあたっては，医療機関，警察と連携し，遺族及び斎場と調整し円滑に実施する。



農地・農業対策 (風水害編 第3章 第9節)		【担当班等】 災害対策本部事務局物資調達・配送班
【関連班等】 災害対策本部事務局財政班 土木班 救護・防疫班 広報・報道班	【関連機関等】 茨城県県南農林事務所，県南家畜保健衛生所 関東農政局茨城県拠点，茨城県土地改良事業団体連 合会（守谷土地改良区，高野土地改良区，守谷市大 野土地改良区，菅生沼土地改良区），茨城みなみ農業 協同組合，茨城県みなみ農業共済組合，茨城県酪農 業協同組合連合会，県西地区クーラーステーション	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則	
着眼	災害時，守谷市の各土地改良区及び茨城みなみ農業協同組合と連携し，農地・農業・農業施設の被害状況を正確に把握するとともに，適時・迅速な応急対策を実施する。この際，県への適時な調整・報告に努めるとともに，市の実施する各種被災認定を適切に実施する。また，復旧時には，刈入時期等に留意する。	



(2) 家畜の応急措置

報告□

- ・風水害による被害畜舎の早期修理及び復旧に努める。【県南家畜保健衛生所】
- ・外傷家畜の治療と看護に努める。【県南家畜保健衛生所】
- ・事故，圧死，病死等家畜の早期処理を行い，余病の併発を防止知る。【県南家畜保健衛生所】
- ・畜舎内の浸水の排除及び清掃を行い，乾燥した後，舎内外の消毒を行う。【救護防疫班，県南家畜保健衛生所】
- ・獣医の応援を得て災害地域家畜の一斉健康診断を実施し，併せて病床家畜の応急手当を行う。【物資調達・配送班，県南家畜保健衛生所】
- ・栄養回復のための飼料を調達し，これを十分に与えるよう努める。【県南家畜保健衛生所】
- ・必要に応じ，発病が予想される家畜感染症の予防注射を実施する。【県南家畜保健衛生所】

4 助成措置等

(1) 必要な助成措置等をとる。

報告□

- ・茨城県農林漁業災害対策特別措置条例等に基づき必要な措置をとる。【物資調達・配送班】

5 その他の法律等

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を確認する。報告□

- ・施設の被災状況を確認し，公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を確認する。【物資調達・配送班】

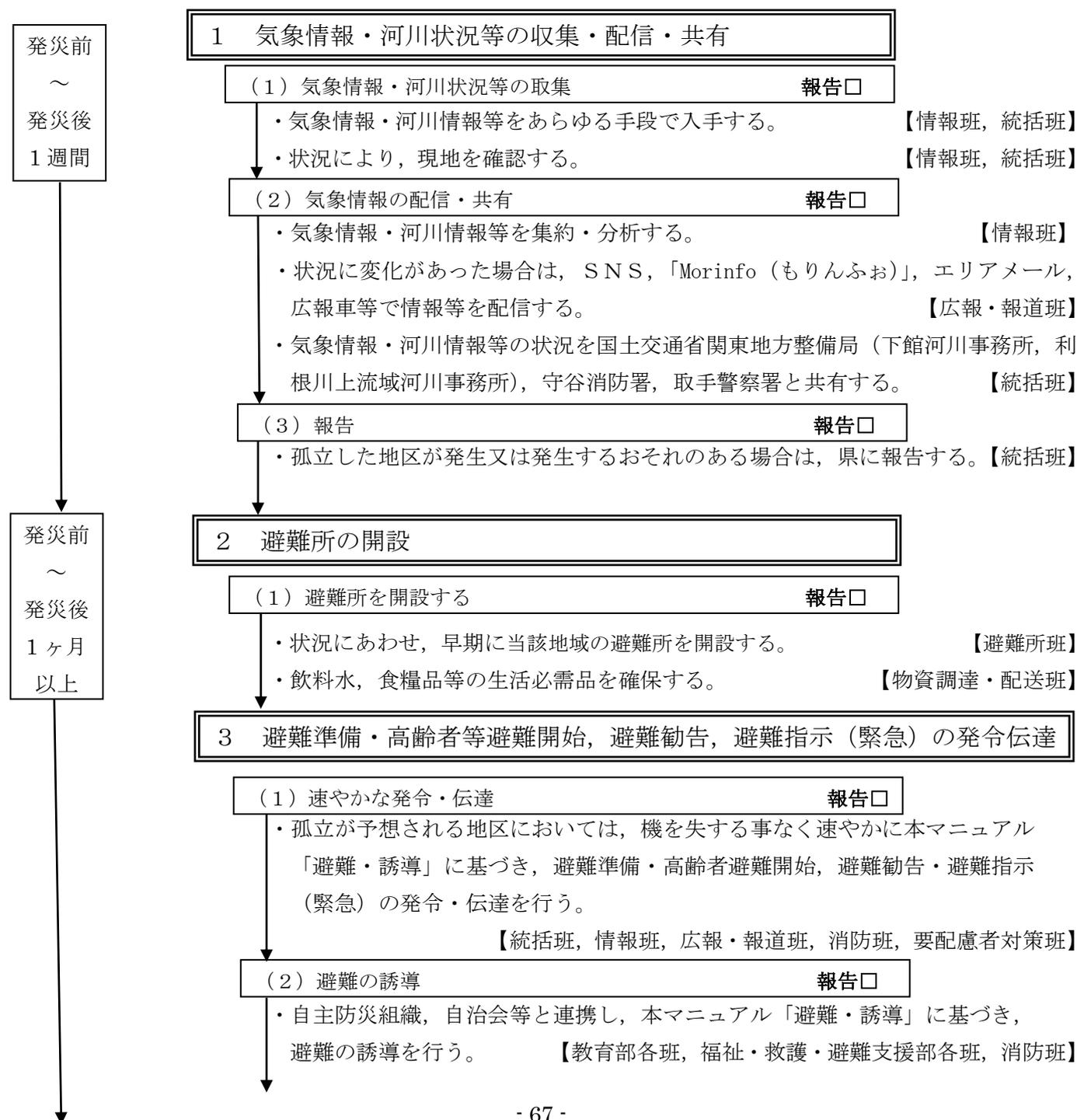
(2) 激甚災害の指定を確認する。

報告□

- ・激甚災害の指定を財政班に確認する。【物資調達・配送班】

発災後
4日後
～
1ヶ月
以降

地区の孤立対策 (風水害編 第3章 第10節)		【担当班等】 災害対策本部事務局統括班
【関連班等】 消防部, 情報班, 物資調達・配送班, 土木班, 広報・報道班, 消防班, 避難所班, 消防班, 要配慮者対策班, 救護防疫班	【関連機関等】 国土交通省関東地方整備局, 茨城県, 守谷消防署, 自衛隊, 取手警察署, 防災関連事業所	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	利根川, 鬼怒川, 小貝川水系における洪水発生によって, その地形的な特性から一時的な浸水により, 孤立する事態が想定される地区がある。市, 国, 県及び防災関係機関等は, 早期に気象情報等を把握するとともに共有し, 浸水により孤立する恐れのある地区の状況を相互に情報共有できる態勢を確保しつつ, 被害状況の早期把握, 市民の確実な誘導・救出等に関し迅速な対応を実施し, 市民の安全を確保する。	



4 避難が困難な市民の救出

(1) 避難が困難な市民を救出する。

報告□

- ・孤立した地域で避難が困難な市民を、本マニュアル「救急・救助活動」に基づき救出する。

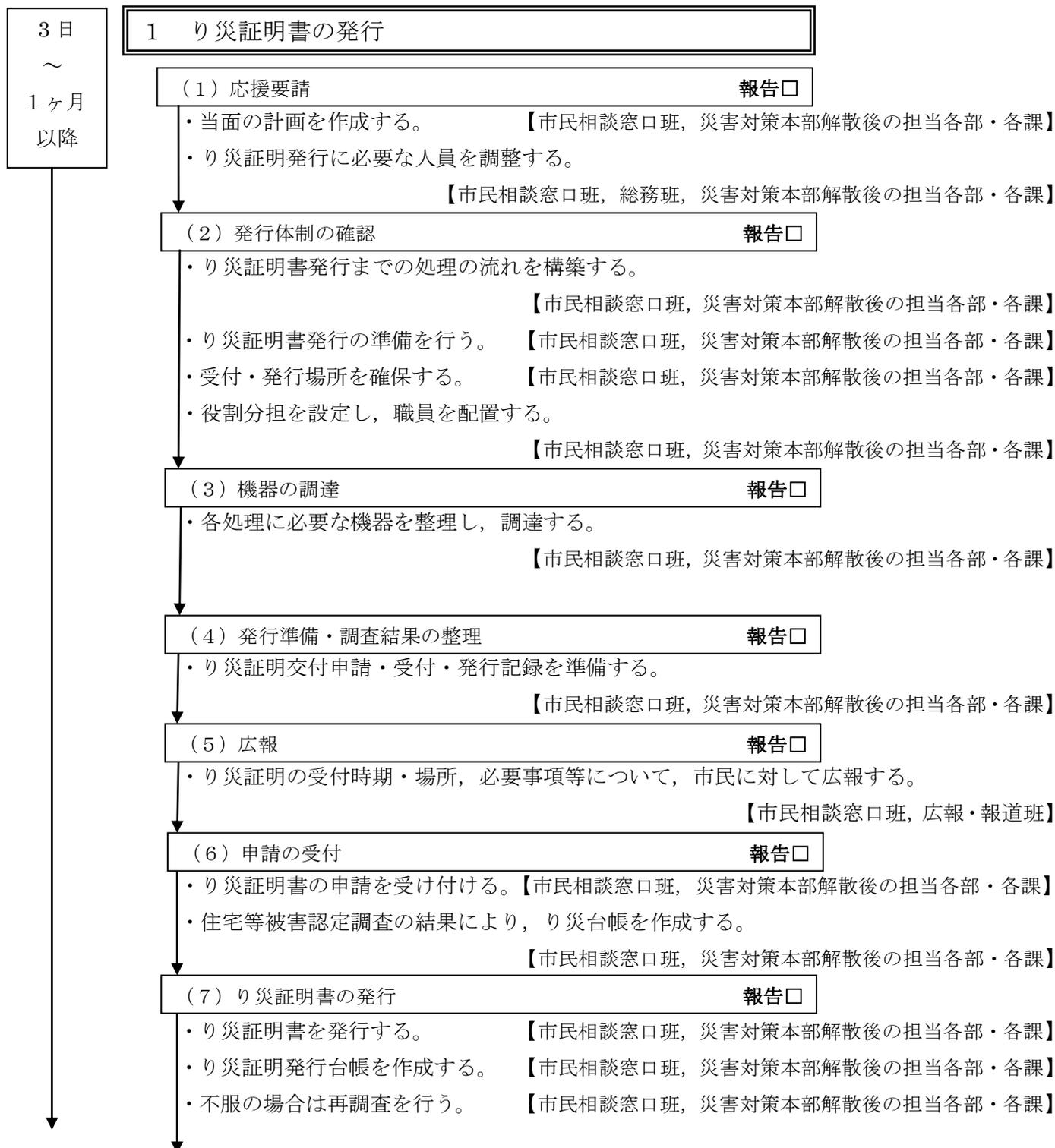
【統括班，情報班，救護・防疫班，広報・報道班，消防班，自主防災組織】

(2) 避難等を拒否する市民の対応

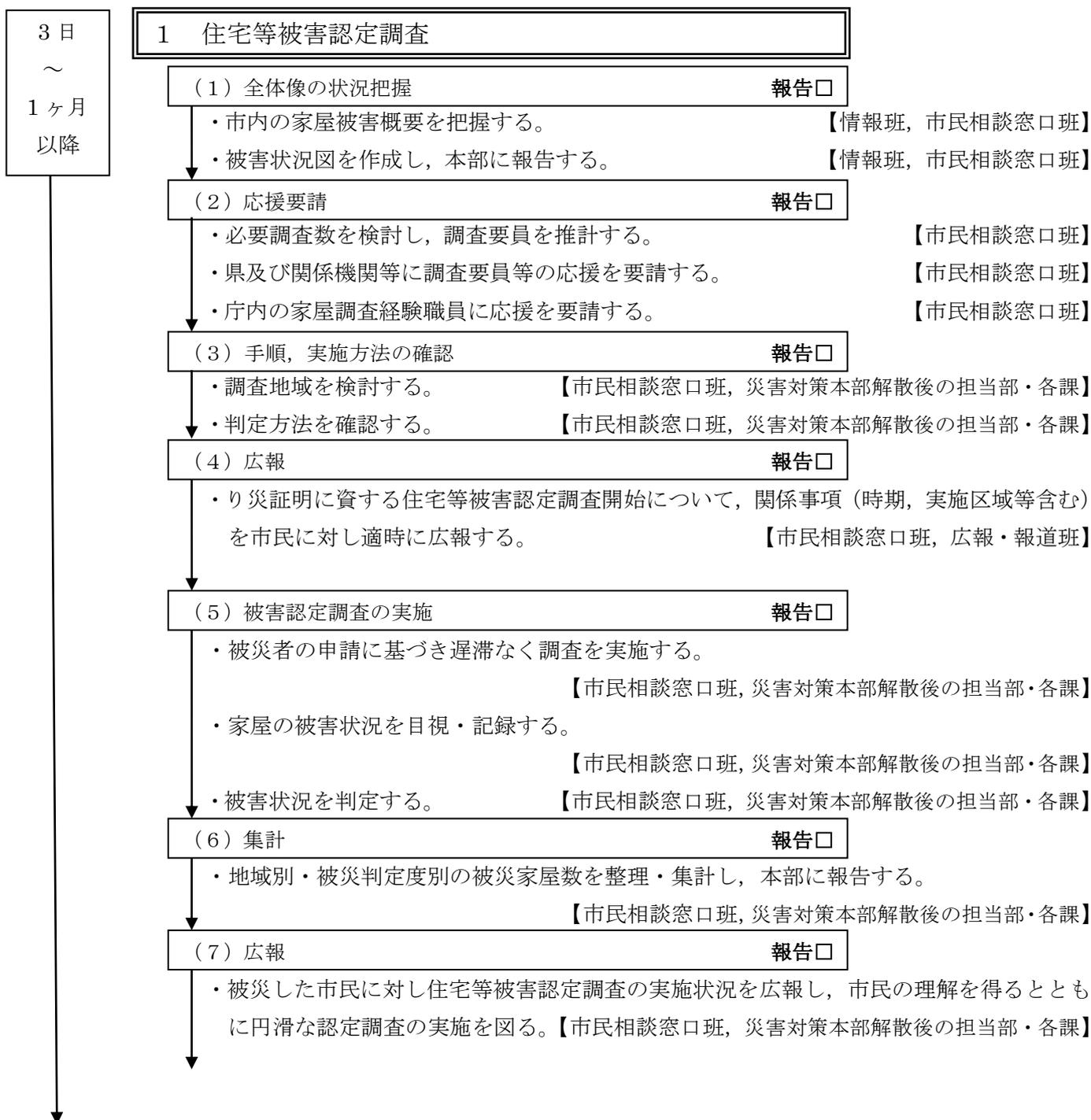
報告□

- ・拒否する市民を説得する。【避難所班】
- ・拒否する市民との連絡手段を確保する。【情報班】
- ・要求等についてリサーチする。【避難所班】
- ・飲料水，食糧，日用品等を確保する。【物資調達・配送班】
- ・自衛隊等のリエイゾンと輸送要領等について調整する。【統括班】
- ・本マニュアル「保健師活動」，「防疫対策」，「精神保健対策」に基づき，拒否する市民の健康を確保する。【救護・防疫班】

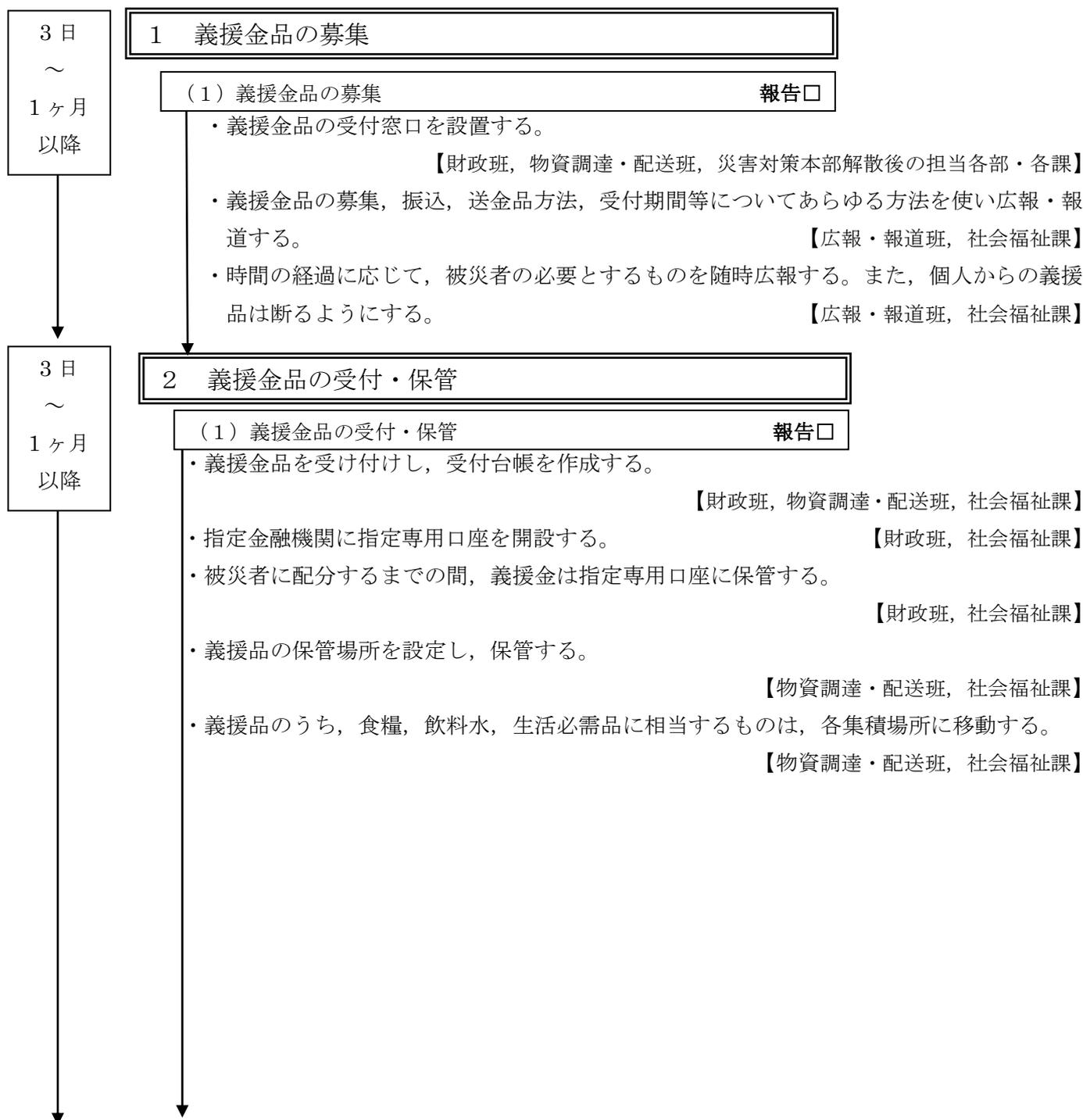
り災証明書の発行 (第5章 第1節 第1)	【担当班等】 総合対応部市民相談窓口班, 災害対策本部解散後の担当各部・各課
【関連班等】 総務班, 災害対策本部解散後の担当各部・各課	【関連機関等】 茨城県,
【業務関連マニュアル】 り災証明書交付マニュアル	【関係根拠等】
着眼	市は、被災した市民のため、住宅等被害認定調査結果に基づき「り災証明書」を遅滞なく発行する。この際、状況により復興プロジェクトへの申し送りを確実にし、混乱を回避する。



住宅等被害認定調査 (第5章 第1節 第2)	【担当班等】 市民相談窓口班 災害対策本部解散後の担当部・各課
【関連班等】 情報班, 広報・報道班, 各部, 各班 家屋調査経験職員	【関連機関等】 国, 茨城県, 茨城県建築士会, 災害時応援協定事業者 (建築)
【業務関連マニュアル】 り災証明書交付マニュアル	【関係根拠等】 災害に係る住家の被害認定基準運用指針
着眼	災害により被災した建築物について, 被害状況を的確に把握し, 市としての体制を十分に確保し被害認定調査を実施して, 速やかなり災証明書の交付に資するとともに, 実施状況等を的確に市民に広報し市民の安心を獲得する。この際, 関係機関等と綿密に連携を図り円滑かつ迅速に業務を推進する。



災害義援金品の配布	【担当班等】 災害対策本部事務局財政班，物資調達・配送班 社会福祉課，
【関連班等】 広報・報道班，災害対策本部解散後の担当各部・各課，避難所班，要配慮者対策班，市民相談窓口班	【関連機関等】 茨城県，守谷市社会福祉協議会，日本赤十字社，茨城県共同募金会，各行政機関，各企業等
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】
着眼	大規模災害時には，地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで，被災者の自立的な生活再建を支援するため，関係機関・団体等と協力し，被災者に対する義援金品の募集及び配分を講じる。 この際，適正な受付，迅速かつ効果的な配分に留意する。



3日
～
1ヶ月
以降

3 義援金品の配分

(1) 義援金配分委員会の設置 報告□

- ・災害義援金配分委員会を設置する。

【財政班，避難所班，要配慮者対策班，社会福祉課】

(2) 対象者，配分方法の決定 報告□

- ・配分基準を協議し，検討する。

【財政班，避難所班，要配慮者対策班，社会福祉課】

- ・災害義援金配分委員会において配分方法を決定する。

【財政班，避難所班，要配慮者対策班，社会福祉課】

(3) 義援金の申請 報告□

- ・義援金の申請相談窓口を設置する。

【市民相談窓口班，社会福祉課】

- ・義援金の申請内容を確認する。

【財政班，避難所班，要配慮者対策班，社会福祉課】

(4) 義援金の配分 報告□

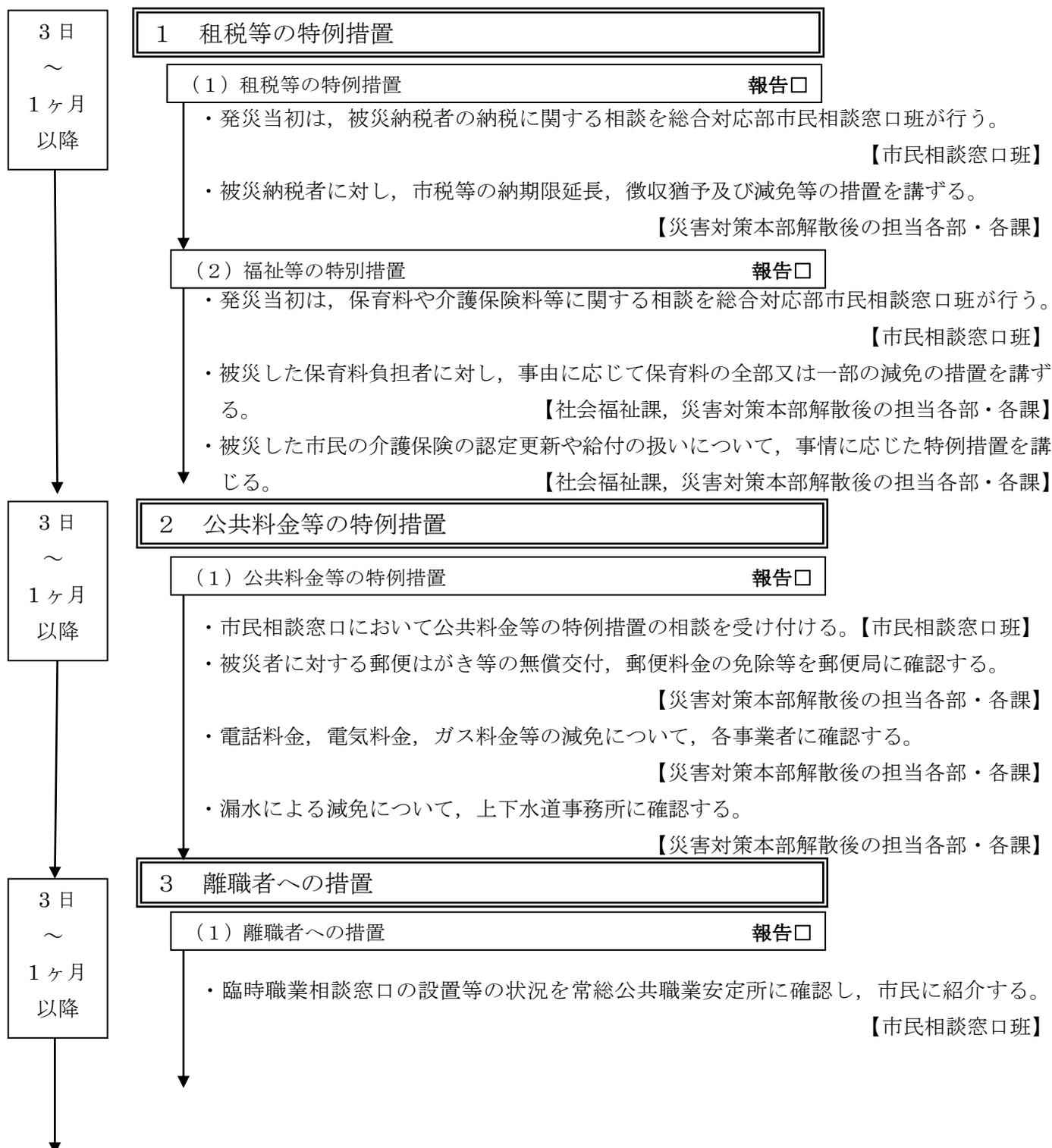
- ・配分基準に基づき，義援金を振り込む。

【財政班，社会福祉課】

- ・様式（義援金台帳）に記録する。

【財政班，社会福祉課】

被災者支援対応 (第5章 第1節 第4)	【担当班等】 総合対応部市民相談窓口班, 総合対応部広報・報道班, 社会福祉課,
【関連班等】 災害対策本部解散後の担当各部・各課	【関連機関等】 国, 茨城県, 国税庁, 郵政, 通信, 電気, ガス等の 事業者, 常総公共職業安定所
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】
着 眼	災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し, 安定した生活の早期回復を図るとともに, 離職を余儀なくされた被災者に雇用対策を積極的に推進していくものとする。



・離職者の相談に対し、公共職業安定所の事業を紹介する。

【社会福祉課，災害対策本部解散後の担当各部・各課】

3日
～
1ヶ月
以降

4 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(1) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

報告□

・特例措置の適用状況を常総公共職業安定所に確認し紹介する。

【市民相談窓口班】

・災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者，被害による休業のため賃金を受けることができない雇用保険の被保険者の相談に対し，常総公共職業安定所が行う特例措置を紹介する。

【社会福祉課，災害対策本部解散後の担当各部・各課】

3日
～
1ヶ月
以降

5 広報

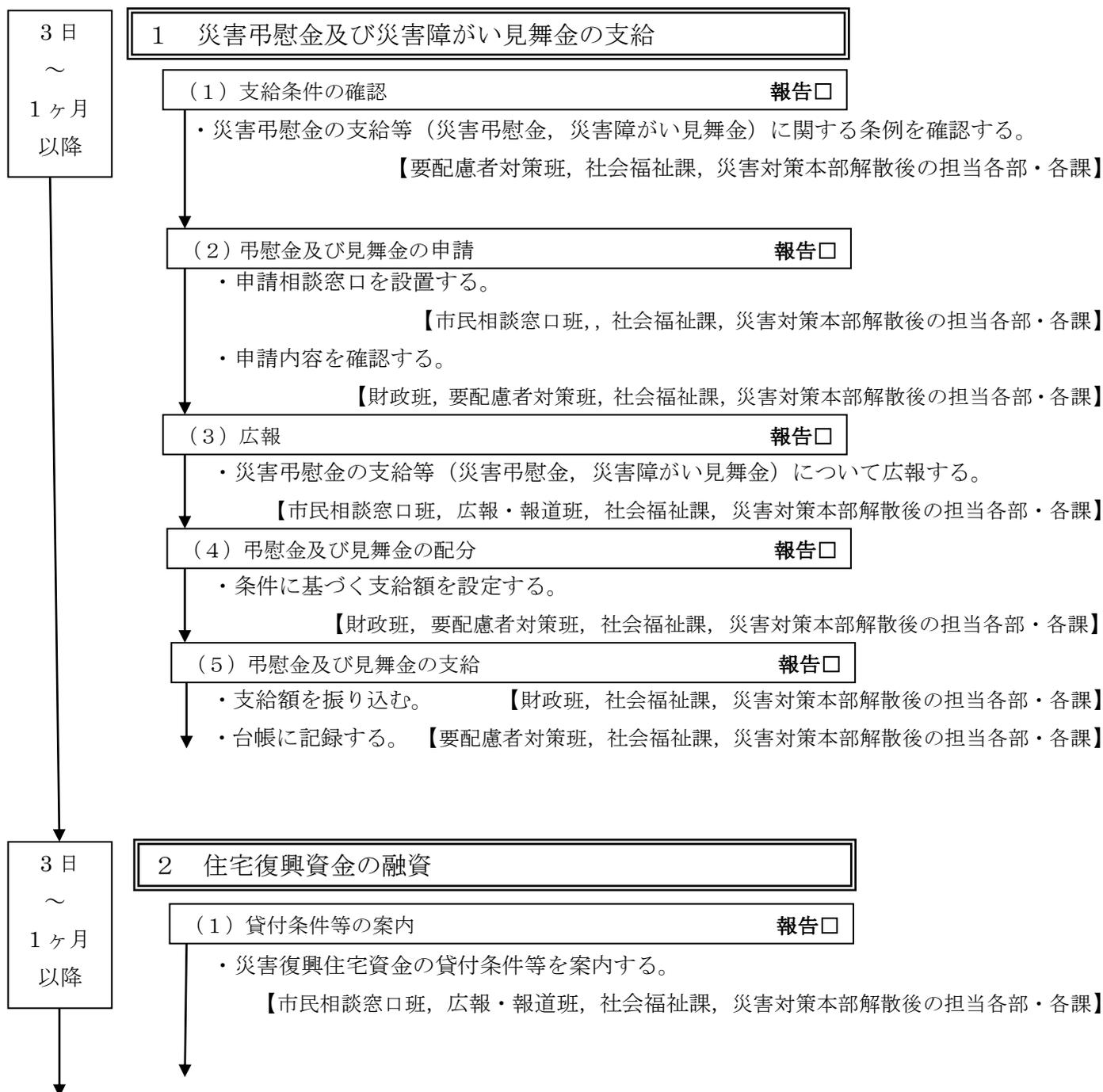
(1) 上記事項の広報

報告□

・あらゆる手段を活用し，適時に市民に対し広報する。

【広報・報道班，災害対策本部解散後の担当各部・各課】

生活資金の支給・融資 (第5章 第1節 第5)		【担当班等】 福祉・救護・避難支援部要配慮者対策班, 社会福祉課, 災害対策本部解散後の担当各部・各課
【関連班等】 財政班, 市民相談窓口班, 広報・報道班, 財政班	【関連機関等】 茨城県, 茨城県社会福祉協議会, 守谷市社会福祉協議会, 住宅金融支援機構	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	大規模災害時には, 地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで, 市及び守谷市社会福祉協議会は, 被災者の自立的生活再建を支援するため, 県, 県社会福祉協議会, 関係機関・団体等と協力し, 災害弔慰金等の支給及び貸付け等の措置を講じる。	



3日
～
1ヶ月
以降

3 生活資金の貸付け

(1) 貸付条件の確認 報告□

- ・ 災害援護資金，生活福祉資金，母子父子寡婦福祉資金等の貸付条件を確認する。
【要配慮者対策班，社会福祉課，災害対策本部解散後の担当各部・各課】

(2) 生活資金の申請 報告□

- ・ 申請相談窓口を設置する。
【市民相談窓口班，社会福祉課，災害対策本部解散後の担当各部・各課】
- ・ 申請内容を確認する。
【財政班，要配慮者対策班，社会福祉課，災害対策本部解散後の担当各部・各課】

(3) 広報 報告□

- ・ 生活資金の貸付けについて広報する。
【市民相談窓口班，広報・報道班，社会福祉課，災害対策本部解散後の担当各部・各課】

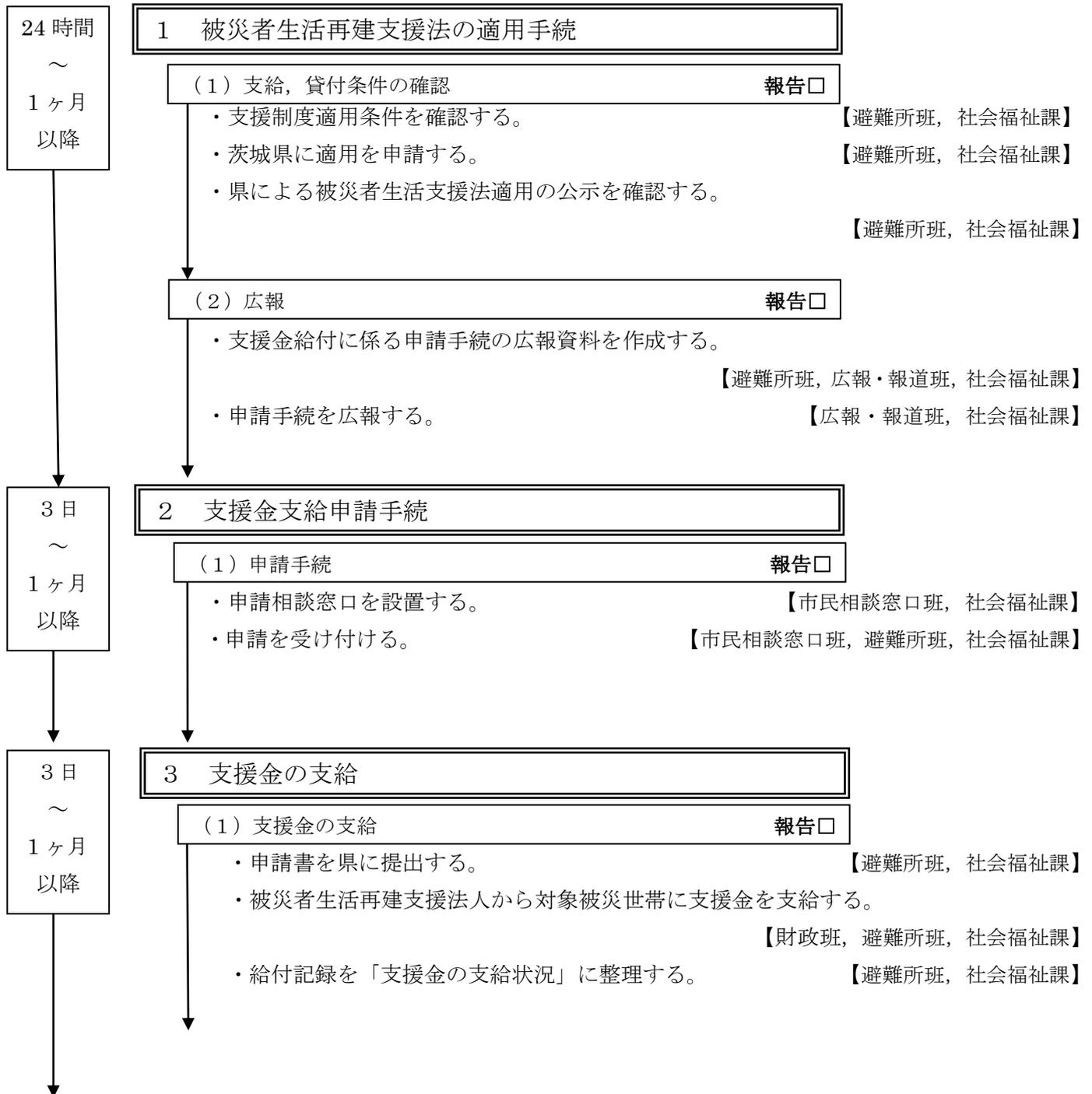
(4) 生活資金の配分 報告□

- ・ 条件に基づく貸付額を設定する。
【財政班，要配慮者対策班，社会福祉課，災害対策本部解散後の担当各部・各課】
- ・ 茨城県社会福祉協議会における生活福祉資金の貸付けを照会する。
【要配慮者対策班，社会福祉課，災害対策本部解散後の担当各部・各課】

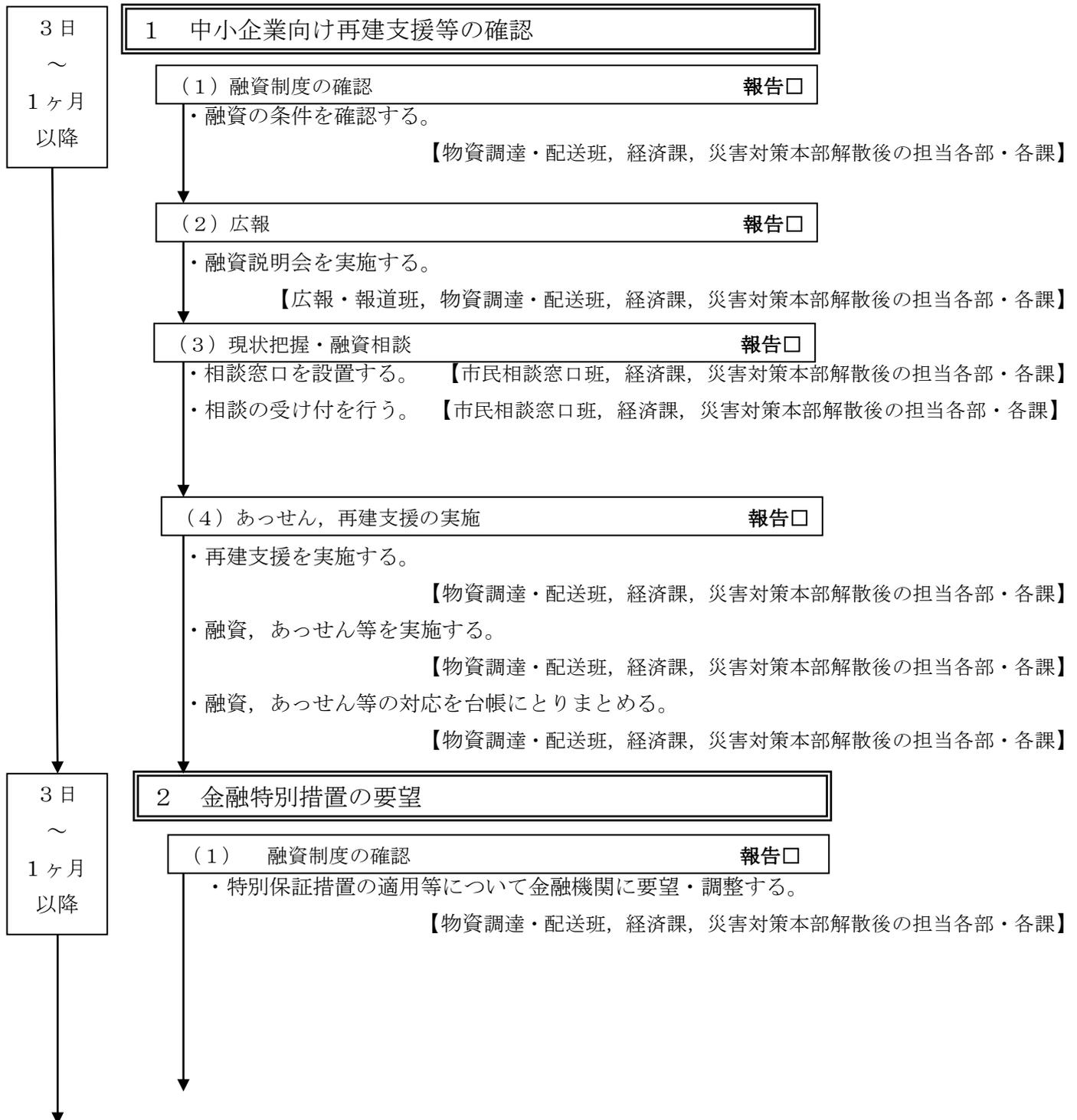
(5) 貸付金の支給 報告□

- ・ 貸付金を振り込む。 【財政班，社会福祉課，災害対策本部解散後の担当各部・各課】
- ・ 台帳に記録する。 【要配慮者対策班，社会福祉課，災害対策本部解散後の担当各部・各課】

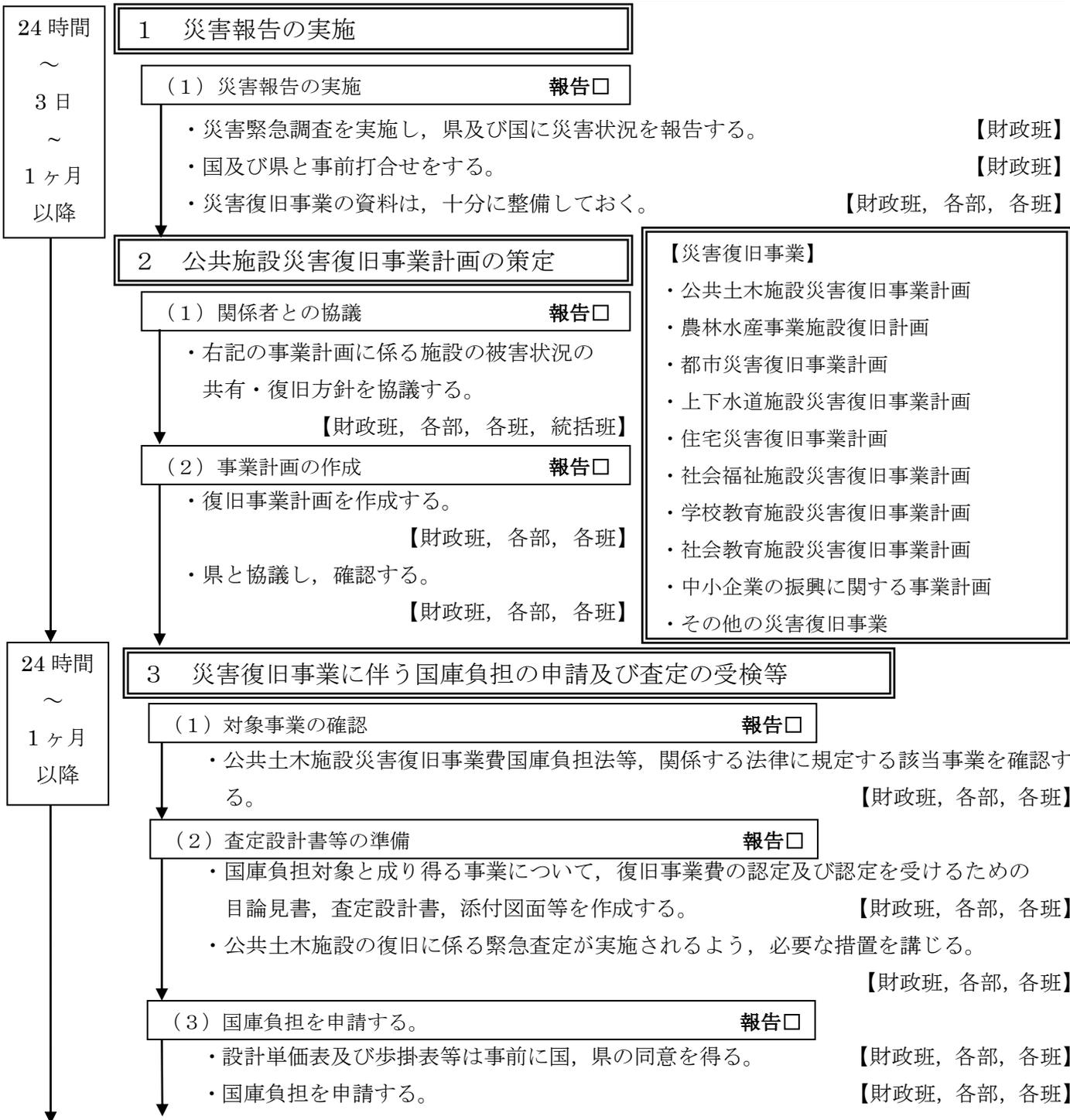
被災者生活再建支援制度の適用 (第5章 第1節 第6)		【担当班等】 福祉・救護・避難支援部避難所班, 社会福祉課
【関連班等】 広報・報道班, 財政班, 市民相談窓口班	【関連機関等】 茨城県, 被災者再建支援法人	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】 被災者生活支援法	
着眼	災害において住宅全壊世帯数が一定基準以上になった場合等, 法に定める基準を満たした場合に, 「被災者生活支援法」を適用し, 支援金を支給することにより生活の再建を支援し, もって市民の生活安定と被災地の速やかな復興に資する。	

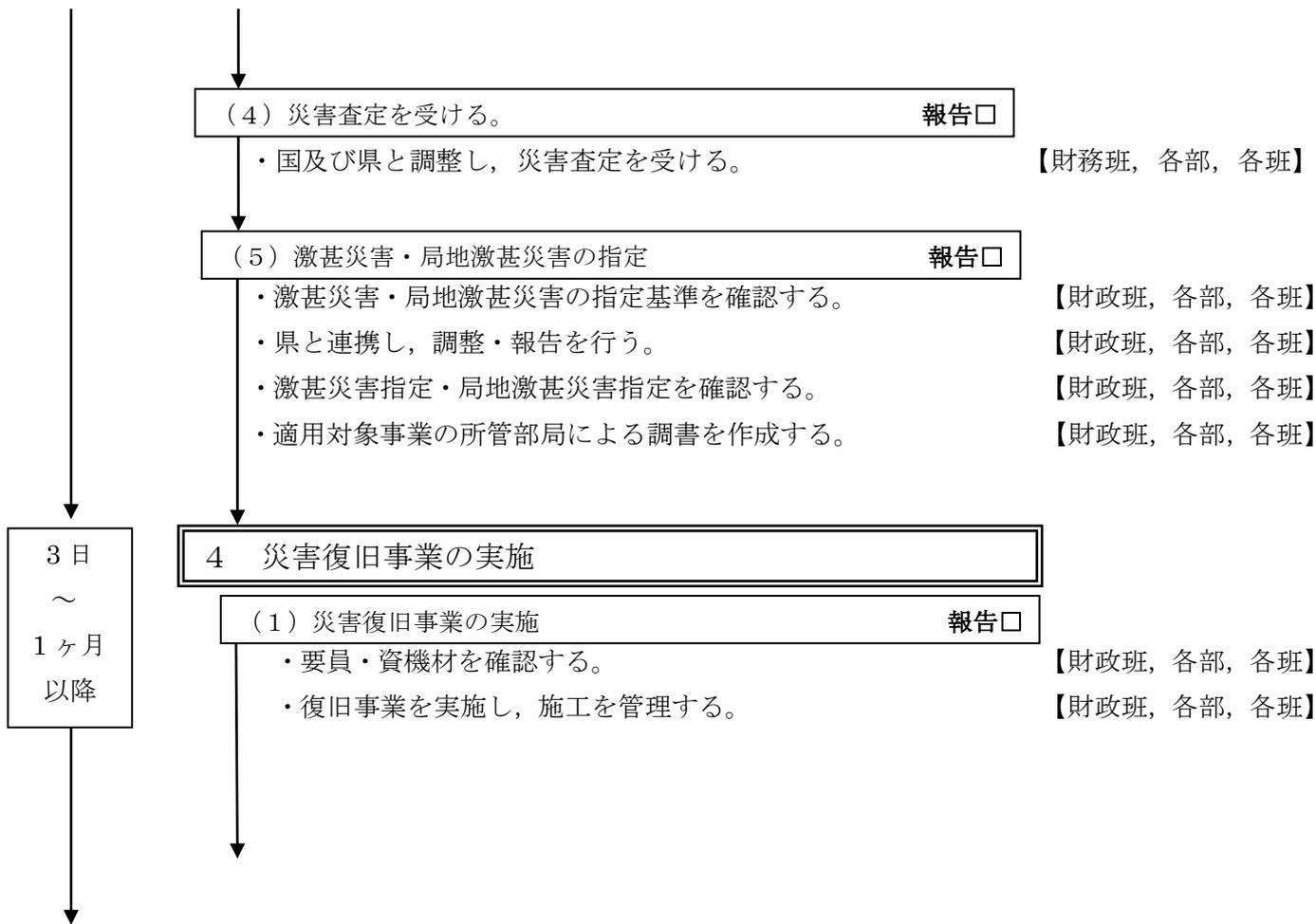


中小企業等の再建支援 (第5章 第1節 第7)		【担当班等】 災害対策本部事務局物資調達・配送班, 経済課, 災害対策本部解散後の担当各部・各課
【関連班等】 広報・報道班, 市民相談窓口班 災害対策本部解散後の担当各部・各課	【関連機関等】 茨城県, 金融機関, 守谷市商工会	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着 眼	災害において被災した中小企業に対し, 国, 県及び金融機関が行う金融特別措置について広報及び再建支援等を実施し, もって市民の生活安定と被災地の速やかな復興に資する。	

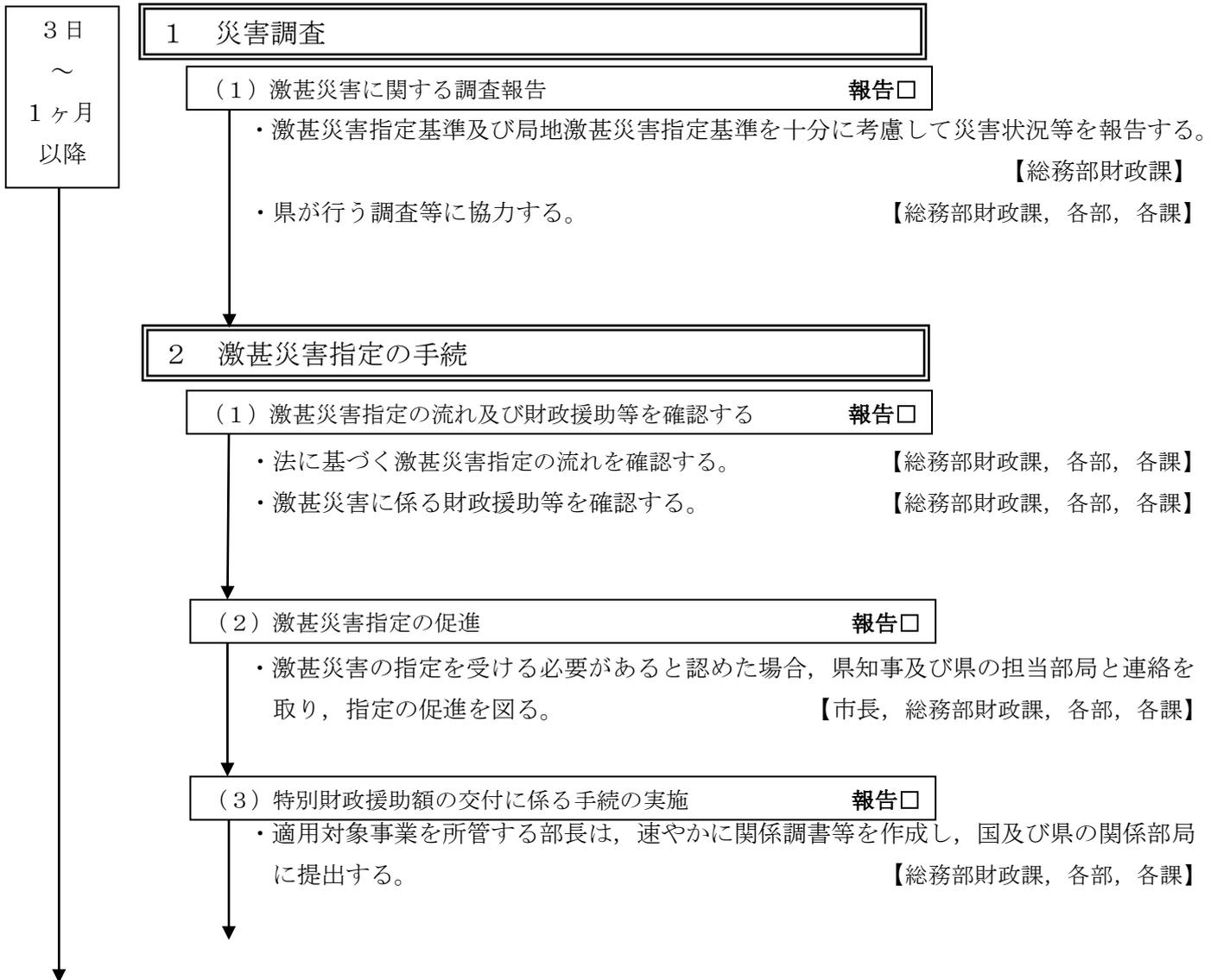


公共施設の災害復旧 (第5章 第2節)		【担当班等】 災害対策本部事務局財政班, 各部, 各班 災害対策本部解散後の各部・各課
【関連班等】 統括班,	【関連機関等】 国, 茨城県,	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	
着眼	災害復旧は, 被災施設等の原形復旧に合わせ将来の災害に備える事業計画を確立し, 早期復旧を目標にする。 このため, 災害応急対策を講じた後, 的確に被害状況を調査・把握し, 財政援助・助成計画と合致させるとともに, 関係機関と十分に連携し, 事業を推進する。	

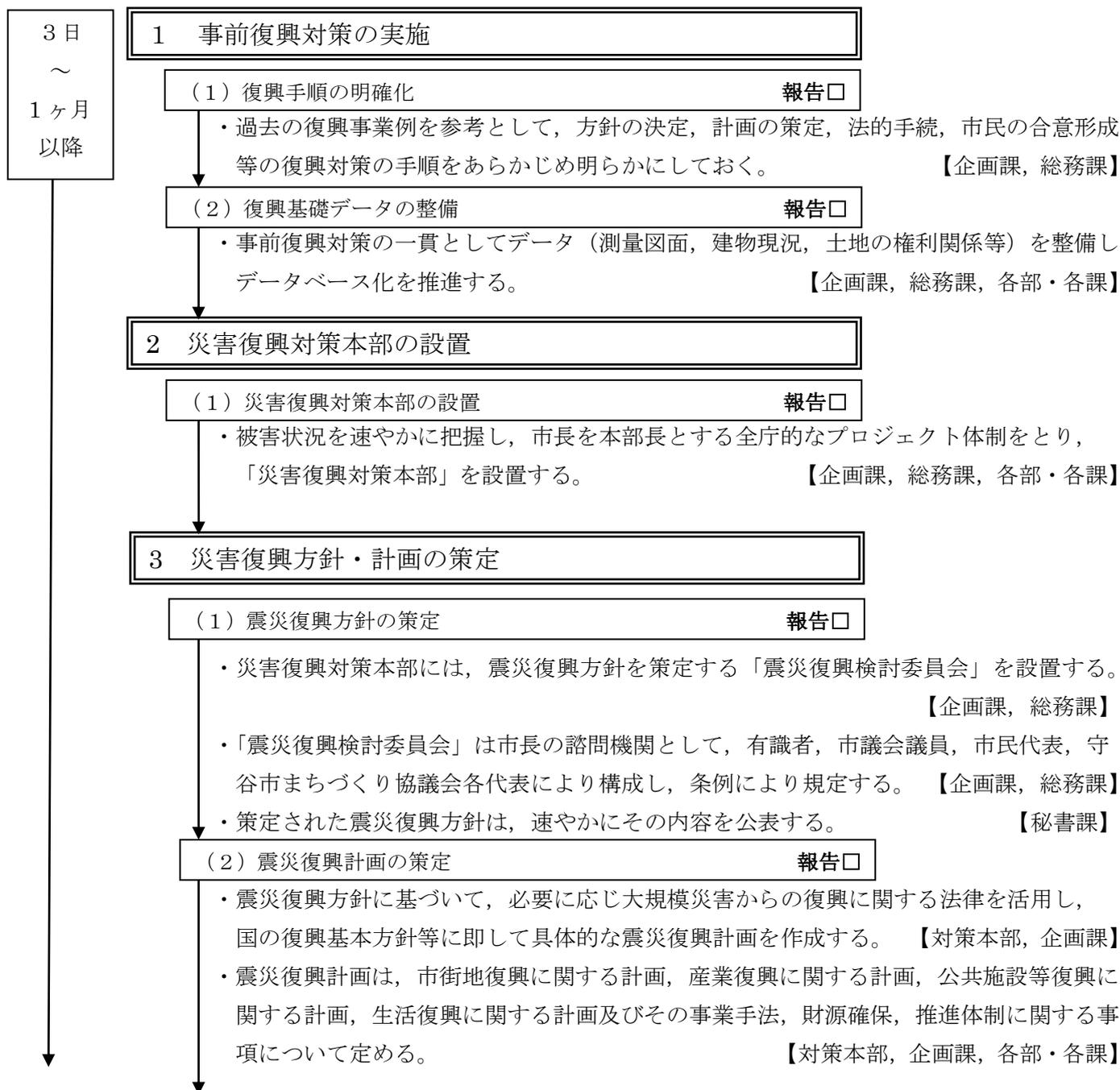




激甚災害の指定 (第5章 第3節)		【担当班等】 総務部財政課, 震災復興対策本部 (仮称)
【関連班等】 市長, 各部, 各課	【関連機関等】 国, 茨城県	
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】	
着眼	著しく激甚な災害が発生した場合に, 地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高める目的で, 昭和37年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」が制定された。このため, 本市に大規模な被害が生じた場合は, 法による援助・助成を受けて適切な復興事業を推進する。	



復興事業の推進 (第5章 第4節)	【担当班等】 総務部企画課, 総務課, 秘書課, 都市整備部都市計画課, 震災復興対策本部 (仮称)
【関連班等】 各部・各課, 災害復興検討委員会 市議会議員	【関連機関等】 有識者, 市民代表
【業務関連マニュアル】	【関係根拠等】
着眼	災害により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には, 迅速な被災地域の復興が不可欠である。復興は復旧と違い, 被災前の地域の抱える課題を解決し, 被災を契機に都市構造や地域産業構造等をよりよいものに改善する事業と位置付けられる。このため復興事業は, 市民や企業, その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するため, 被災後速やかに復興計画を作成し, 関係する主体との調整及び合意形成を行い, 計画的な復興事業を推進する。



- ・「震災復興検討委員会」に震災復興計画に対する意見等を求め、震災復興計画を策定する。 【対策本部，企画課】

(3) 広報 報告□

- ・内容を広報する。

【秘書課】

4 震災復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続の実施 報告□

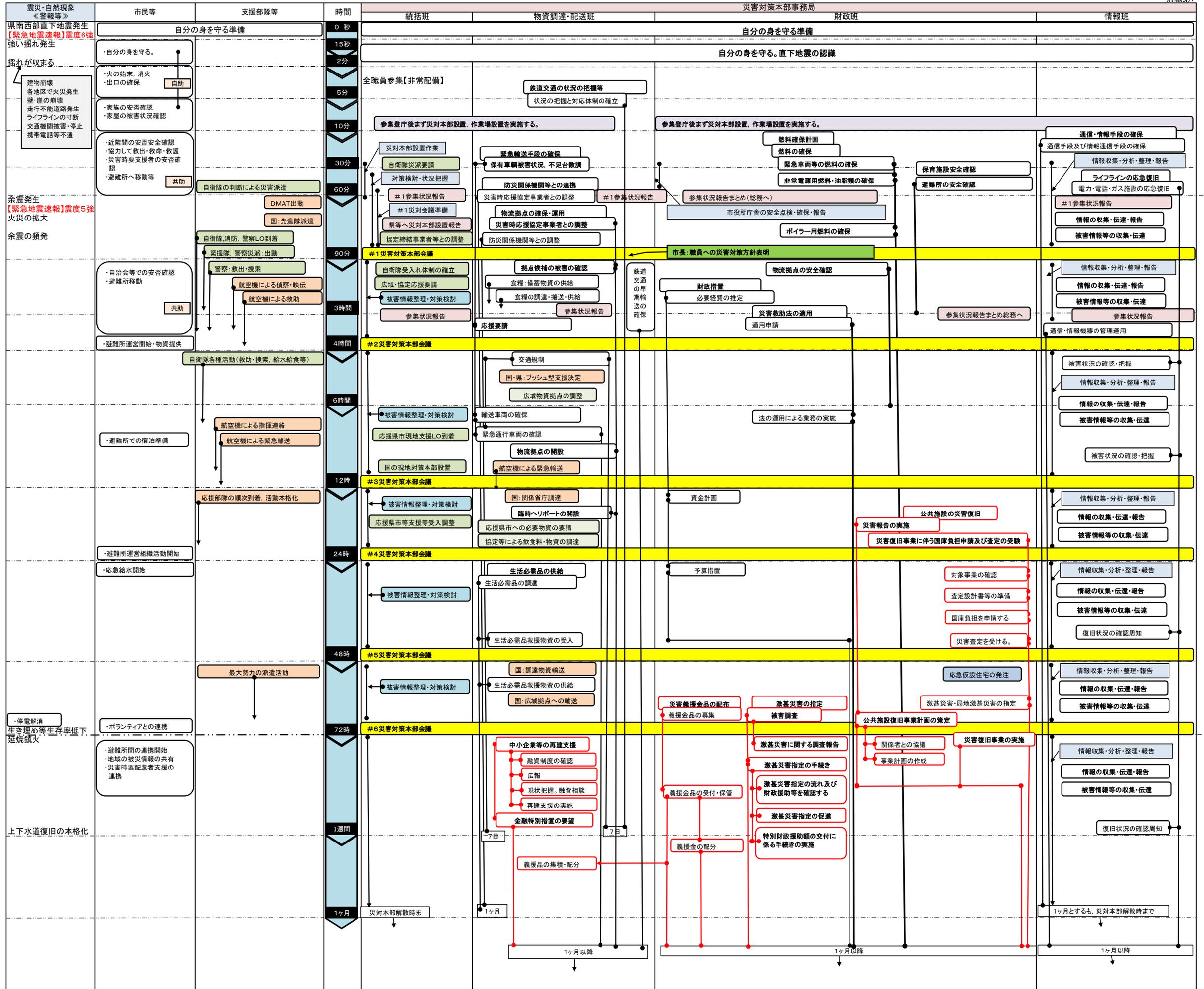
- ・被災地での土地区画整理の必要性が認められ，県により建築制限区域の指定が行われた場合，当該地域の土地権利者等に対して通知を行う。 【都市計画課】
- ・都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し，建築行為等の制限について検討する。 【都市計画課】
- ・被災市街地復興推進地域は，通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。 【都市計画課】

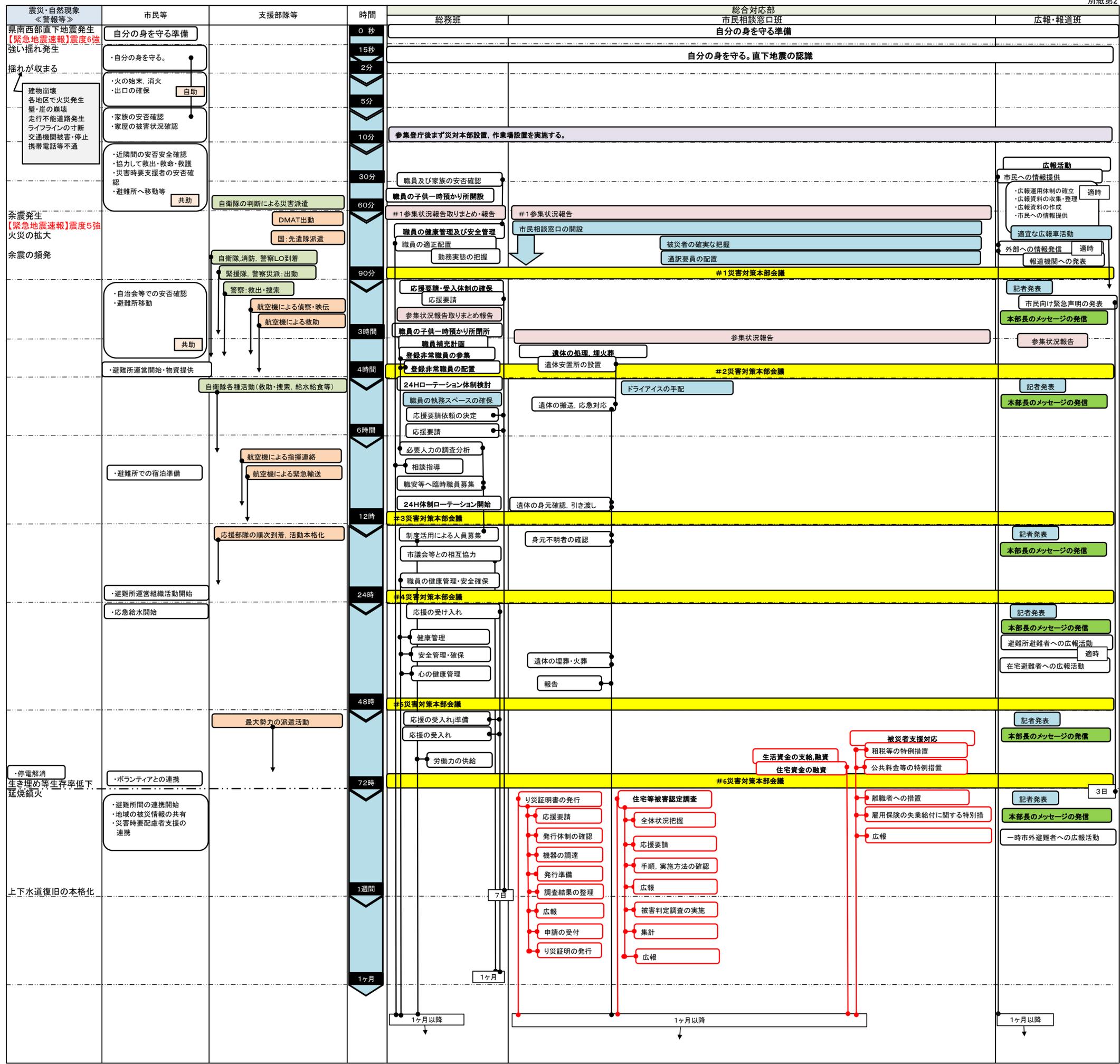
(2) 震災復興事業の実施 報告□

- ・震災復興に関する担当部所を設置し必要な職員を配置する。 【企画課，総務課】
- ・震災復興に関する担当部所を中心に，震災復興計画に基づいて震災復興事業を推進する。 【対策本部，企画課，各部・各課】

災害タイムライン

災害対策本部事務局災害タイムライン





福祉・救護・避難支援部災害タイムライン

